

平成26年第4回皆野町議会定例会会議録目次

| | |
|---|----|
| 招集告示 | 1 |
| 応招・不応招議員 | 2 |
| 12月11日(木) | |
| ○開会及び開議 | 6 |
| ○議案等の説明のため出席した者の紹介 | 6 |
| ○町長挨拶 | 6 |
| ○議事日程の報告 | 6 |
| ○会議録署名議員の指名 | 7 |
| ○会期の決定 | 7 |
| ○諸般の報告 | 7 |
| ○町政に対する一般質問 | 9 |
| 1番 小杉修一 議員 | 9 |
| 3番 常山知子 議員 | 16 |
| 10番 林 豊 議員 | 24 |
| 12番 内海勝男 議員 | 31 |
| ○町長提出議案の報告及び一括上程 | 37 |
| ○議案第29号の説明、質疑、討論、採決 | 37 |
| ・議案第29号 皆野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について | |
| ○議案第30号の説明、質疑、討論、採決 | 41 |
| ・議案第30号 皆野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について | |
| ○議案第31号の説明、質疑、討論、採決 | 43 |
| ・議案第31号 皆野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について | |
| ○議案第32号の説明、質疑、討論、採決 | 49 |
| ・議案第32号 皆野町歯と口の健康づくり推進条例の制定について | |
| ○議案第33号の説明、質疑、討論、採決 | 52 |
| ・議案第33号 皆野町学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| ○議案第34号の説明、質疑、討論、採決 | 60 |
| ・議案第34号 皆野町営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| ○議案第35号の説明、質疑、討論、採決 | 63 |
| ・議案第35号 皆野町長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について | |

| | |
|--------------------------------------|----|
| ○議案第36号の説明、質疑、討論、採決 | 67 |
| ・議案第36号 皆野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について | |
| ○議案第37号の説明、質疑、討論、採決 | 69 |
| ・議案第37号 皆野町遺児手当給付条例を廃止する条例の制定について | |
| ○日程の追加 | 72 |
| ○議案第38号の説明、質疑、討論、採決 | 72 |
| ・議案第38号 平成26年度皆野町一般会計補正予算（第4号） | |
| ○会議時間の延長 | 75 |
| ○議案第39号の説明、質疑、討論、採決 | 83 |
| ・議案第39号 平成26年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号） | |
| ○請願の審査報告 | 85 |
| ○平成26年請願第4号の報告、質疑、討論、採決 | 85 |
| ・平成26年請願第4号 所得税法第56条の廃止を求める請願 | |
| ○総務教育厚生常任委員会継続調査の委員長報告 | 87 |
| ○産業建設常任委員会継続調査の委員長報告 | 88 |
| ○議会運営委員会継続調査の委員長報告 | 89 |
| ○総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について | 90 |
| ○議会運営委員会の閉会中の継続調査について | 90 |
| ○議決事件の字句及び数字等の整理 | 91 |
| ○閉会について | 91 |
| ○閉 会 | 91 |

○ 招 集 告 示

皆野町告示第94号

平成26年第4回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年12月8日

皆野町長 石木戸 道 也

1 期 日 平成26年12月11日

2 場 所 皆野町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

| | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|----|-----|---|---|---|----|----|
| 1番 | 小 | 杉 | 修 | 一 | 議員 | 2番 | 宮 | 前 | 司 | 議員 | |
| 3番 | 常 | 山 | 知 | 子 | 議員 | 4番 | 若 | 林 | 光 | 雄 | 議員 |
| 5番 | 大 | 澤 | 金 | 作 | 議員 | 6番 | 新 | 井 | 達 | 男 | 議員 |
| 7番 | 新 | 井 | 康 | 夫 | 議員 | 8番 | 大 | 野 | 喜 | 明 | 議員 |
| 9番 | 大 | 澤 | 徑 | 子 | 議員 | 10番 | 林 | | | 豊 | 議員 |
| 11番 | 四 | 方 | 田 | 実 | 議員 | 12番 | 内 | 海 | 勝 | 男 | 議員 |

不応招議員（なし）

平成26年第4回皆野町議会定例会 第1日

平成26年12月11日（木曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、町政に対する一般質問

1 番 小 杉 修 一 議員

3 番 常 山 知 子 議員

10 番 林 豊 議員

12 番 内 海 勝 男 議員

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第29号 皆野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第30号 皆野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第31号 皆野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第32号 皆野町歯と口の健康づくり推進条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第33号 皆野町学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第34号 皆野町営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第35号 皆野町長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第36号 皆野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第37号 皆野町遺児手当給付条例を廃止する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第38号 平成26年度皆野町一般会計補正予算（第4号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第39号 平成26年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明、質疑、討論、採決

1、請願の審査報告

1、平成26年請願第4号 所得税法第56条の廃止を求める請願の報告、質疑、討論、採決

- 1、総務教育厚生常任委員会継続調査の委員長報告
- 1、産業建設常任委員会継続調査の委員長報告
- 1、議会運営委員会継続調査の委員長報告
- 1、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 1、議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 1、議決事件の字句及び数字等の整理
- 1、閉会について
- 1、閉 会

午前9時01分開会

出席議員（12名）

| | | | | | |
|-----|------|----|-----|------|----|
| 1番 | 小杉修一 | 議員 | 2番 | 宮前司 | 議員 |
| 3番 | 常山知子 | 議員 | 4番 | 若林光雄 | 議員 |
| 5番 | 大澤金作 | 議員 | 6番 | 新井達男 | 議員 |
| 7番 | 新井康夫 | 議員 | 8番 | 大野喜明 | 議員 |
| 9番 | 大澤径子 | 議員 | 10番 | 林豊 | 議員 |
| 11番 | 四方田実 | 議員 | 12番 | 内海勝男 | 議員 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------------|-------|-------------|-------|
| 町長 | 石木戸道也 | 副町長 | 土屋良彦 |
| 会計兼 管理 会計課長 | 村田晴保 | 教育長 | 山口喜一郎 |
| 総務課長 | 川田稔久 | 町民生活 課長 | 四方田勝吉 |
| 健康福祉 課長 | 浅見広行 | 参事兼 税務課長 | 大澤康男 |
| 産業観光 課長 | 大塚宏 | 参事兼 建設課長 | 小宮健一 |
| 教育次長 | 高橋修 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|-------------|------|----|-----|
| 参事兼 事務局長 | 吉橋守夫 | 書記 | 山田巖 |
|-------------|------|----|-----|

◎開会及び開議の宣告

(午前9時01分)

- 議長(四方田 実議員) おはようございます。ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。これより平成26年第4回皆野町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

- 議長(四方田 実議員) 本定例会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。



◎町長挨拶

- 議長(四方田 実議員) 本定例会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

[町長 石木戸道也登壇]

- 町長(石木戸道也) 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、常日ごろから町政進展のためご尽力をいただき、心から敬意と感謝の意を表する次第であります。秩父夜祭も終わり、ことしも余すところ20日となりました。2年ぶりの衆議院議員総選挙は、アベノミクスの経済政策などを主な争点にした選挙戦も終盤を迎えています。本日は、平成26年第4回皆野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席を賜り開会できますことに厚く御礼を申し上げます。ことしは、御嶽山の火山噴火や広島市の土砂災害などを初め各地で災害が発生し、多くの方が犠牲になりました。幸い当町におきましては、人的な被害もなく、平穏に過ぎまして、何よりでありました。なお、2月14日の気象観測始まって以来の大雪は、建物や農業施設に被害が多発しました。日野沢地区の孤立3集落には自衛隊の救援を受け入れた年でもありました。議員各位を初めとする多くの皆様のご協力をいただき、秋の諸行事も全て滞りなく終わりました。また、平成26年度事務事業も予定どおり進んでおるところであります。今定例会の町長提出議案は、付議事件一覧表のとおり11件であります。よろしくご審議をお願い申し上げまして、挨拶といたします。



◎議事日程の報告

- 議長(四方田 実議員) 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（四方田 実議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

9番 大澤 径子 議員

10番 林 豊 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（四方田 実議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月12日までの2日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月12日までの2日間と決定いたしました。

◇

◎諸般の報告

○議長（四方田 実議員） 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告いたします。

9月19日、埼玉県議会議事堂で開催された埼玉県議会議長会主催の議員政策研修会に出席しました。

月がかわり、10月1日、秩父市吉田総合支所で開催された秩父地域議事会第2回定例会に副議長と、同日、横瀬町町民会館で開催された横瀬町合併60周年・町制施行30周年記念式典に出席しました。

4日、横瀬町町民会館で開催された秩父安全大会・秩父地区暴力排除推進大会に、8日、横瀬町で開催のちちぶ定住自立圏推進委員会に、12日、秩父市吉田で開催された龍勢観光祭に、20日、東京都内で開催された株式会社西武ホールディングス上場感謝の集い並びに秩父地域議事会正副議長行政視察に副議長と、31日、秩父地方庁舎で開催の3議員連盟第2回役員会に副議長と出席しました。

月がかわりまして、11月3日、小鹿野町両神荘で開催された両神ふるさとまつりに、4日、埼玉県県民健康センターで開催の埼玉県町村議会議長会役員会に、9日、秩父市三峰で開催された奥秩父大滝紅葉まつりに副議長に代理出席をいただきました。

10日、東京都グランドアーク半蔵門で開催された地方議会活性化シンポジウムに、11日、秩父地域道議連と水・森議連の埼玉県知事並びに県議会議長への要望活動に、12日、東京都のNHKホールで開催された町村議会議長会全国大会に、16日、ちちぶ花見の里で開催のちちぶ荒川新そば祭りに、17日、秩父地域

道議連と水・森議連の国要望活動に出席しました。

月がかわりまして、12月3日、秩父市歴史文化伝承館で開催された秩父夜祭観光祭懇談会に出席しました。

以上です。

次に、皆野・長瀬上下水道組合議会議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

1番、小杉修一議員。

〔1番 小杉修一議員登壇〕

○1番（小杉修一議員） 1番、小杉修一です。皆野・長瀬上下水道組合議会から報告させていただきます。

9月26日に第2回定例会が開かれました。一般会計、浄化槽整備事業特別会計、下水道事業会計、水道事業会計、それぞれの決算認定及び補正予算が審議され、全て認定、あるいは可決されました。

また、11月28日には第2回臨時会が開かれました。職員の給与に関する条例の改正等6件の議案が審議され、全て可決されました。

次に、注目の道の駅みな周辺の下水道化に関しましてでございますが、10月17日に下水道本管敷設の工事の入札が行われ、その結果、業者も決まりまして、平成27年2月27日までに完工される見込みであります。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 続いて、秩父広域市町村圏組合議会議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

8番、大野喜明議員。

〔8番 大野喜明議員登壇〕

○8番（大野喜明議員） 秩父広域市町村圏組合議会報告をいたします。

9月以降の2つの議会報告となります。10月15日、議会臨時会が開催されました。議案は、平成26年度一般会計予算の補正と継続費の補正であります。一般会計予算の補正は、現計予算に2,500万円を増額し、消防費の秩父管外に転院搬送用の救急自動車を購入するものであります。この事業は、定住自立圏の事業とするものであり、秩父市と4町で2,500万円を応分に負担し、その金額は組合に納めていただくというものであります。

次に、継続費の補正であります。新火葬場の建設工事の総額の変更と年割額の変更をするものであります。当初の新火葬場建設の概算額は18億数百万でありましたが、昨今の労務単価や資材費の高騰などを考慮したという再積算概算額は24億5,033万円となり、平成27年度、平成28年度の年割額も大幅な増額提案がされたところであります。議会も、これを承認し、入札予定価格24億5,000万円とした入札が無事成立し、落札を期待していたわけでありましたが、ほんの3日前であります。12月8日に入札が行われ、その結果の報告が届きました。

以後については、議会報告ではありませんが、同じ事案でありますので、続いて報告いたします。一般競争入札で4業者応札の中、守屋八潮・斎藤特定建設工事共同企業体が落札したようであります。落札価格は19億1,484万円であります。入札額が大変大きなものになるのではないかと心配していたわけでありまして、結局、当初概算額より1億円程度高い19億1,484万円であったということで、ほっとすると同時に、慎重に概算したはずの概算額が24億5,000万円、この24億5,000万円が何だったのかという思いもちょっといたしますが、これから臨時議会が招集され、入札結果を審議し、順調にいけば2

月の組合議会において再度予算措置をすることになると思います。

もう一つの議会報告となります。11月12日に議会定例会が開催されました。管理者提出議案4件と議員提出議案1件でありました。議案1件は、平成25年度一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。小さな桁は省かせていただきますが、歳入50億7,200万円、歳出46億4,200万円、差引残高、これは継続費、翌年度繰越金等を含めてでありますけれども、残高が4億3,600万円ということであります。

議案2件目は、平成26年度一般会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に1億744万3,000円を増額し、42億1,911万4,000円にするものであります。主に繰越金によるものであり、予備費とするものの、大きな補正はありません。

議案3件目は、財産の取得についてであります。管外転院搬送救急自動車の購入であります。金額は2,440万8,000円であります。平成25年度の秩父管外への搬送の実績は476人であったというような報告がございます。救急医療体制の充実、救急システムの向上に寄与させたいということであります。

議案4件目であります。火葬場新築に要する費用負担についてであります。組合市町の負担金は、均等額20%、人口割80%とするものであります。

最後に、議員提出議案の水道広域化調査特別委員会設置に関する決議であります。提出者は、秩父市選出の組合議員、荒船功議員であります。水道広域化調査特別委員会の設置が決議されました。目的は、水道広域化による調査研究ということであります。特別委員会は8人で構成され、秩父市4人、4町は各1人ずつであります。皆野町は大澤議員が委員となります。

以上で広域市町村圏組合議会の報告といたします。

○議長（四方田 実議員） 監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。

その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

執行部において行政報告がありましたら、報告をお願いします。

町長。

○町長（石木戸道也） 行政報告を申し上げます。

皆野町新型インフルエンザ等対策行動計画を作成したので、ご配付いたしました。ご一読をお願いし、報告といたします。

○議長（四方田 実議員） 執行部からの報告が終わりました。

これをもって諸般の報告を終わります。



◎町政に対する一般質問

○議長（四方田 実議員） 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

それでは、1番、小杉修一議員の質問を許します。

1番、小杉修一議員。

〔1番 小杉修一議員登壇〕

○1番（小杉修一議員） 1番、小杉修一です。

大変寒くなりました。四国地方では早くも大雪で、非常に大変なようではありますが、そうすると、当地域も、また大変心配されてきますので、十分な対策をお願いいたしたいところであります。

では、早速ですが、一般質問をいたします。まず、質問の1項めであります。高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種についてであります。町報みなの10月号の中で、国による新制度での高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種の案内がされていまして。しかし、これがなかなか理解しにくい感じであり、実際に健康福祉課へのさまざまな問い合わせで大変ご苦労されているように察せられます。私の周りにも問い合わせされる方がおられるのですが、間違えるといけないので、この内容・実施体制、そして注意点等ぜひわかりやすくご説明ください。

次に、質問の2項めでありますが、「暮らしの便利帳」発行と当地域の景気についてであります。株式会社サイネックスと皆野町で「暮らしの便利帳」なるものを共同発行することになったとお聞きしました。これは官民協働事業により発行され、その発行費用は全て有料広告収入で賄われるようであります。日常生活の手続、行政情報、観光情報等それなりに便利する冊子のようにありますが、町内全域へ無料配布される旨報じられましたが、①、「暮らしの便利帳」皆野町版はどのようなものなのか。その発行金額も含めて教えていただきたい。あわせて、株式会社サイネックスについて事業内容等を概略紹介してください。

さて、先日はGDP改定値がマイナス1.9%、実質賃金がマイナス2.8%、16カ月連続減という発表がなされました。ここに来て消費税の10%への引き上げが先送りになったのは、そのように全国的に景気が大変よくないからであります。今この発行費用を広告費として疲弊している小さな町の商工業者に全額依存するのには無理がある気がいたします。1件5万円、10万円、15万円の広告費のようですが、その協力依頼は、おつき合いするにも大変な額に思われます。

②、この広告金額をどのように認識されますか。また、当地域の景気をどのように捉えられますか。

③、もし予定している、この広告料が上がらなかったら、発行はどうなりますか。

④、この冊子は、名前のおり町民に便利な情報誌として使ってもらえるという確信のもと、町が協賛して発行されるのでしょから、ならば、この際、発行費用の一部、具体的に申し上げますと、5割、あるいは4割ぐらいを町が負担してもいいのではないかと考えますが、いかがですか。とにかくこのままでは大変ですから、何とぞ前向きで有意義な答弁をお願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 1番、小杉議員さんからご通告をいただきましたご質問のうち、1項目めの高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種についてお答えいたします。

肺炎球菌ワクチンの予防接種につきましては、ご質問にありましたように町報みなの10月号においてご案内を行いまして、既に予防接種が始まっております。この肺炎球菌ワクチンは、皆野町におきましても平成22年度から任意接種の補助を行っておりましたが、このたび10月1日から国の制度が変わりまして、予防接種法に基づく定期接種になりました。これにより、今までの任意接種の補助は終了となりました。

まず、この定期接種となった肺炎球菌ワクチン予防接種でございますが、これに対する補助の対象は過去に予防接種を受けたことがない方、1人1回限りでございます。したがって、過去に自費で接種を受けられた方も、あるいは町の補助で接種を受けられた方も、今後も助成の対象外でございます。

次に、65歳以上の方には平成26年度から平成30年度までの5年間、1人1回定期接種の対象となる機会がございます。これは65歳以上の方は5年間の間に1度は公費助成により予防接種を受けられる機会があ

りますが、このタイミングを逃しますと、公費助成での接種は受けられないということになります。

次に、65歳以上の方を5年間で接種するための振り分け、いわゆる順番の問題でございますが、65歳、70歳、75歳以降5歳間隔で対象になります。したがって、来年度は新たに65歳になる方、今年度64歳の方と同じく70歳になる今年度69歳の方、同様に74歳の方、79歳の方等が5歳間隔で、その次の年度以降も同様に新たに65歳になる方からの5歳間隔、これが対象となります。これにより5年後からは、新たに65歳になる方のみが対象になるというものでございます。

注意すべき点といたしましては、このタイミングを逃しますと、次の年度以降において、未接種者の救済としての接種はないということがございます。もう一点としては、この5歳間隔の間の方は、1年上回る年齢の方は接種の機会が4年後、2年上回る方は3年後というように希望しても対象の年齢でなければ接種ができないということがございます。これらのことを今後も高齢者が集まる場所に出向いたり、時期を見て町報みなのに再度掲載するなど、機会を捉えて周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 1番、小杉議員さんから通告がありました「暮らしの便利帳」の発行について回答いたします。

株式会社サイネックスより、町民の皆様が皆野町に関する行政情報などをわかりやすくまとめ、日常生活の中で役立てることができる便利帳の作成について提案がございました。この提案は、便利帳に掲載する行政情報を町が提供し、サイネックスが事業主から広告を募り、その広告料をもとに便利帳を印刷製本する官民協働型によるもので、平成26年9月2日、皆野町暮らしの便利帳の共同発行に関する協定を締結し、現在進めているものでございます。

便利帳の作成は、町とサイネックス2者による官民協働事業ではなく、広告を掲載していただく事業主の皆様とサイネックス、町との官民協働であると捉えております。この便利帳が事業主の皆様のご理解とご協力により発行できますことに御礼を申し上げます。

広告料は、広告が掲載されるスペースとサイズにより決まっております。表裏の表紙以外のページに掲載できる一番低額な広告料、サイズ6センチ掛ける5.8センチで消費税抜き5万4,000円、この5万4,000円から一番高額な裏表紙の全面広告では消費税抜き54万円であります。

便利帳に掲載される行政情報は、町の歴史や自然などの地域情報、暮らしの手続や届け出、窓口の案内、身近な医療機関や生活に役立つ豆知識などを掲載したA4判、全ページ4色カラー刷り、68ページ、4,400部の作成を予定しております。この作成をいたしました便利帳の納品については2月の中旬を予定してございます。

便利帳発行にかかる金額について、サイネックス埼玉北支店支店長代理に尋ねましたが、回答をいただけませんでしたので、お答えすることはできません。ご了解をいただきたいと思います。

株式会社サイネックスの概要ですが、本社、大阪府中央区瓦屋3-6-13、資本金7億5,000万円、年商、平成25年3月期において98億800万円、代表取締役社長、村田吉優。手がけております主な事業は、地方自治体と連携し、官民協働による行政情報の提供事業のほか、広告事業、出版業、印刷業などです。

広告料は、一番低額でも5万4,000円ですので、安いとは言えないと思います。厳しい競争の中で得た

利益から広告料を工面していただくこととなりますので、広告料の高い低いにかかわらず負担をいただくこととなりますので、事業主の皆様にはご協力いただけるならば、無理のない範囲でお願いをいたしたいと存じます。

サイネックスの提案する便利帳の作成は、町は便利帳に掲載する行政情報を提供し、サイネックスが便利帳に広告を掲載する事業主を募り、作成に要する費用を集めて印刷製本する予算ゼロ事業として採択したものであり、募った事業所の広告は行政情報とともに便利帳に掲載され、毎戸にお知らせをいたしますので、この事業への広告料の一部を補助することは考えておりません。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 1番、小杉議員さんの「暮らしの便利帳」の質問の中の、この地域の景気をどのように捉えているかとの質問ですが、衆議院議員選挙においても景気動向の評価、認識やアベノミクスなどの経済対策の是非が議論されているところでありますが、全体的には景気回復が進んでいる状況にあり、民間企業の賃金も上昇傾向にあると認識をしております。しかし、中小企業や地方経済においては、景気回復が実感できないという事業者が多いのも事実であると思えます。

○議長（四方田 実議員） 総務課長、金が集まらなかったらどうするのだという答えをお願いします。

続けてやってください。

○総務課長（川田稔久） お答えいたします。

広告料が集まらなかったらどうするののかということでございますが、締結をいたしました協定書の中には、社会情勢の変動や皆野町、またはサイネックスの責めに帰する理由により、その発行に不適切な事情が生じた場合には発行の全部または一部を中止することができるという協定になっておりますが、現在のところ、2月には納品ができるということで話を聞いております。

それから、先ほど私が答弁をいたしました中で、消費税抜きでという説明をいたしました。消費税込みで5万4,000円、一番高額で54万円です。訂正をさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 再質問をさせていただきます。

肺炎球菌ワクチンのほうからになりますけれども、国でテレビのコマーシャル的にPRされている、あれがなかなか早く、画面に一瞬で映るのですけれども、よくわからない方がいるみたいで、とにかくある程度、ああいうものがあるというのをみんな知ってきているものですから、では自分はどうなるのだというところで、いろいろな騒ぎというか、問い合わせにつながっているのだと思うのですけれども、高齢者において、この肺炎というのにかかる、いろいろなものを併発するので、この肺炎球菌というのが、うまくないのかなと考えているのですけれども、そうしますと、高齢者において、この表の、例えばさっき説明を受けましたけれども、85歳というのは、今84歳で、これから85歳を迎える人だとか、昔よく数え何歳とっていた時代があったような気がするのですけれども、そんな感じで表現されると、またそこが一つわかりにくいところがあるなという気がしてしまいますけれども、とにかく1回、例えば85歳のちょっと上、86歳ぐらいの人は、今理解しますところによると、約5年後ですか、90歳になるときまで、一般的に言えば高齢になっているにもかかわらず、毎年この肺炎球菌の不安を抱えながら90歳を待たざるを得ないのかなと。ならば、では自費でやれということなのでしょうけれども、皆野町におきましては、安

心安全な町民の生活を維持していくのを掲げている町なのですから、この辺何か一工夫できないものかなと。町が先に4年後の分、立てかえて補助してやって、4年後になったら、国からいただいてもいいのかなと。86歳とか、91歳もそうなると同条件になると思うのですけれども、制度を理解しても、やはりその辺町民の不安はますます増してしまうのではないかなと考えてしまうのですけれども、いかがなものなのでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 再質問にお答えをいたします。

まず、年齢の捉え方ですけれども、これは年度で、いわゆる同級生の固まりというふうに捉えていただければ結構だと思いますが、70歳になる方、65歳になる方、今年度でいえば昭和24年4月2日生まれ以降から昭和25年4月1日生まれの方、この同級生の固まり、65歳の方が対象ということでございます。したがって、来年の年明けの3月末の65歳の方も、ことし既に4月に65歳になった方も今年度が対象ということでございます。

それから、この5歳刻み、今のご質問にもありましたように最大で4年間待たなければならぬという問題がございます。その問題が一つと、今年度、平成26年度の対象の方は10月から来年の3月末までの半年間しか接種の期間がないという。しかも、制度が変わって新しくなった周知が行き届かないという懸念がございます。したがって、周知に努めてまいりたいと思いますが、これを町でかわって対象外の年齢の方をやるというのは、定期接種から外れてしまう問題が一つございます。それはなぜかといいますと、国の定期接種の対象が、こういった形でございますから、何か副作用、いわゆる副反応があった場合に、定期接種に対する救済の措置と、みずから打つ任意の接種の救済の方法が大きく違っておまして、これは従わざるを得ないというふうに考えております。

それと、この年齢分けをしたもう一つの事情は、これは恐らくでございますが、やはりワクチンの供給量を5年かけて供給していくということに基づくものだと考えております。したがって、ご質問にありましたように、町で独自にこの年齢の対象者以外の接種を勧奨していくということは考えておりません。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 概略理解できてきたかなという、私においては、そういうところがあるのですけれども、何しろ町民の人が理解してもらえないといけないことなので、先ほど最初の答弁の中で、折を見て、広報等でもう一度やっていくという話をされていましたがけれども、前回の10月号に1度出ていましたけれども、今の話でも、今年度限りの人の期限が迫っているというのもありますので、なるべく早く、今からだと、そうすると1月の町報になってしまうかなという気がしますが、そのあたりで逃さず、わかりやすい説明をひとつ優秀なスタッフを抱えている健康福祉課なのですから、どの町村よりもわかりやすく、模範になるような広報をしていただき、多くの町民が機会を逃さないようにと、あと理解を深めていただくというところをうまくご説明ください。よろしく願いいたします。

次に、暮らしの便利帳なのですから、景気認識を町長にいただきましたけれども、やはりそういうことなのだと思います。先ほどの答弁の中で、発行費用の質問をさせてもらいましたが、発行費用はサイネックスが教えてくれないというご答弁をいただきましたけれども、何かちょっと腑に落ちない気がするのですけれども、およそ官民協働事業って、その官民は、一応は広報なり見る限りでは、皆野町とサイネックスによる官民協働事業ということになっておるわけで、先ほど広告主も民の中に入るニュアンスのことを言われましたけれども、あの広報を見る限り、その両者が官民で発行の主体であるということ

が出ているわけでありませう。

それで、事業者のほうには、皆野町の名前で案内をサイネックスの方が持ってきて、ぜひやってくれと、町の事業だからという雰囲気であらわれているような感じが現実あるわけですがけれども、まず総額、変動はあるのでしょうかけれども、最低これだけ発行費用を要しますというものは、町としては捉えるべきではないかなという気が非常に強くいたしますけれども、それを教えてくれない状態で、そのような事業が結ばれてしまったのかなという、何か非常に腑に落ちないところがありますけれども、まずその辺どう考えますか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

金額を教えていただけなかったというのは、私が直接質問いたしまして、答えていただけなかったということでごさいます。金額がどうの、幾らになれば発行ができるかというやりとりはありませんで、400社以上の事業所があればできる。向こうは、皆野町であれば発行が可能ですということ、ご提案をいただいたわけでごさいます。

このサイネックスを見ますと、業績といたしまして、平成18年から官民協働型による地域の行政情報誌の発行を初め、現在では464の都市、総発行部数3,800万部の実績があるということですが、この実績に基づいて、この町村の事業所の数であれば発行ができるというデータに基づいて町にご提案をいただいたものと考えております。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） これは1個目の再質問ということで、その2回目になるかと思うのですがけれども、そのように皆野町の総務課長さんが問い合わせたことに対して答えていただけないというのは、何かちょっと考えてしまうものがあるのではないかなと。これは総務課長ということではなくて、サイネックスがちゃんとした会社であれば、なおさら最低このぐらひはかかるものと、その金額を聞いて、それでどうのこうの、町がそれを下げろとかなんとかいうのではなくて、通常の問い合わせのような気がするのですがけれども、そのような会社が訪れてきて、このような実績というのを提示、先ほど数字、いろいろな都市をやっているという実績があるみたいですがけれども、一連の流れを見ても、これをつくりたいのは誰かという、どうもサイネックスのような気がするものですから、その辺サイネックスのペースに余りならないほうがいいのではないかなと。教えないのなら協力しねえぞって言っても、それは全然悪くないのではないかなと、丁寧にね。ちょっと言葉を間違えました。教えていただけないのなら、それは困るというようなことを言ってもらわなければいけないのかなという気がいたします。

そのような中で、私がちょっと知っていた5万円よりさらに多くて、54万円という広告料もあって、町長も認識されているように、この地方において、決して景気がいいわけではないので、すごい金額で協力依頼が来るのだなというところがありますけれども、ちょっと関連で聞いておきたいかなというところがあるのですがけれども、その協働事業でサイネックスの人の名刺にみ～なちゃんが入っているけれども、その辺も協定書に了解があったというような感じなのではないでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

み～なのキャラクターの使用につきましては、この協定とは別で、広く皆様にご利用いただくということとなっております。これについては、町のほうに申し出がございまして、町との官民協働事業でいたし

ましたから使用許可をしております。ですので、議員の皆様も名刺をつくる際には、ぜひみ～なを入れて印刷したものをお配りができますので、ご利用いただきたいと思ひます。

○議長（四方田 実議員） 1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） 今の件に関しては理解いたします。

そうすると、この冊子は2月上旬にはつつがなく完成されるということで、あとは便利に使っていただけるのでしょけれど、そのような金額を本当に協力する人のことも考えていくのであれば、官民協働事業を強調するのであれば、堂々と町が発行費用を一部負担されてもいいような気がするのですけれど、私の計算では、例えば4割負担すれば5万円の金額は3万円程度で町の業者も協力がしやすくなるのではないかなという気が非常にいたしますけれど、夏に当町では秩父音頭まつりというのがありまして、そこでも毎年商工業者の方には数万円の協力をいただいているような事例がありますけれど、議員もボランティアでちょっとそれにかかわっているのですけれど、ことしの夏あたりにおいても、皆さん非常に渋い表情をされながらという部分もありましたので、その辺を特にご理解いただいて、ですからまだ間に合うような気がするのですけれど、官民協働事業というのは、ほかの市町村では、そんなにやっていないような気がするのですけれど、皆野町が模範、これが模範だかわからないのですけれど、官民協働事業として大分強うたったので、であれば、その辺の商工業者の負担も考えれば、堂々と負担を考えていただいてもいいような気がするのですけれど、町長さん、いかがですか。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） サイネックスさんが町においでになりまして、こういう事業をやると、町のほうには負担をおかけしないでやれますと、こういうことでございまして、締結したわけでございます。今、総務課長の答弁を聞いておりまして、サイネックスから、とても費用が足りなくて発行ができないという話は聞いておりませんし、2月には発行すると、こういうことのござい。また、かなり大きな会社でございまして、信頼ができる会社だと、このように認識をしておりますので、今の時点では、町から応分の負担をするというようなことは考えておりません。

○議長（四方田 実議員） 1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） そういうことであればいたし方ないのですけれど、現在は、このような景気の中にあっても、皆野町でそれが全部広告費で発行費用を賄って発行されるということなので、ではそのように理解いたしますけれど、大丈夫なのですかね。サイネックスが大きい会社だからというところもあるのかなと個人的に考えるところはあるのですけれど、総務課長は何か自信がありそうところもお見受けしますので、いろいろ大変でしょうが、あとは内容ですね、そうすると。どのようなものなのかというのを1項目めに書いておいたのですけれど、いいですか、聞いても。

○議長（四方田 実議員） はい。これで最後にしてください。

○1 番（小杉修一議員） はい。内容はどのようなものになっていくでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

皆野町のガイドとして町の歴史や自然などの地域情報、それから行政情報といたしまして行政ガイドですか、暮らしの手続や役場窓口の届け出、窓口の案内、生活情報ガイドとして身近な町内の医療機関、薬局店などの情報を掲載したものでございます。

○議長（四方田 実議員） 1 番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） では、そのようなもので、大変有意義なものがつくられると期待しておりますので、ぜひひとつよろしく願います。皆野町はいろいろ商店主もご苦労されているわけですので、今後ともよろしく願います。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 次に、3番、常山知子議員の質問を許します。

3番、常山知子議員。

〔3番 常山知子議員登壇〕

○3番（常山知子議員） 3番、常山知子です。通告に従い一般質問を行います。

初めに、安倍自公政権は、消費税10%増税を1年半先送りして実施するとしました。しかし、この4月、消費税を8%にするとき、政府はしきりに増税分は社会保障に使われますと宣伝しました。しかし、増税分5兆円のうち4兆円以上は既存の財源との置きかえに使われ、充実に回るのは0.5兆円、全体の1割だけです。その同じ4月、医療・介護総合法が国会で可決されました。

この法律は、言うまでもなく、多くの高齢者を介護サービスの対象から除外し、入院患者の追い出しをさらに強化するなど、公的介護、医療保障を土台から崩す大変な改悪法です。実際、この総合法が実施されれば、介護難民問題は一層深刻になり、高齢者や介護をする家族の負担と不安は増すばかりです。現在、介護予防を受けている人たちやその家族の間で、引き続き今までのようにヘルパーさんが来てくれるのか、デイサービスに行けるのか、料金はどうなるのか、大きな不安が広がっています。

私は、介護事業所や介護をしている人、今までしてきた人たちに話を聞く中で、大変心配になり、介護予防はどう変わるのか、質問することにしました。この医療・介護総合法には、改悪されるものがたくさんありますが、私は要支援者が介護保険から外されてしまう問題を中心に質問します。

質問に移ります。初めの質問は、平成27年度からの「介護保険制度」見直しについてです。1つ、平成27年4月からの介護保険制度の見直しでは、要支援者に対する「訪問介護」「通所介護」を介護保険の予防給付から切り離し、市町村が実施する地域支援事業に移行させるとしています。これらの受け皿として当町ではどのように対応していく考えですか。

2番目として、医療・介護総合法では、平成27年度からの新総合事業が困難な市町村については最大2年間実施をおくらせることが可能としています。当町では、実施の延期をする考えはありませんか。

3番目として、平成27年度は、介護保険料の見直しの時期ですが、町の考えをお聞かせください。

2番目の質問は、防災対策です。ことし2月の大雪は、各地に大きな被害をもたらしました。災害に対するさまざまな教訓を学びました。これから冬を迎え、大雪に対する防災対策について、次の具体的な項目について町の考えをお聞きます。

1つは、町の除雪体制について。2つは、雪の捨て場について。3つ目は、防災行政無線による住民への周知について。4点目は、山間部道路脇の倒木対策についてです。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 3番、常山議員さんの一般質問通告書に基づきお答えします。

2番目の防災対策についてお答えします。常山議員さんのお話のように、2月の大雪は過去に経験したことのない気象観測が始まって以来というものでした。多くの建物や農業施設に被害を受けました。このため国に対して解体、復旧、再建への支援策を要請しました。国では、素早く手厚い支援策を講じていただきました。町においても早期の再建に取り組みまして、ほぼ再建されたものと思います。

この冬の大雪対策、体制ですが、まずは幹線道路の除雪を最優先とします。なお、皆野病院、ヘリポート、役場、雪捨て場の親鼻河原、栗谷瀬河原への道路は、秩父県土整備事務所において除雪をすることになりました。大雪の場合、重機による除雪になりますので、既に町内建設業者との除雪作業の協定も整っております。雪捨て場については、親鼻河原、栗谷瀬河原、親鼻旧母子センター跡地を考えています。その他町有地や河川等で、地域で利用できるまとまった適地があるか検討します。

除雪通行可否の状況等の住民への周知ですが、大変難しい面がありますが、可能な限り状況把握に努め、防災行政無線により周知いたします。

山間地域への道路への倒木対策については、日野沢地区の孤立3集落を優先に現在進めているところであります。また、県の緊急雇用基金を活用し、来年度にかけて倒木見込み木の伐採を進めています。

なお、1番、介護保険制度の見直しについては健康福祉課長から、大雪対策については、必要に応じまして担当課長から答弁をいたさせます。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 3番、常山議員さんから通告をいただきましたご質問のうち、1項目めの平成27年度からの「介護保険制度」見直しについてお答えいたします。

まず、1点目のご質問の要支援認定者に対する新しい総合事業の受け皿としての、皆野町はどのように対応していく考えかということでございます。今後も進んでいく少子高齢化の中で、介護保険制度をいかに維持、存続をさせるか、そのためには10年後の2025年に向けて、地域包括ケアシステムを構築していくということがございます。今回の法改正による新総合事業、これは新しい介護予防事業・日常生活支援総合事業でございますが、これの目的とするところは、この地域包括ケアシステムの構築の基本となる要素でございます。生活支援、介護予防について、住民が主体的に参加し、みずからが担い手となっていくような地域づくりの推進でございます。

ご質問にありましたように、要支援認定者における訪問介護、いわゆるホームヘルプサービス、通所介護、デイサービスでございますが、介護予防給付から地域支援事業に移行します。しかし、これらのサービスは、要支援認定者のニーズや必要性によって、引き続き利用できるものでございます。このことから地域支援事業へ移行することにより、要支援者が地域の資源を活用でき、多様なサービスを利用できるように取り組んでまいりたいと考えております。具体的には、新総合事業で行う現行の訪問介護相当と現行の通所介護相当に加えて、地域の実情に応じて住民主体による多様なサービスの展開がございまして、その受け皿としては、社会福祉協議会、シルバー人材センター、また12月からスタートした商工会によります、ふれあい安心・お助け隊、あるいは既に地域で進めていただいている見守り活動などを受け皿として進めてまいりたいと考えております。

2点目のご質問の実施時期でございますが、皆野町としては、平成27年4月からの実施は困難でありますので、1年後、平成28年4月から実施をしてみたいと考えております。また、これは地域性から秩

父郡市の足並みをそろえる必要もあろうかと思っております。延期をする場合は、開始の時期を条例で定めなければなりませんので、それらを調整をいたしまして、3月定例議会にご提案をさせていただきます。

3点目の平成27年度からの介護保険料の見直しでございますが、現在平成27年度から平成29年度までの3年間、介護保険の第6期計画策定を進めておる段階でございます。これは介護保険料に関係してまいりますのは、向こう3年間のサービス給付の見込みなどが大きくかかわってまいります。介護給付、介護予防給付、新しい総合事業の適切な給付見込みによりまして、なるべく保険料のご負担を少なくしてまいりたいと考えておりますが、現在のサービス給付の状況から見ますと、介護保険料の増額をお願いせざるを得ないと考えております。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 建設課長。

〔建設課長 小宮健一登壇〕

○建設課長（小宮健一） 3番、常山議員の通告書2項目目、防災対策についてのご質問のうち、建設課所管事項についてお答え申し上げます。

町の除雪体制についてでございますが、町内の町が指定した19路線につきまして、積雪10センチメートル以上の場合に除雪を開始する体制をとってございます。除雪事業委託契約事業者12社、除雪事業協力者2社、計14社と委託契約を締結しており、除雪延長の総計は14.42キロメートルでございます。また、行政区に対しても自主的に除雪を実施した場合、1降雪につき1万8,000円の補助金を交付してございます。

なお、今年度より埼玉県秩父県土整備事務所管内除雪連絡協議会を設置し、大雪に備え、管内道路管理者が連携することとなりましたので、その概要を説明いたします。

まず、大雪の定義でございますが、秩父市上町の気象観測所において積雪60センチを観測した場合、または60センチ以上の積雪のおそれがある場合ということでございます。大雪となった場合の町内の具体的な優先除雪道路は、緊急輸送道路として指定された国道140号、この国道140号と施設までの経路を確保すべき施設として指定された金崎ヘリポートの町道国神1号線及び54号線、皆野病院の県道皆野両神荒川線及び町道皆野1号線、皆野町役場の町道皆野13号線の各路線でございます。

また、除雪をしました雪の捨て場としまして、連絡協議会といたしましても、親鼻橋の下の河川敷、栗谷瀬橋の下の河川敷、これらを雪の捨て場の候補地とするということに決定してございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 3番、常山議員さんから通告がありました防災対策のうち、防災行政無線による住民への周知について回答いたします。

2月の記録的な大雪における防災行政無線の運用につきましては、3月定例会を初め議員の皆様から貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。これらのご意見を踏まえ、検討いたしましたところ、町民の皆様へ防災無線による情報提供につきましては、人命にかかわる情報を最優先し、放送することとし、孤立集落など要救助の安否確認等の支援情報、除雪状況、通行どめ等の道路情報、停電等の復旧状況などの情報、警報、注意報などの気象情報を放送し、放送の内容につきましては、簡潔でわかりやすい内容で、町がこれから行う対策等についてもお知らせをすることにより、町民の皆様の不安や心配を軽くし、取り除く内容の情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 大塚 宏登壇〕

○産業観光課長（大塚 宏） 3番、常山議員より通告がありました質問事項2の④、山間部道路脇の倒木対策についてのご質問にご回答を申し上げます。

2月に発生した豪雪後、特に林道藤原線沿いに、次回雪が降った場合、倒れて道路を塞いだり、電線切断によって停電が起きる可能性のある危険木が見られます。このため、既に所有者の承諾をいただきまして、森林組合に危険木伐採を発注しており、来週の月曜日、火曜日、水曜日、12月15日、16日、17日の3日間かけて伐採を行う予定です。本数は39本でございます。

次に、全額が国庫補助の緊急雇用創出基金事業を平成26年度、平成27年度に受けて、2月の豪雪で被害の大きかった藤原地区、重木地区、奈良尾地区の3地区を中心に、そこへ通じる道路の左右のおおむね10メートルから15メートルの幅にある立木を全て伐採する予定でございます。集落が孤立状態になった原因は、大雪と同時に倒木があり、除雪作業をおくらせためと考えております。事前に伐採して、このような状況を回避したいというものでございますが、期間は平成27年2月から9月までの8カ月間でございます。伐採に関しましては、立木の補償はせずに、所有者の承諾を得られた木を伐採するというものでございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） では、それぞれ再質問をさせていただきます。

最初の介護保険の改定の問題は、私は、先ほど説明もありましたけれども、この新しい地域支援事業の全体像というのを見て質問させてもらうのですが、今度の介護保険の改定で、現在町が行っている介護予防事業、2次予防、1次予防事業などがありますが、これに要支援者も入れて再編し、新しい介護予防・日常生活支援総合事業、つまり新しい総合事業が行われるということですが、この中に訪問型サービス、これがありますが、介護事業所が行う専門的サービス、今までも行われていたサービスだと思います。それと、ボランティアが行う多様なサービスに分かれています。答弁の方、これを持っていますか。ありますか。この専門的サービスが受けられる対象は、現在保険給付でサービスを受け、新しい制度へ移った後も同じサービス、つまり専門的なサービスが必要と市町村が認めた要支援者などに限定する、これが厚労省の方針ですよね。

それでは、このサービスが必要ではないとされた要支援者は、ボランティアなどが行う多様なサービスに移行することになるのでしょうか。それとも現在要支援と認定され、サービスを受けている人は全員が今までどおり専門的サービス、いわゆる介護事業所からヘルパーさんが来たり、ショートステイへ行ったり、そういうことが受けられるのか、まずその辺をお聞きしたいのですけれども、まだ決まっていますか。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） お答えいたします。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業の中に、今現在の介護予防給付の対象の方が移行するわけでございますけれども、この新しい制度になっても今までと変わらない部分がございます。と申しますのは、それぞれ要支援認定者の方が、どういうサービスを受けたいかという内容によって、今でもサービスの組

み立てが行われております。例えば調理を希望するのだと、あるいは調理は大丈夫だけれども、清掃、掃除が大変なのだという方もおられますが、そういった要望に合わせたサービスを組み立てるのが、いわゆるケアマネジメントでございます。ケアマネジャーという職種が、介護支援専門員が、それぞれの対象の方と打ち合わせを行いながら、希望に沿ったサービス展開をしていくと。これは新しい総合事業の中でも変わらない部分でございます。

したがって、そのニーズの中で、例えばご質問にありましたように、極端な言い方をすればボランティアさんでもできること、具体的に申し上げますと、一番困っているのは、ごみを出すことなのだという方もおられるかもしれません。ごみを出すことが、専門性のあるヘルパーさんの業務の中でも今まで行われてまいりましたが、そういった部分は、いわゆるボランティアさんの中でもできるのではないかという考え方が、今回の新しい総合事業であります。したがって、そういったものをケアマネジャーが組み立てて、具体的に申し上げますと、地域包括支援センターが主体となりますが、そこら辺の体制を整備しながら、間に合わせるように1年間余裕を見て、平成28年4月から導入をしてまいりたいと、そんなふうを考えております。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） おおよそわかったのですが、私は今、要支援者と認定されている人たちが、今までどおりのサービスが受けられるかというのが一番心配なのです。あなたは、軽いと言うと失礼かもしれませんが、大丈夫だよ、多様なサービス、ボランティアさんたちがやっているような、そういうところにあなたは行きなさいとか、そういうことがやられてしまうと大変心配です。

国の方針というのは、これから要介護認定を受けさせない、また新規利用者は、今出てきたように基本的には多様なサービス、ボランティアがやっているようなサービスに振り分けたり、それから一旦はヘルパーさんたちが来る専門的なサービスに移すけれども、一定期間後にはボランティアの多様なサービスに転換していくということが国の方針として出ているわけですよ。それを町がケアマネジャーさんとか、地域包括支援センターでしっかりと受けてしまったら、本当に要支援、要介護を受ける人は大変ではないかなと思います。ぜひ介護を受ける人の立場に立って、そういうものを受けていただきたいと思います。

次に、多様なサービス、初めて聞くような名前なのですけれども、こういうものが今度新たに出てきたわけです。このサービスというのは、主にボランティアが見守りとか、配食、緊急時の対応をやって、内容については、市町村の裁量任せであって、事業予算の上限もつけられています。それで、ここで強調したいのは、ごみ出しだとか、先ほど言われましたけれども、要支援者は決して軽度者ではなく、専門的な見守りが必要と介護事業所の方が言っていた言葉です。生活援助といっても、時には命にかかわる仕事ではないでしょうか。責任問題が生じる場合もある。そういうことを考えますと、ヘルパーの仕事をボランティアでやってくれる人がいるのか、心配します。事業所の方が何回も足を運ぶ中で、専門職として信頼関係をつくってきた。また、生活援助の中で、専門職が見過ごさなかった利用者の少しの変化に、果たしてボランティアの方がどれだけ気がついてくれるか、とても心配しています。容体が悪くなるのを放っておくようなのだと大変危惧していますが、それこそ容体を重症化させ、結局介護給付費を膨らませるだけではないでしょうか。

このようにさまざまな問題がある中で、町は先ほど社協とか答えていただきましたが、社協とか……

〔「シルバーさん」と言う人あり〕

○3番（常山知子議員） 済みません。シルバーさんの受け皿をやっていくということですが、本当に受け

皿を探さなければなりません、その見通しというのがありますか、もう一度お聞きしたいのですけれども。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 平成28年4月から新しい総合事業に移行するに当たりまして、やはり一番の問題は、そういった受け皿としての体制整備、それから地域包括支援センター、あるいは他の介護予防事業所、支援事業所の体制整備になってくると思います。ただ、楽観をしておるわけではございませんが、例えばの話でございますが、ヘルパーを経験していた方が、ある程度の年齢になって、もうヘルパー業務そのものはできないけれども、簡単なことであれば、昔のノウハウを生かしてお手伝いといいますか、できるよという方々もおられますし、そういったものを組織して受け皿をつくって、遺漏のないように準備を進めたいというふうに考えております。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。次へ移ってください。

○3番（常山知子議員） 次へ移ります。

2番目の実施時期の延期についてですが、本当に大変な問題がある中で、町は新しい総合事業に移行せざるを得ないわけですが、先ほども答弁がありました、条例を定めた場合は、2年間の猶予があるわけです。やはり私は、急がず、この2年間でもう少し時間をかけて、利用者さんや介護を支える家族、事業者にとっても、よりベターな方法を考えてもよいのではないのでしょうか。事業所の中には、本当に言うておりましたけれども、「このまま実施していいのか。利用者さんがとても心配している」、そういう声も聞いております。それで、先ほどのご答弁では、1年の延期ということですが、この1年で大丈夫でしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 先ほどの答弁と重複するところもございますが、今現在平成27年から平成29年度までの3年間の第6期計画を策定しております。そうしますと、この計画の中に位置づけをいたしますけれども、次の第7期計画に反映させるのには、やはりどうしてもやっていく中での状況を見ながら修正を加える時期が必要であろうと。最終年度に行った場合には、その実績の資料が整いませんで次の計画を定めなければならない。真ん中の年度から始めて、軌道修正等を図りながら、次の計画に反映させるためには、平成28年4月から実施をして、それらを検証する中で、次の計画に持っていきたいという考えでございます。1年先送りといいますか、平成28年4月からの実施で3月議会にご提案させていただく予定でございます。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） わかりました。

3番目の再質問ですが、平成24年3月に介護保険料が引き上げられました。率にして7.2%、年間平均3,276円の町民の負担増となりました。制度が見直されるたびに引き上げられる介護保険料ですが、今回は特に介護保険料は払い続けているのに本来の介護サービスが受けられない、まさに保険あって介護なしの事態になります。また、これは介護保険の利用料なのですけれども、利用料に初めて2割負担が導入されるのです。来年の8月。2割になるかどうかは個人の所得で決まりますけれども、そうした中、介護保険料の引き上げは本当に町民にとって大変な負担となります。上げざるを得ないという答弁ですけれども、まだ結論を出しているわけではないですね。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 今現在第6期計画の計画策定を進めておるところでございます。これについては策定委員会等も何回か持ちまして計画を定めてまいりたいと。その3年間の介護サービスの見込みによりまして、介護保険料を決定していかなくてはなりません、この介護保険料につきましても、3月議会で、議決事項でございますので、ご提案をさせていただきますが、現在のサービスの伸びから勘案をいたしますと、いずれにしても若干のご負担増をお願いせざるを得ないという見込みでございます。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 町民が、消費税は上がる、そういった保険も上がる、大変苦しい時代になってきました。この介護保険の質問の最後になりますが、町も限られた予算の中で、今度は国から来る予算、本当に頭打ちになるということも聞いておりますが、今までやってきた介護予防の質を落とさず、ぜひ続けて頑張っていたきたいと思っておりますし、今まで町がやってきた、本当にいい介護予防事業、これをこれからもぜひしっかりと続けていってほしいと思っております。それで、町だけでやるのではとても大変だと思うのですよ。やはり町は県や国にもいろいろと要望して、町民を守る姿勢でやっていただきたいと思っております。この質問は終了しまして、次に行きます。

防災対策の再質問をさせていただきます。2月の大雪以来、議会の中で多くの議員さんから大雪に対する防災対策について質問がされていますので、重複しているところもあると思っておりますが、よろしくお願ひします。そして、最近の寒波で四国の徳島では、大雪で孤立した集落、死者まで出るという被害が出ています。こうしたニュースを聞くたびに、ことしの2月の大雪を思い出します。

私は、3月12日に町長に大雪に対する申し入れを行いました。町民の記憶が薄れないうちに町民の意見を聞き、今後の雪に対する防災対策に反映していただきたいというものでした。町民の意見をアンケート方式でとって、「大雪でどんなことに困りましたか」「家族に雪かきのできる人はいますか」「食事はいつもと変わらずとれましたか」「どんな食べ物や飲み物が不足しましたか」など、わかりやすい質問を行ってくださいと申し入れたのですが、こうした町民の意見を聞く必要はなかったようで、実施はされませんでした。防災対策を考える上では、町民の意見を聞くことが本当に大切ではないでしょうか。

それで、1番の町の除雪体制ですが、今度は秩父県土整備事務所との連携もあり、いろいろと体制が整っているようですが、私は町の人に聞いたところ、除雪では、町内の土木業者に除雪をやっていただいて、本当に助かったという声を聞いています。ある本には、防災と地域産業という項目がありまして、その中に地元建設業者を平時から育成していくことが大事で、地元業者の多様な業種を育てておくことが地域の防災効果、安全の仕組みづくりにつながると書かれていました。本当にそのとおりでございます。

今回も12社、あと協力が2社で14の業者と行政区の、こういう協定を結んでいただいて、どういうふうにするか、除雪をしてもらうということが出ておるのですけれども、私、町の雪害予防計画というのを見たのですけれども、その中に住民による除雪体制づくりを啓発するというのがあるのです。2月のとき、町道や通学路などを住民の協力によって除雪が行われた地域もありました。しかし、高齢化によって自分の周りだけで精いっぱい、自分のところも大変だという状況も生まれています。除雪が困難な地域を把握して、そうしたところはどうするのか、対策を考えていく必要もあると思っておりますが、その辺はいかがですか。

○議長（四方田 実議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 3番、常山議員さんの再質問にお答え申し上げます。

除雪が困難な地域等に対する除雪を今後どういうふうにするかというご質問でございますが、先ほどの

答弁でも申し上げたとおり、降雪10センチ以上の場合について、町内の事業所さんと町道の19路線について自動出動をするという委託契約をしております。この中で業者さん、特に除雪事業の委託契約をしました業者さんが12社ございます。このうち7社につきましては、先ほど申し上げた19路線の路線を指定した契約でございます。また、残りの5社につきましては、路線を契約しないで、有事の際に出動をしてもらうという契約をしております。おっしゃるとおり山間部の地域におきまして、地元には高齢者しか残っていない等の理由によりまして、除雪ができなかったという例も存じ上げてございます。そういう路線につきまして路線を指定しないで、契約をしました業者さんに無条件でということではございませんが、ケース・バイ・ケースで判断をしまして、除雪をってもらうという体制をとってございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） ぜひ細かい対応を考えておいていただきたいと思います。

それから、2番目の雪の捨て場については、9月議会でも新井康夫議員の質問で、町長も参考にしたいと答弁していましたが、きょうの答弁の中で、親鼻橋や栗谷瀬橋の河川下というところを指定しましたが、とにかく町の中の人たちは、本当に雪の捨て場がなくて困っていたわけですが、そこまで行くのに、河川下まで行くのに大変な状況に今回はなったわけです。ですから、もうちょっと近くのところで、あいている場所とか、そういうところをぜひ見つけて、協力を得ておいてほしいと思います。それについてはいいです。

それから、防災行政無線による住民への周知については、先ほど総務課長のほうからも答弁されましたが、可能な限り、本当に人命にかかわることに最優先して、除雪がどのくらい進んでいるとか、それから道路の開通状況など、こういう場合はこうとシステムをつくっておいてもらって、住民が混乱しないように流していただきたらと思います。これは要望としてお願いします。

それからあと、最後の山間部の倒木対策については、私も3月のときに質問させていただきましたけれども、この倒木というのは、日ごろから山の整備を行っていくことというのは本当に大事なのですけれども、今回の藤原地域のように道路脇の倒木で除雪車が行けなかったり、停電になってしまったわけですから、産業観光課長からも答弁がありましたように、ぜひ早急に対策をとって、倒木などで停電にならないように整備をしておいていただきたいと思います。

そして、最後になりますけれども、2月のような大雪は懲り懲りですけれども、いつ降ってもおかしくない気象の変化があります。細かい部分まで対策を考えておくことが被害を最小限に、また未然に防ぐことができると思いますので、執行部の方も大変でしょうが、町民の安心安全を守る意味で、ぜひ細心に気を配って対処していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（四方田 実議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時57分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（四方田 実議員） 次に、10番、林豊議員の質問を許します。

10番、林豊議員。

〔10番 林 豊議員登壇〕

○10番（林 豊議員） 10番、林豊です。通告に基づきまして2項目、それからさきの質問者の答弁の内容にかかわりまして、要望を幾つか最後に入れたいと思います。

まず、質問事項1の定住自立圏の協定項目、幾つかあるわけですが、その中の観光及びジオパーク、これはそれぞれ独立しているわけですが、秩父市の観光課が主管でありまして、同じ部屋の中で、机を向かい合わせてやっているというような事情もあり、また内容的にも一部重なる部分もありまして、いろいろな形で事業をやっているようなのですが、もう足かけ4年前になりますか、この定住のいろいろな取り組みの中で、観光事業は、皆野町は先行して地域旅というのですか、あれをやりまして、私は執行側のほうからも現総務課長以下、当時の産業観光課を挙げて取り組んでおったわけですが、それがその後、正直なところ、ほとんどつながらずに、その後観光に関する取り組みというのが、当町においてはどのような形になってしまったのか、本当にわけがわからないような状況になっているのかなというふうに思います。

また、一方で、ジオパークの事業では、観光に関する内容、例えば修学旅行誘致であるとか、それからいろいろな形でのジオパーク関連のツアーですか、そういったことが非常に先行しているような部分があります。ところが、これもそういった秩父他地域といいますか、町外の情報というのが余り伝わっていない。また、皆野においても、そういった事柄が余り進んでいないように思われます。一つの要因としましては、観光事業については産業観光課、これは普通常識的なつながりであろうかと思うのですが、ジオパークに関しては、商工会と、それから教育委員会のほうへつながっているというような形がありまして、その辺の情報交換とか、そういったものがお互いに連携がとれていないのかなというようなおそれも抱えております。

これらを含めて、当町における来年以降の観光面での取り組み、ポピーという話もありますけれども、ポピーだけが観光ではありませんし、これは秩父音頭まつりについても言えるかと思うのですが、そういった事柄について雑駁といいますか、大まかに、また細かい点については、この定住の取り組みに関する対応について、町のほうのお考えを聞きたいと思います。細かいことは再質問の際に質問を入れたいと思います。

2項目めとしまして、再度と書いてありますが、さきの議会におきまして、「すぐやる課」の設置をお願いしたいという一般質問をしたのですが、その際の私の理解の浅かったところがありまして、再度という形で質問をするのですが、前回のときは、問い合わせに対しての、問い合わせ窓口がわからなくてというようなことで、お願いをした部分があったのですが、どうやらいろいろな町民の話を聞く中で、そういうこともあるけれども、それとは違ってということで、たまたまこの春の大雪のときの話がありましたので、その話を入れながら、こういう場合、先ほどの暮らしの便利帳みたいな話も出ていまして、それとも関連するかなとも思うのですが、大雪の際に、本当に町内、役場のすぐそばの家で、独居老人の家だったということなのですけれども、雪の重みに耐えられなくて、恐らく敷居あたりがゆがんだものかと思うの

ですが、出られなくなってしまったという救援の電話を総務課に入れたところ、総務課のほうでは対応できないと。どういうふうな受け答えをしたかは、これは定かではないですが、とにかく断られたということで、非常に困っていたところ、多分電話を受けた人かなと思うのですが、たまたまその近所に知り合いの人がいて、そこに電話が転送というか、かかってきて、実は今近所の誰々さんのところから電話があって、助けてくれと言われたのだけれども、行ってくれないかということで、実際その人が行って助けたというような話を聞きました。

これは人命にかかわるといふほどではなかったとは思いますが、そういった事柄といいますか、町に助けてくれと、大雪という状況から考えても、ある程度何かしらの対応をしていける、またしていくべきだったのではないかなと考える中で、例えば所管のところ、総務課に電話が行ったのか、それともほかのところに行ったのかもよくわかりませんが、そういった際に何らかのアクションを起こせる部署といいますか、部隊といいますか、そういったものがあってもいいのではないかなという考えの中で、再度の「すぐやる課」の設置ということのお願いの質問をいたしました。皆野町の職員数が、必ずしも余裕があるわけではないので、なかなか難しい部分ではあるかなと思いますが、他市町において、こういった課を持っているところもあるようにも聞いております。ぜひご検討いただきまして、そのことに関する答弁をいただきたいと思います。

まずは、そこまでです。

○議長（四方田 実議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 10番、林議員さんの一般質問通告書に基づきお答えします。

2番目の「すぐやる課」設置についての質問にお答えします。すぐやる課については、45年ほど前、千葉県松戸市で始まり、役所らしからぬ名称で話題となりました。すぐにやるべきものはすぐにやるをモットーに、全国で一時300を超える自治体で設置されました。その後、その多くは廃止されたり、吸収再編されたようであります。新たな特設の課を設けない、現状の9部署において、それぞれの所管事務の中においてすぐやる課同様の対応を図っていく考えであります。すぐやる前にすぐ聞く、よく聞くことが大切なことですので、さらに電話窓口対応などの質の高度化を図ってまいります。要望等には、道路関係、廃棄物関係、清掃、騒音、悪臭などの案件が多いと思いますので、その内容を丁寧に聞き、内容を迅速、適正に分析し、その内容に応じて即対応するもの、また行政区長、民生委員、各種相談員と連携すべきものなどを的確に判断し、スピード感を持って適正な対応を図ってまいりたいと思います。

なお、大雪の詳細についての質問につきましては総務課長より、1番のちちぶ定住自立圏構想事業の観光及びジオパーク事業については産業観光課長から、あるいは教育委員会から答弁をいたさせます。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 大塚 宏登壇〕

○産業観光課長（大塚 宏） 10番、林議員より通告がありました質問事項1の定住での取り組みのうち、観光事業及びジオパークの事業について、皆野町は今後どのようにしていくのかとのお質問に対してご回答申し上げます。

ジオパークの事業は、定住自立圏の中で秩父まるとジオパーク推進協議会が決定、実施しておりますが、この協議会と市町村の役割分担でございますが、1つ目が、秩父市が事務局を行う。2つ目が、各町は資料提供と事業協力を行う。3、協議会が決定、実施というふうになってございます。協議会での今後

の事業でございますが、定住自立圏共生ビジョン、これは平成27年度から平成31年度を目指したものでございますが、この中で次のような内容を検討しております。1つが、ホームページ「ジオパーク秩父」及びフェイスブックの運営・更新、2つ目が、ポスター、チラシ、ジオサイト解説板の作製、3つ目がジオサイト観察会の開催、4つ目、ジオガイド育成研修会の開催、5、子供向け「ジオパーク秩父」ガイドブックの作成、6、世界ジオパーク認定に向けた活動、7、学習活動などの誘致でございます。

ご質問の中で、他町ではかなり進んでいるようであるがとのことでございますが、各市町村が別々に進めるわけではなく、定住自立圏共生ビジョンの中での役割分担に基づき秩父まるとジオパーク推進協議会を中心に、各市町が協力して事業を進めていくこととなります。皆野町におきましては、先ほど申し上げました7つの大きな事業項目でございますが、この事業への協力と町及び観光協会のホームページからジオパークのホームページを見られるようリンクを設定しているほか、観光看板、それからパンフレットなどに順次追加掲載をしております。この推進協議会への町のかかわりでございますが、推進協議会の中に運営委員会がございまして、この運営委員会に教育委員会と観光協会の役員が参加しており、事業の企画及び検討を行っております。

以上のとおりでございます。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 10番、林議員さんの再度「すぐやる課」設置のお願いのうち、春の大雪の際、積雪のため家に閉じ込められた高齢者が総務課に助けの電話をしたところ断られたとのことであるというご質問にお答えをいたします。

この内容が、林議員が1次情報として聞いたものなのか、または2次情報として聞いたものをご質問されているのか、私にはわかりませんが、電話があったことについては確かでございます。ここまでは確かでございます。この電話を受け、役場職員2名が、このお宅へ駆けつけております。駆けつけて声をかけたところ、応答がありませんでしたので、隣近所におります消防団員にその旨を伝えました。役場でも電話等の対応に殺到しておった関係から、今申し上げましたように近隣の消防団員にお願いをし、その消防団員によって戸をあけてもらって安否確認ができたといいましょうか、安否確認といいますよりも、電話をいただいておりますから、安否は確認はできておりましたので、戸をあけることができたということがございました。ですから、決して役場が断ったという事実は承知しておりませんので、よろしくお願いをいたします。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） それでは、再質問させていただきます。

まず、観光関連のほうからですが、産業観光課長から答弁があったのですけれども、私が質問した内容の、他町ではというのは、進んでいるというのは、ジオパークではなくて観光のほうで、いわゆるおもてなし観光公社を通じていろいろな形で事業が進んでいるかと思うのですが、それらの中で皆野に関する事柄が余りないということ、それからないことはないのですが、一部に限られているというふうな感じがいたしております。その辺の部分がどうなっているかということ。

それから、ジオパークに関連しまして言いますと、例えばいろいろな形でパンフレット等が出てきたりしているのですが、ちょっとお聞きしたのですけれども、産業観光課長だから間違いのないと思いますが、親鼻橋のところにある赤い岩は何ていう名前だかご存じでしょうか、とりあえずお聞きしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（大塚 宏） 林議員の再質問にご回答申し上げます。

親鼻橋のそばにある石の名前でございますが、長瀬の自然史博物館に聞きましたところ、学術上の名称は「紅簾石片岩」という話を聞いております。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） さきの質問が飛んでしまったのですが、それはそれで結構ですけれども、これはサイクルマップです。多分一番新しくできているのではないかと思います。これには「紅簾片岩」と書いてあります。ジオパークの事業が始まる際に、通称「紅簾片岩」とずっと長いこと呼ばれていたことも事実なので、これ自体がはなから全然間違っているというわけではありませんが、産業観光課に関連する観光協会で作っている、一番新しい地図の中で「紅簾片岩」とあるのは、やはりまずいのではないかなと思います。それらを揚げ足をとるわけではないですけども、こういったことも含めてジオパークの関連と、それから観光への取り組み、また観光への取り組みの中でも、今サイクルマップという自転車のためと言っていいのかどうかわかりませんが、一応の地図ですが、こういった地図系統のものが非常に多いのですよね。町でつくっているものだけでも、観光協会を含めると4つ、5つあるのではないかなと思うのです。商工会のほうでも関連で言えば、まんぷくマップというものもありますし、また遠からず出るという暮らしの便利帳ですか、あれは地図はないかもしれませんが、同じようなガイドブック的な内容を、これは町内向けとはいえあるというような話が先ほど来出ています。

皆野に関する町内向けのものでも非常にきれいで、豪華な冊子があるのです。情報として多少古くなってきたから新しくするのだと言われれば、そういうことになるのでしょうかけれども、今、産業観光課が観光事業、ジオパークは、町においては教育委員会、それから商工会、先ほど観光協会と言いましたけれども、観光協会は直接にはいかに産業観光課を経由してということだったと思います。そういう部分で、縦割りの情報での、横のつながりというのは非常に希薄なのです。その辺をもう少し風通しをよくするのか、それとも組織的に少し考えるのか、そういったことを実はお聞きしたい。現状を把握しているのかを含めてお聞きしたいところなのです。

例えばおもてなし観光公社ができて、これも数年たつわけですが、皆野サイドから何かしら公社に対しての、こういったものをというような働きかけがあってもいいと思うのです。公社が考えることを、ただただ待っているだけでは、そうでなくても、秩父の中でも、これといった観光資源のないと言われる皆野ですから、ないことを売りにしろというような話もあるようで、そういった事柄を含めて働きかけしないと、あるところもありますから、あるところはどんどん、どんどん先へ行ってしまふ。いつの間にか皆野の観光は置いていかれたということになりかねません。その辺の部分について課長、直接の担当者としていかがですか。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（大塚 宏） 初めに、先ほどのご回答の中で漏れてしまいました、おもてなし観光公社の皆野に関する事業について、先にご説明をさせていただきます。

おもてなし観光公社につきましては、定住自立圏協定のうちに滞在型観光の促進及び外国人観光客の増加という2つの目的を実現するためにつくられたわけですが、この中で事業として、滞在型観光として、まず観光キャンペーンを行っております。これは西武鉄道各駅、それから東京都庁のほうへ行っておりま

すが、皆野の内容についてもキャンペーンを行っております。

次に、ホームページ、これは4カ国語対応のホームページでございますが、この中でも宣伝、PRをしていただいております。フェイスブックの運用に関しても同じでございます。旅行商品の販売ということで、昨年、一昨年とポピーの開花時期にポピーと温泉ということで、商品を発売して、何人かいらっしまったという話は聞いております。

それから、道の駅に現在モニター、大型のディスプレイがございますが、こちらの中で観光案内などのコマーシャルを流しておりますが、これもおもてなし観光公社のほうで用意して、皆野町がこういうものを1分、あるいは2分の中で流せるようなものを、おもてなし観光公社でつくっていただいたものもありますし、写真を流すという観点からは、町の産業観光課のほうから直接流すことができるようなパソコンというか、そういうものがありますので、流しております。道の駅みなものモニター、それから道の駅の観光情報のすぐ前に大きな看板がありますが、この看板、あと親鼻駅の看板もおもてなし観光公社の事業でつくられたものです。

それから、西武池袋駅でございますが、デジタルサイネージということで、ディスプレイでの画面広告、この中でも秩父の観光スポットとしてコマーシャルを14本、ほかにジオパークなども流しておりますが、皆野にありましては、ポピー、秩父音頭、それから句碑、あるいはこれから破風山についても現在制作中ですが、これらを流しております。あと、広域レンタサイクル、これもおもてなし観光公社の事業です。フリーペーパー「ちちぶ版じゃらん」春・夏号と秋・冬号で2回発行しておりますが、これについても皆野町を掲載しております。それから、民泊事業についてもおもてなし観光公社で実施をしております。

以上のような内容で、おもてなし観光公社といたしましては、秩父を一つにまとめた事業主体ということで事業を行っておりますが、その中で各市町村それぞれ売り込みたいというものを取り入れて、観光公社で「秩父」という観点から観光案内をいたしておるところでございます。

続いて、観光のほうで、このジオパーク、風通しというお話もありましたけれども、秩父市と違っていて、秩父市は観光課の中にジオパーク推進協議会の事務局があるということで、常に机を向き合わせてやっているという状況でございます。これは人数が多いということがあって、そういうことができるわけですが、皆野町にありましては、産業観光課については、主に観光部門、それから教育委員会にあっては、どちらかといえば直接的に推進協議会の運営委員ということと、文化財ということもありますので、学術的な意味もあると思います。そういう方向を分けて実施しているところでございます。これを一緒に皆野町の中でやるというのは、今のところ、ちょっと考えられないかなというふうには考えております。

以上のおりでございます。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） やっと出てきたなというところで、幾つか事業を観光部門で、おもてなし観光公社でもやっているのですけれども、非常に数少ないということと、それから今話の中に民泊という話も出てきているのですが、ニュースにもなった都会の、あれは高校生でしたか、中学生でしたか、学生の修学旅行的な農家体験というのですか、それにも現実に日野沢のほうにも何人か来てもらって過ごしているようですけれども、ああいった形でのことだけでなく、それと同じように都会の、いわゆる観光の人たちを受け入れるというような話も実は数年前にもありまして、それをパックス的にできないかということなどもあったわけです。その辺の話が皆野側のほうから消えてしまったかなという部分があります。これは私自身の責任の部分も少なからずあるところではあるのですが、そういったことが実に残念だなということ。

それから、そういったことの現実に、やれる部分というのが、町の中においては産業観光課ぐらいしかない。ただ、先ほど来言っているようにジオパークに関して言いますと、町のほうは教育委員会で、先ほど答弁の中にあつたように学術的な部分については教育委員会にお任せするという形で、余りかかわるといふか、それを統合する必要性というの、余り感じない部分があるのですが、産業観光課関連で言えば、商工会のほうにも窓口があるわけですよ。そちらのほうとの連携というのが大分薄いようにも感じます。そこをしっかりと関係を持って、商工会のほうには傘下に飲食店等抱えておりますから、それらの中でいろいろな事業をやっていることも事実ですから、そういった中で民泊であるとか、そういった部分を比較して考えられることもできるのではないかなというふうに思っております。その連携について町長のお考えはいかがですか。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 民泊のことについては、たしか日野沢の方々も協力していただきましたけれども、下田野、あるいは土京の農家の方にも協力をいただきました。来年度、かなり申し込みが多いと、いわゆる修学旅行生が多いということから、もう少し民泊を受け入れてくれる農家というか、民家というか、ふやしてほしいという要請も受けておまして、いい方向に展開しているなど、こんな感じでおるところでございます。

○議長（四方田 実議員） 次に移ってください、質問を。

○10番（林 豊議員） 今の件について要望を入れます。

○議長（四方田 実議員） 質問はもうしないでください。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 今の町長の答弁、大変心強く思っております。そういったことがあるのであれば、ある程度の専従的な部門をつくっていただいて、力を入れてやっていただければ、修学旅行だけでなく、普通の一般のお客さんの受け入れもできるように、すぐにはできなくても、だんだんくなっていくのではないかと。そういう期待もありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、関連しまして、先ほど来出てきている暮らしの便利帳的なもの、あるいは町内観光ですが、観光に関しては冊子等がいろいろたくさんとあっていいぐらいありますので、これは整理をしていかなければいけないのではないかなと思いますので、それぞれ商工会、観光協会を含めて全体で整理しておく必要があるのではないかなと思いますので、その辺も要望しておきたいと思ひます。

それでは、次の2項目めですが、先ほどの総務課長の答弁で納得いたしました。私的には1次の情報であつたと思ひますが、ちょうどその間の部分ですね、総務課の職員が来てという部分が全く抜けておりましたから、その辺が、話してくれた人がどの程度把握していたのかがわかりませんが、話してくれた人の話では、自分のところに電話が来たというふうに言っていましたので、その辺が若干食い違ひますが、その辺の事柄は総務課長が、職員が行つたと言っているのですから、そこに間違ひはないかというふうに思ひます。

それで、それに関連しまして、実際の出来事については、先ほどの答弁で結構です。今の町長の答弁ですと、特にそういった課的なものは設けないが、電話に対応する部分で、それに近いような対応をしたいというふうに受けとめました。対応については迅速にということですが、現状においては、よく聞いてと、それから実際に対応するまでの時間というのが、これは場面、場面によって違ひと思ひますけれども、時間が若干間があるのかなというふうに思ひます。今の電話のシステムによりますと、誰がとるか現実に

はわからない部分があるのですが、その辺の対応についてはいかがなものでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） いずれにしても、電話対応については、2度以上ベルを鳴らすなということで、対応するようにという指導をしております。

なお、例えば先ほど申し上げましたように、すぐやらなければならないことについては、例えば道路上に動物の死体があったとか、あるいは煙で迷惑をしておるとか、あるいは蜂の巣があるのだけれども、何とかしてほしいというようなことが間々あるわけでございまして、そうしたものを受けたときに、すぐ対応しておりますが、し切れない部分、例えば家の天井裏にある蜂の巣の除去をという依頼を受けたといたしましても、即対応はできませんし、町の職員に、その対応をしてこいというわけにもなかなかまいらない部分もあるわけでございまして、そうしたものについては、町内にも、そうしたことに秀でておるといえるのか、そういう方もおられて、そういう方をお願いするというようなこともあります。ですから、そういう部分については、多少の時間があるかと思えます。がしかし、今、煙公害で悩んでおるといえるのか、あるいは騒音で困っておるといえるのかという電話を受けたときには、即対応をしているはずでございまして。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 大変ありがたいといえますか、いい対応をしているのだなというようなことがわかる答弁をいただきましたが、要望といえますか、町民の側ですね、その辺のときに、やりますというか、いつまでとまでは言わないまでも、ある程度の答えというか、それが欲しいのかなというふうにも感じます。ただやりますではなくて、いつごろまでというような期限が切れば、これはベストですけれども、なかなかそうもいかないことも現実ですので、そういった事柄を含めて、より丁寧な対応について要望したいと思います。結局、きちんとやってもらえるのですけれども、その辺の要望といえますか、苦情を入れるほうからしてみますと、1分1秒が本当に一日千秋といえますか、長い時間のように感じられるところがあります。そういったときに、ただ決まり文句的に答えるのではなくて、先ほど町長から答弁していただいたように、よく聞くということ、それからそれに対応して返事をするということが大切なのかなと思います。また、町長のその辺の指導が行き届いているのであろうとは思いますが、先ほどの電話のシステムですが、交換が出るわけではなくて、誰が出るかわからないというのが今のシステムですので、わからなければ、すぐにわかる人へつなぐということも必要かと思えますので、そういった指導も丁寧にしていただきたいなと思えますので、その点を要望いたしたいと思います。

それから、最後に、通告にないのですが、さっきの質問者から大雪の雪の対策について若干気になる点がありましたので、要望したいと思います。さきに私、春、雪のすぐ後に駅周辺の県道ですよね、あれの除雪について一般質問し、お願いしたのですが、秩父県土整備事務所といろいろな話し合いを持ったという答弁で、これはよかったなと思ったのですが、指定の中に、駅の周辺といえますか、取りつけ道路の県道の部分が入っているのか入っていないのかわからない部分もありましたが、ないのでは困るといえるのか、ないようでしたら、ぜひとも降る前に、降った後に幾ら要望しても何にもなりませんので、降る前に再度その辺の検討をしていないのであれば検討を、それこそ近所にそういった業者さんがいるにもかかわらず、駅の取りつけ道路、それから他町を含めて、町中から集まる場所でもありますので、その部分の除雪は優先的にやっていただきたいというようなことをさきにも要望しましたので、その点確認方要望しておきたいと思えます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（四方田 実議員） 次に、12番、内海勝男議員の質問を許します。

12番、内海勝男議員。

〔12番 内海勝男議員登壇〕

○12番（内海勝男議員） 12番、内海ですが、若干今後の皆野町民が、また町政運営にかかわる大きな問題でありますので、前段前置きが長くなりますので、できましたら、議長に諮っていただきたいと思うのですが、私の質問の時点で1回休憩をとっていただけたらありがたいなというふうにお願ひしたいと思ひます。

○議長（四方田 実議員） はい。時間を見て、そうします。

○12番（内海勝男議員） 2年前の師走総選挙は、それまでの民主党政権による公約違反、子ども手当の見直しなり、大飯原発の再稼働、消費税増税法案可決、TPP参加意向などの失政と、大政党にとって大変有利な小選挙区制度で自民党が圧勝しまして政権を奪還しました。そして、戦後レジームからの脱却、日本を取り戻すと。第2次安倍内閣が発足しまして、その安倍首相、経済再生に向けてロケットスタートを切る、このように豪語しまして、デフレ脱却と経済再生を掲げました。

中身は、大胆な金融緩和、機動的な財政運営、民間投資を喚起する成長戦略を柱にした経済政策、アベノミクスを推進してきました。そして、異次元の金融緩和によって实体经济からかけ離れた円安、株高状況がつけられ、輸出関連大企業等は大変莫大な富を得ております。2013年度の大企業、資本金10億円以上の内部留保は285兆円、前年度に比べ、1年間で13兆円も増加しております。

他方、円安に伴う輸入原材料高騰による物価高、加えてことし4月からの消費税増税8%は、勤労大衆の生活を初め中小零細企業の経営にも大きな打撃を与えています。安倍首相は、2年間で雇用は100万人ふえた。賃金も上がった。景気回復、この道しかない。このように選挙戦で訴えております。総務省も、この2年間に雇用労働者は101万人ふたと報告しております。その中身は、正規労働者が22万人減少し、非正規労働者は123万人増と増加した101万人分全てが非正規労働者ということになります。

また、2013年の年収200万円以下の、いわゆるワーキングプアと言われる労働者は1,119万9,000人、前年より約30万人ふえ、雇用労働者の4人に1人がワーキングプアの実態にあります。厚労省のことし9月の毎月勤労統計調査によると、物価上昇分を除いた実質賃金は前年同月比で3%のマイナス、実質賃金は上がるどころか、15カ月間連続しての減少、ことし9月の生活保護世帯数は161万1,953世帯と過去最多を更新し、受給者数は216万4,909人となっています。この間のアベノミクスによって労働者を初め勤労大衆の生活は、ますます苦しくなり、貧困層は拡大し、地方経済は冷え込んだままであります。

この間、衆参両院の自民党の数の力を背景にして暴走してきている安倍政権であります。特定秘密保護法、集団的自衛権行使の閣議決定、原発再稼働等への世論の反発、内閣改造目玉大臣の不祥事、沖縄県知事選自民党候補の大敗、そしてアベノミクスの破綻など、政権の行き詰まりを隠して、野党の選挙体制も整わない今のうちに解散し、みずからの延命と向こう4年間の政権基盤の安定を狙い、党利党略の一番忙しい師走総選挙に打って出ております。

その安定政権とは、法人税率10%引き下げ、消費税は1年半先送りしての10%増税、原発再稼働、原発と武器の輸出、TPP締結交渉、集団的自衛権行使を可能とする法整備、そして軍隊保持を明記した憲法

改悪等々、独占資本や財界の意向に沿った暴走政権であることは明白です。勤労大衆や地域住民が望んでいるのは、雇用や生活、環境や平和の安定であります。地方行政は、そうした地域住民の切実な要望や期待に応えられるよう、行政運営に傾注していかなければならない、このように思っております。

そこで、2項目について質問を行いたいと思います。その1ですが、真の「地域創生」に向けた取り組みについてであります。ことし5月、民間調査機関の日本創成会議が、2040年ごろには全国の自治体の半数が消滅方向にある、このようなショッキングな報告を行っております。その名をかりて9月に発足した安倍改造内閣は、地方創生担当大臣を新設し、さきの臨時国会を地方創生国会と位置づけましたが、具体的に何をするのか不透明のまま、解散前、急遽地方創生関連2法案を成立させております。

また、地方創生に関連しまして、全国の町村会では、この間、人口減少や農山村の維持、再生に向けた政策提言をまとめているようです。地方の自治体にとって過疎化、少子化、人口減少、そして衰退する地域経済等々、ここ30年来からの課題としてあろうかと思えます。当町においても少子化対策としての子育て支援等々積極的に取り組んでいる課題でもあります。

そこで、1点目ですが、少子化・人口減少の対策について。過去5年間の出生者数と人口の推移についてお聞きしたいと思います。また、今後の新たな子育て支援等についての考え、人口減少対策としてのふろさと回帰や定年帰郷の促進、また空き家の活用などについてお聞きしたいというふうに思えます。

2点目ですが、地域資源を活用した雇用対策について。若者が地域に定住し、生活を維持できる雇用の確保になりますが、この間の大資本中心による新自由主義経済が招いた企業の海外進出、国内産業の空洞化、都心への一極集中、そして地方切り捨ての公共サービスの低下、地方経済の衰退、このような今日に至った背景をきちんとそこにメスを入れない限り、真の解決には至らないと思えますし、経済効率一辺倒から脱却し、地域資源を生かした内需中心の持続的な循環型経済に転換するしか地域の再生はできないし、生き延びられない、このようにも言われております。農林業を初めとした地場産業、医療や介護、観光など内需型部門の振興、そして自然環境や地域の特性を生かした地域の活性化などによる雇用確保といえますか、雇用の創出についての2点お聞きしたいと思います。

3点目ですが、基本的な生活基盤の整備についてであります。皆野町においても上下水道整備や歩道や道路の整備、また災害防止対策など多額な費用を要する、そういった生活基盤整備も多々あろうかというふうに思えます。特に若者が地域に定着でき、子供を産み育てられる、そうした基本的な生活基盤について積極的に整備を図っていく必要があるかと思えます。こうした事業についての考えをお聞きしたいと思います。

2項目の「道の駅みなの」の整備についてであります。道の駅みなのは、平成24年10月にオープンしました。オープンした平成24年度と翌年の平成25年度を比較した場合、直売所とレストハウスを合わせた売り上げでは5,657万円の増、直売所だけの利用客数は、平成25年度が18万1,363人で、平成24年度に比べ約2万8,600人の増となっています。そして、道の駅みなのを訪れる交流人口は40万人を超えている、このような試算もされております。そして、平成26年度も売り上げ、利用客数とも順調に伸びているようです。先月23日の勤労感謝の祝日には、直売所の感謝祭ということもイベントとして行われたのですが、一時期駐車場が満杯になって、皆野長瀬インターの出口から国道140号の三沢入り口の信号のところまで車がつながってしまって道の駅への出入りもできなかった、このような盛況な状況もあったようです。

このような道の駅でありまして、既にこの間、トイレの整備について、増設になろうかと思うのですが、計画も進んでいるかと思えます。このトイレ建設の進捗状況について1点目はお聞きしたいと思います。

2点目ですが、道の駅の進入路、両側といいますか、国道側と三沢寄り側なのですが、町道皆野230号線と231号線になろうかと思うのですが、路面の傷みが大変激しくて、ことし2月の大雪後には応急的な補修工事も行っていたいております。今後路盤工といいますか、基礎から含めて根本的な補修工事も予定されているようですが、公共下水道の工事の状況もございますので、それらも加味した中での計画がされているかと思うのですが、今後の具体的な計画についてお聞きしたいというふうに思います。

3点目ですが、駐車場の整備についてであります。トイレの建設予定地も恐らく駐車場内というふうに想定がされます。また、今年度電気自動車といいますか、EV車の充電設備、これも既に工事が始まったようですが、そのスペースも若干駐車場のところを確保しなくてはならない、こういったことも考えられると思います。これらを鑑みまして、駐車場の拡張等早急に検討しなければならない課題であるというふうに考えております。この点についてもお聞きしたいというふうに思います。

とりあえず以上であります。

○議長（四方田 実議員） まだちょっと時間がありますので、1回目の答弁をお願いします。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 12番、内海議員さんの一般質問通告書に基づきお答えします。

1番の「地域創生」に向けた取り組みについてお答えします。地方創生は、安倍内閣において景気回復とともに最も重視しているものです。国では、少子高齢化に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけ、東京圏の一極集中を是正し、地域の住みよい環境を確保し、将来にわたり活力ある社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法を制定し、地方創生に取り組むことになりました。地方創生担当大臣の手腕を大いに期待するところであります。

1点目の少子化・人口減少対策について申し上げます。当町においては、従来から少子高齢化対策は最重要のテーマとして取り組んできました。楽しく子育てができる町として、この2期8年間、特に力を入れてきたのがこの分野であり、引き続き重点施策として取り組んでまいります。幾つかの支援策を挙げますと、育児で心配な子育てママさん同士の交流センターきらきらクラブの開設、国神学童保育所の建設、不妊治療支援事業、大好評の紙おむつ・粉ミルクの支給、他に先駆けての中学3年生までの医療費無料、保育料第3子を無料など、県下でも高レベルの子育て支援策を推進してまいりました。また、本年度からは、人口減少のブレーキ対策として子育て世帯等定住促進奨励補助制度を創設し、少子化・人口減少対策に取り組ましました。

2点目の地域資源を生かした雇用対策についてですが、特に雇用対策、雇用拡大は、国の経済対策による景気回復に頼るところであります。地方自治体においては、景気回復による雇用拡大策は大変難しいものであります。このようなことから、今、衆議院議員総選挙でも景気回復、雇用対策等の手法をめぐり、議論白熱の選挙戦を展開しています。雇用拡大は大変重要であり、難しいテーマであります。当町においては、企業進出に必要な工業団地等の用地確保は困難であります。皆野町の豊かな自然と災害が少ない、地震に強い安全な町をアピールし、高齢化社会に適合し、安定雇用も見込まれる介護施設や障害者施設などの誘致を引き続き進めてまいりたいと考えております。

3点目の基本的な生活基盤の整備についてお答えします。ハード面の生活基盤としては、道路改良、上下水道整備が挙げられますが、下田野橋かけかえ工事や比較的大きな町道改良については、国庫補助を導入して進めています。また、林道改良等についても県補助を導入しています。下水道整備についても国庫

補助を受けて進め、上水道については、平成28年度からの広域化に向けて取り組んでいます。引き続き、道路改良、下水道整備については、国県補助を交付金事業として積極的に進めていきます。

2番、「道の駅みなの」の整備についてお答えします。1点目の道の駅みなののトイレの整備については、公共下水道管工事を2工区に分けて発注しました。トイレについては、JAちちぶと連携して来春の完成を目途に進めております。

2点目の進入路の整備は、下水道工事やトイレ工事の終了後に対応する考えです。駐車場の整備については、上の段に整備することで、JAちちぶと協議が調っています。入り込み客、売り上げにおいて好調な道の駅の農産物直売所の整備については、引き続きJAちちぶと連携して取り組んでまいります。

○議長（四方田 実議員） 町民生活課長。

〔町民生活課長 四方田勝吉登壇〕

○町民生活課長（四方田勝吉） 12番、内海議員さんから通告のありました質問のうち、私からは過去5年における出生者数と総人口についてご回答申し上げます。

暦年で申し上げます。平成21年、出生者数が89人でございます。平成22年は74人でございます。平成23年は84人でございます。平成24年は69人でございます。平成25年は72人でございます。平成26年、先月11月末現在でございまして、54人でございまして、若干年々減少ぎみとなっております。

続きまして、総人口でございまして、各年の12月31日現在の数字を申し上げます。平成21年が1万1,224人、平成22年が1万1,086人、平成23年が1万978人、平成24年が1万820人、平成25年が1万652人、平成26年、先月11月末現在でございまして、1万440人でございまして、平成21年12月と比べまして784人減少してございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 大塚 宏登壇〕

○産業観光課長（大塚 宏） 12番、内海議員より通告がありました質問事項2の道の駅みなのについてご回答申し上げます。

道の駅みなののトイレにつきまして、JAちちぶから図面等をいただいております。そのでき上がるトイレの概要について、ここで説明をさせていただきます。位置は、レストハウスの前の駐車場で、長さが14メートル50、幅7メートル50、約でございますが、これに男性用のトイレが大が2、小が7、女性用が9、多目的トイレ1のトイレをつくる予定です。この部分で、おおよそ6台分の駐車スペースがなくなってしまう。この新しいトイレをつくった後の既存のトイレとの合計数でございまして、男性用が大が4、小が12、女性用が大が13、多目的トイレが2という数字になります。

続いて、駐車場の整備でございますが、先ほど町長の答弁のとおり、このトイレと同時に駐車場の整備をする予定でございますが、その面積は、農協からお聞きしている面積が864平米、現在の駐車場の段上にある駐車場でございます。この駐車場の台数が何台になるかにつきましては、農協からは聞いておりません。

以上のとおりでございます。

○議長（四方田 実議員） 暫時休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 午前中の答弁で前向きな答弁をいただきましたので、1点だけ、1項目の関係では再質問させていただきたいと思いますが、内閣府がことしの8月に発表しております世論調査の中で、都市に住む人の32%が農山漁村への定住願望を持っていると。これは10年前に比べて約11ポイントふえています、そのような調査結果が出されております。年代別でいいますと、20代の定住願望が最も多いと。次いで30代、40代という、ここに来て田園回帰といいますか、そういった流れが裏づけられていると、このようなことが言われております。

しかし、その多くが具体的に移住するということになりますと、移住先での仕事、雇用の関係ですね、そういったことが大きな問題になって、実際には定年退職後、定住を望む、そういった傾向にあるようです。そういったことから、例えば皆野町の出身者で定年になって皆野町に帰ってこられるような、そういった定年帰郷といいますか、そういった取り組み等働きかけてもいいのではないかなというふうに思います。具体的にどういふような形で進めるかというの、まだ私もあれなのですが、いずれにしても限界集落といったらあれですが、皆野町の中でも、そういった集落も年々拡大してきているような状況もございまして、そういったところについては空き家といいますか、そういった状況もふえてきているかというふうに思います。

そういった対策も含めまして、いろいろなことを使ってということではありますが、その地域の実情に詳しい方の協力をいただいたり、また親戚の方を頼って働きかけるとか、そのような取り組みも今後必要ではないかなというふうに思います。全国町村会の中でも田園回帰促進の交付金創設等も決議しているというふうに聞いております。そういったことも含めまして、定年帰郷のみならず、この皆野町に戻ってきてもらえるというか、入ってもらえるような、そういった対策といいますか、町村会の決議も含めて町長にお伺いしたいというふうに思います。何かありましたら、よろしくお願いします。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 特別これということはないのですけれども、空き家バンク等も登録をしておりますし、空き家もかなり目立ってきております。そんなことから、今、内海議員さんが言われるような取り組み、今聞きながら、そういうことも取り組んでみるべきことかなと、こんなふうにも思います。

なおまた、やはり先ほどの答弁の中でも言っておるのですけれども、この町は働く場所というのが、平坦で、企業誘致ができるようなところが少ないわけでございまして、そんなことから考えてみますと、都会のお年寄りが施設に入る、あるいはその施設で働く、そういうことを考えてみますと、比較的スペースが狭くも取り組めることではないかなというふうな考えも持っておるのですけれども、その辺については、その出身市町、自治体で、その後の医療費等も負担をするというような話も、あるいはそういうふうになるというような話も聞いておりますので、そんなことにも期待をしてみたいと思っております。いずれにいたしましても、今、議員が言われるようなことについては取り組んでいくべきことかなと、こんなふうにも感じております。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 少子化対策と申しますか、子育て支援に力を入れてもらっているわけなのですが、人口減少に少しでも歯どめをかけるということからも、町外から町内に呼び込むと、そういった施策等もぜひ検討していただきたいというふうに思います。

また、地域雇用の関係なのですが、先ほど町長のほうからの答弁にもあったのですが、この地域の自然なり、また地域の特性と申しますか、秩父地域全体ですけれども、やはり地震に強い地域だとか、そういったことを含めまして、企業の誘致だけではなくて、例えば住宅政策等についても、町としてできる限り力を入れて、若い人たちが家をつくりやすいような、そういった環境等もぜひ整備を図っていただきたいというふうに思います。

あと、上下水道の関係等につきましては、特に下水道の関係になろうかと思うのですが、地方の自治体にとって地域のエリアも大変広がったり、また集落が分散していたりということで、水道もそうなのですけれども、設備の投資とあとは効率面、そういったことからやはり大変莫大な借金と申しますか、抱えているのが下水道の、特に全国的な地方の課題になっているようです。先ほどこういった関係につきましても、新たなと申しますか、交付金等求めていきたいというふうな答弁がされております。地方創生ということが、全国津々浦々の小さな自治体のところにてこ入れがされるかどうか、これは大変疑問視されている面も多くあるわけなのですが、人口減少なり、少子化なり、そういった問題で大変な状況に置かれている自治体が、やはりいろいろな政策と申しますか、まちづくりなり、進めることに対して、国のほうからのバックアップと申しますか、交付金とか、補助金とか、そういったところに頼らざるを得ないと思えますので、ぜひそういった形で交付金の創設なり、これは全国の町村会等も、恐らくそういう形で動いているかと思うのですが、そういったことがとれるように進めていただきたいというふうに要望させていただきたいと思えます。

あと、道の駅の関係なのですが、これもトイレの関係なり、また駐車場の整備についても、既にJAのほうと合意がされて、整備を図っていくという答弁がされております。前向きな方向で進んでいるということで、1点だけ、道の駅の進入路の関係なのですが、具体的に公共下水道の関係の工事が終わった後、整備を図っていただくということになろうかと思うのですが、今年度の中でやっていただけるのか、それとも新年度の新たな予算を組む中でやっていただくのか、その辺の計画と、ガスト側と申しますか、町道皆野230号線になるかと思うのですが、これを駐車場のほうへ上っていきまして、駐車場の入り口のところに横断溝があるのです。ここの排水路と申しますか、これにつきましては、道の駅の駐車場に降った雨水、それと231号線、三沢寄りの町道の、家主さんのほうからずっと流れてくる、路面も含めてなのですが、その雨水が230号線の排水路のほうに全部集まる、そういった流れになっているのですが、実際この排水路は土砂で埋まってしまっている。そんな関係もあって、雨が降った場合とか、そういった場合、かなり土砂と一緒に路面が洗われるというか、そういったことで大変路面も傷みやすい、そういった状況にあるかと思えます。

この進入路の補修工事、かなり大規模的な補修工事になろうかと思うのですが、それに合わせてこの排水路、今現在その排水路の経路というのか、先が全然明らかになっていないみたいなのです。とりあえずあそこの横断溝のところでストップしてしまっているみたいで、その先はどこに流れているかというのかわからないような状況でありますので、いずれにしても大規模な補修工事を行うときに排水路と申しますか、側溝の整備等検討しなくてはならないのではないかなと思えますので、その点につきましてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（四方田 実議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 12番、内海議員さんのご質問にお答え申し上げます。

ご質問のとおり、下水道の敷設工事を平成26年度に計画してございます。その関係で、その工事も残りあと3カ月でございますので、年度内ほぼいっぱいかかると思います。舗装の工事につきましては、その工事が終了した後、平成27年度に全面的な打ちかえ工事等を計画、実施することが望ましいというふうに考えてございます。ですから、平成27年度の当初の予算に計上できるよう内部でも検討してまいります。

また、排水溝等の横断溝についてご心配をされておられますが、ご指摘のとおり埋まっている側溝や、また流末がないもの等ございます。舗装の打ちかえ工事実施のときに調査及び検討をしまして、その排水溝の問題についても解決できるようにしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 側溝の件といいますか、排水路の関係は、事前に補修工事をする前に、どういった方法がいいか、ぜひ検討していただいて、補修工事と一緒にできるように要望させていただきたいというふうに思います。いずれにしても、道の駅の関係なのですが、この道の駅の設置につきましては、町が申請して、なおかつ設置なり、管理の条例を制定してくる中で行っているわけですから、あわせて町の観光振興なり、地域活性化を図る、そういったことを図るといった中心的な施設でもあります。これからも町が主体性を持って、今後においてもいろいろな面で整備といいますか、拡充を図らなくてはならない、そういった課題もあろうかと思っておりますので、ぜひ今後についても積極的に取り組んでいただき、そういったことを要望しまして、私の質問を終了させていただきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

○議長（四方田 実議員） 以上で通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（四方田 実議員） 日程第5、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案第29号から議案第39号までの11件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第6、議案第29号 皆野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第29号 皆野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、この案を提案するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第29号 皆野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

まず初めに、本条例案とこの後ご審議をいただく議案第30号及びその次の議案第31号の3条例案は、国の社会保障と税の一体改革の一翼を担う制度として子ども・子育て支援新制度が発足するに当たりまして、市町村の条例により定めることとされたものでございます。これらは内閣府令で基準が示されておりますが、皆野町としては、この内閣府の基準どおりでございまして、町独自の基準は設けておりません。

1ページの目次からごらんをいただきたいと思います。第1章から第3章まで章立てになっております。第1章は総則、第2章が特定教育・保育施設の運営に関する基準でございます。第3章が特定地域型保育事業の運営に関する基準でございます。

まず、第1章の総則、第1条の趣旨でございますが、この条例は子ども・子育て支援法の規定に基づき特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものでございます。

第2条は、この条例における用語の意義を第1号から3ページの第24号までにわたり定めるものでございます。この中で2ページの(15)、この条例の題名にもございますが、第15号、特定教育・保育施設、法に規定する特定教育・保育施設とは、具体的には幼稚園、保育園及び両方の機能を合わせ持つ認定こども園の施設型保育でございます。また、第20号でもう一つの題名にございます特定地域型保育でございますが、これは新たに新設をされるものでございまして、施設型保育より少人数で行う家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育でございます。

第3条は、一般原則でございますが、これらの施策を推進するための事業者等は法の趣旨にのっとり子供の健やかな成長に資することを目指し、また地域や関係者と密接な連携に努める等の一般原則を定めるものでございます。

次に、3ページ中段でございますが、第2章、特定教育・保育施設の運営に関する基準でございます。第1節は、利用定員に関する基準でございます。1枚おめくりをいただきまして、4ページ5行目、第2節が運営に関する基準でございます。運営に関する基準は、第5条から15ページの第34条まで、それぞれ定めるものでございます。

飛びますが、15ページ中段の第3節をお願いいたします。特定施設型給付費に関する基準でございますが、第35条で特別利用保育の基準を、次のページ、第36条に特別利用教育のそれぞれの基準を定めるものでございます。

そのページの下から4行目、第3章、特定地域型保育事業の運営に関する基準でございます。第1節は利用定員に関する基準、次のページの下段になりますが、第2節、運営に関する基準は、第38条から23ページの第50条まで、それぞれ定めるものでございます。

次の24ページ、3行目でございます。第3節、特例地域型保育給付費に関する基準でございますが、第51条で特別利用地域型保育の基準を、第52条に特定利用地域型保育の基準をそれぞれ定めるものでございます。

附則でございますが、第1条、この条例は、法の施行の日から施行するというものでございまして、平成27年4月1日から施行となる予定でございます。

附則第2条及び第3条、さらに次のページ下段の第4条及び第5条は、特例及び経過措置の規定でございます。

以上、簡単でございますが、議案第29号 皆野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の説明とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 二、三質問させていただきます。

法に対して条例でということと定めるものだと思いますが、前半といいますか、特定教育及び保育施設の部分についてですが、現在町内にあります、町営を含めて施設について、この条例に沿わないといえますか、条例によって何か追加ないし撤去ないしそのようなおそれがあるようなものがあれば教えてください。

それから、後段の、いわゆる特定地域型保育事業というのですが、現状において、それに類するようなものが、同じように町内にあるのか。また、これは来年度からということになるかと思うのですが、そう遠くない将来、そういったものをやりたいというような、またできるというような情報があれば教えてください。よろしくお願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 林議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問にありましたように特定教育・保育施設でございますけれども、皆野町内には町立の幼稚園、それから民間の保育所が2園、認定こども園はございません。これらの3園に、今度の条例に関係して、特に不都合なところとか、そういった点はございません。

それから、地域型保育、これにつきましても現在問い合わせ、あるいは設置をしたいというような要望といえますか、相談はございません。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 要望がないということなのですが、いわゆる無認可の保育所といえますか、そういったものが、この条例といえますか、法における保育等後半の部分に当たるのかなという気もするのですが、その辺のすり合わせはいかがなのでしょう。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） これは、この次の議案とも関連するのですが、まず特定地域型保育と言っておりますが、次の議案では家庭的保育事業等という名称になります。具体的には、特定地域型保育

の中身とすると、家庭的保育、保育ママとして定員5人以下の保育事業、それから小規模保育として定員6人から19人を対象とする事業、それから事業所内保育、これは現在皆野町の中には皆野病院さんとヤクルトさんでありましたが、この事業にのっとって進めるという計画はございません。それから、居宅訪問型保育、これは名前のとおりでありまして、お子さんのいる家庭へ訪問して保育をすると、こういったことがあるわけですが、現状では、こういった要望、あるいは展開は当分ないのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） いいですか。

○10番（林 豊議員） 結構です。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「議長、3番、反対討論お願いします」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） これより討論に入ります。

まず、議案第29号に対する反対討論を許します。

3番、常山知子議員。

〔3番 常山知子議員登壇〕

○3番（常山知子議員） 3番、常山知子です。反対討論を行います。

平成24年8月、子ども・子育て支援法関連の3つの法律が、多くの保育関係者、保護者の反対する中、成立しました。この中で初めは廃止が検討されていた児童福祉法第24条1項は復活され、保育所については、今までと変わらず市町村の責任で保育が実施されることになりましたが、児童福祉法第24条に新たに2項が加わり、認定こども園、小規模保育等の地域型保育の各事業が行われることになり、この事業については公的責任が曖昧になっています。来年4月からの新制度実施に向けて、各市町村は関係条例の整備をしなければなりません。提案された議案第29号は、国の基準どおりの条例案であり、到底認めるわけにはいきません。

例えばこの条例案の中に施設がオプション保育を取り入れた場合、保育料の上乗せ負担となり、同じ施設に通っているにもかかわらず、保護者の経済的条件により、子供への格差が生じるなどの懸念があります。町には、実施主体としての判断や裁量権があるわけですから、子供の権利保障の立場から基準改善の努力を踏まえて条例を作成していくべきではないでしょうか。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 次に、賛成討論を許します。

6番、新井達男議員。

〔6番 新井達男議員登壇〕

○6番（新井達男議員） 議案第29号 皆野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について賛成討論をお願いいたします。

先ほど担当課長のほうから提案理由についてお話がありましたけれども、内閣府による子ども・子育て支援法制定に伴い、これが実施されるということです。担当課長の言うとおりの、別に問題はないと思

いますので、私は賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第29号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（四方田 実議員） 起立多数です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。



◎議案第30号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第7、議案第30号 皆野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第30号 皆野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、この案を提案するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第30号 皆野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

1 ページの目次をごらんいただきたいと思います。第1章から第5章までの章立てになっております。第1章は総則、第2章が家庭的保育事業、第3章が小規模保育事業、第4章が居宅訪問型保育事業、第5章が事業所内保育事業のそれぞれの基準を定めるものでございます。

まず、第1章、総則、第1条の趣旨でございますが、この条例は児童福祉法の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。この第1条から8ページの第21条までが、第2章以降の各事業に共通する項目を定めるものでございます。

8 ページの中段でございますが、第2章は各事業のうち家庭的保育事業に関する基準を定めるものでございまして、第22条から10ページの第26条まででございます。

次に、第3章は小規模保育事業でございます。第1節は小規模保育事業の区分でございますが、第27条におきまして、小規模保育事業はA型、B型、C型に区分するというものでございまして、次の第2節は小規模保育事業A型に関する基準でございます。

14ページをお願いいたします。第3節、小規模保育事業B型に関する基準でございます。14ページの一番下の行からでございますが、第4節は小規模保育事業C型の基準でございます。

次に、1枚おめくりをいただきまして、16ページ、5行目、第4章、居宅訪問型保育事業でございます。次のページ、7行目からが第5章、事業所内保育事業の基準でございます。

次に、22ページの下段、附則でございますが、第1条、この条例は、関係する法律の法の施行の日から施行するというものでございまして、平成27年4月1日から施行となる予定でございます。

附則第2条及から第5条は、それぞれ経過措置の規定でございます。

以上、簡単でございますが、議案第30号 皆野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の説明とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 先ほどは少し先走ってしまいましたが、この条例案に関しましては、定住でやっていますファミリーサポートセンターとの関連はどうなるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） ファミリーサポートセンターは、例えば1日単位、半日単位とか、お母さんが病院に行くとか、そういったときに預かる仕組みでございまして、この給付とは全く関係ございませんが、関連はございません。ただ、子育て支援策としてファミリーサポートセンターは、引き続き行っていく予定でございます。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） ということは、この大きな違いというのは、常に預けるというのが、今条例の趣旨、施設であって、ファミリーサポートセンターは臨時にということになるかと思うのですが、両方兼ねるような形には、今のところ話はなっていないというふうに理解していいですね。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） そのとおりでございます。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「議長、3番」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） これより討論に入ります。

まず、議案第30号に対する反対討論を許します。

3番、常山知子議員。

〔3番 常山知子議員登壇〕

○3番（常山知子議員） 議案第30号 皆野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について反対討論を行います。

この中で、現行認可保育所と比べ、保育職員の緩和、また保育士資格者の緩和があり、そのため資格者ゼロの施設が生まれるおそれがあります。どのような施設、事業であっても、子供の保育をひとしく保障する観点から、全ての保育者は保育士資格者とするべきです。

また、給食は外部からの搬入を認めています。離乳食やアレルギー食など、個々の子供の状況に応じた丁寧な対応が必要で、食事の提供は自園調理にすべきです。その他施設を4階以上につくっても屋外避難階段の設置義務がありません。このようなことから、この条例案は問題点多過ぎます。

よって、反対します。

○議長（四方田 実議員） 次に、賛成討論を許します。

6番、新井達男議員。

〔6番 新井達男議員登壇〕

○6番（新井達男議員） 議案第30号 皆野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について賛成討論をさせていただきます。

私は、先ほど担当課長が提案したとおり、理由についてお聞きし、さらに事前に議案に対して確認してありますけれども、何ら問題はないと思いますので、賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（四方田 実議員） 起立多数です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。



◎議案第31号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第8、議案第31号 皆野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第31号 皆野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、この案を提案するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第31号 皆野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。まず初めに、放課後児童健全育成事業、これはいわゆる学童保育でございますが、現在皆野小学校児童を対象として皆野学童保育所が、国神小学校児童を対象として国神学童保育所が設置をされています。この放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を市町村の条例で定める必要があり、第1条の趣旨でございますが、基準を定めるものでございます。

なお、この条例につきましても、国で示された参酌基準のとおりでございまして、皆野町独自の基準は設けておりません。

第2条は、この条例における用語の意義を定めるものでございます。

第3条は、最低基準の目的の定めでございまして、第2項において、町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとするというものでございます。

第4条は、最低基準と事業者との関係でございますが、皆野町では、町以外の社会福祉事業者等が放課後児童健全育成事業を行うということは考えにくいわけでございますが、国の基準に沿ったものでございます。

次に、第5条、一般原則でございますが、放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつてというもので、対象を小学生としております。現在の国の示す基準は、小学校3年生までを対象とするものでございますが、皆野町では既に小学校6年生まで対象を拡大しております。

2 ページ中段でございますが、第6条、非常災害対策の規定でございます。

次の第7条及び第8条の規定は、従事する職員の一般的要件及び職員の知識、技能の向上等に関する規定でございます。

第9条は、事業を行う場所に必要な設備及び備品、面積等を定めるものでございます。

第10条は、職員の配置基準及び資格の基準を定めるものでございます。

4 ページの下から6行目、第11条でございますが、平等取り扱いの原則、次の第12条は虐待等の禁止規定を定めるものでございます。

第13条は、衛生上の必要な措置に関する規定でございます。

第14条及び第15条は、事業所ごとに定める重要事項に関する規定及び備えるべき帳簿に関する規定でございます。

次に、第16条は、秘密保持の原則、次のページになりますが、第17条、苦情への対応に関する規定でございます。

次の第18条、開所時間及び日数の規定でございますが、小学校の事業との関連がございます。第1号において、小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業、これは夏休み等の時間も含まれますが、

1日8時間以上。第2号で休業日以外の日、平日でございますが、1日3時間以上。第2項で、開所する日数は1年につき250日以上を原則として、保護者の就労日数、小学校の授業の休業日等を考慮して定めるといふものでございます。

次の第19条及び第20条は、保護者、あるいは関係機関との連携に関する規定でございます。第21条は、事故が発生した場合における対応を規定したものでございます。

附則でございますが、第1条、この条例は、法の施行の日から施行するといふものでございまして、平成27年4月1日から施行となる予定でございます。

附則第2条は、従事する職員の資格に関する経過措置の規定でございます。

以上、簡単でございますが、議案第31号 皆野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の説明とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 1点お聞きしたいのですが、3ページの職員の関係です。放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とするということで、4ページのほうで、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とするということでありまして。既に町内には2カ所の学童保育所がございます。現状この支援員の数、皆野学童保育所については、恐らく40人以上の人数だといふふうに思いますから、現状どのような支援員の人数になっているのか、国神学童保育所も含めてお聞きしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 月によって児童の数が、退所して変わってくる要素もございまして、国神学童保育所の指導員が3名、皆野学童保育所が6名、多少前後する月もあったかと思いますが、以上のような状況です。

それと、これらの基準は、今回条例で定めましたが、今までも県の補助等をいただいております関係上、基準がございました。それらをクリアしております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。よろしいですか。

○12番（内海勝男議員） はい。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 3番、常山です。

この学童保育は、今までも国の十分な制度がなくて、量的にも質的にも本当に整備がおくれていたのが現状だと私は思うのです。今回、自治体レベルで条例化されることになってよかったなと思うのですが、この議案第31号の中で、やはりこれも国からの写しといふか、そういうものなのですが、3ページの設備の基準というのが、第9条第2項にあるのですが、専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。この1.65平方メートルというのは、認可保育所の乳児の基準と同じなのです。町で定めるときは、こういうふうな乳児の基準と同じということは非常に狭い範囲だと思いますし、そのことは私指摘しておきたいと思っております。町は、先ほどから言われているように小学校6年生まで受け入れて進んだ部分もありますので、今のこの基準を下回らないように要望しておきます。

以上です。

- 議長（四方田 実議員） 要望ですね。
- 3番（常山知子議員） いいです、要望で。
- 議長（四方田 実議員） 質問ではないですね。質疑ですからね。

10番、林豊議員。

- 10番（林 豊議員） 大体集中しているようですけれども、3ページの第10条に関連してですけれども、支援員の資格といいますか、これは前の条例のときにも意見があったようですけれども、学童を扱うのは、後ほどの報告でも上げますけれども、学童保育所を見た中で、非常に難しい部分が多いなというふうに実感しておりますし、常日ごろ、それに近い人たちを相手にしている関係上からも、そういう部分が大変デリケートというか、難しい部分があるかと思います。

条例としては、上位法との兼ね合いから、そのまま落としてきたというふうには考えられる9号までなのですけれども、町長にぜひお願いしたいのですが、これは町の及ぶ範囲ではないよという部分もあるかもしれませんが、支援員等に関しては、できる限り資格があるといいますか、それなりの若いほうの番号と言ったらおかしいですけれども、号の人たち、これは後のほうの、先ほど第11条、第12条、平等に取り扱う原則であるとか、虐待等の禁止、それから秘密の保持ですね、第16条になるのですか、これらについて当然上位法にないからだと思うのですが、いわゆる罰則規定といいますか、そういったものがないと実際としての効用が伴わないのかなというふうにも思いますので、今回の条例においては、このままでも仕方がない部分もありますが、今後の課題として、当然虐待等が出てくれば、この条例、この部分だけではなく、いわゆる刑法にかかわってくることになるから、それは必要ないのだというふうにも解釈できないことはないのですが、あるほうが防止という点では強いものを持ってくるような気がいたしますので、その辺についてはどういうふうにお考えいただいているのか、お聞きしたいと思います。

- 議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（浅見広行） お答えいたします

まず最初に、職員の件でございますけれども、現状といたしますと、皆野町は両方の学童保育所を指定管理者として委託しております。委託先としては保育園に委託しておると。したがって、専門の保育士さんも、この指導員の中に入っておりますし、そういったノウハウを生かして運営に当たっていただいているという認識を持っております。

それから、ただいまの罰則の問題でございますが、これは当然のこととして虐待防止であるとか、秘密保持の条文が載っておりますけれども、中身といたしますと、いわゆる性善説に立った、そういったことはないので前提としての規定でございますので、罰則は設けておらないと。今後についても罰則を入れるという考えはございません。

以上です。

- 議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。
- 10番（林 豊議員） 性善説に立つということが原則というか、それはわからないでもないのですが、小学校以上の教職員に対しても、残念なことではありますけれども、いろいろな事件が現実におこっておりますし、あるからということでもないのですけれども、これについては、こういう罰則というのではなく、やはり虐待であるとか、例えばこの条文の第11条、第12条、また第15条の違反が見られるときには、刑法等に照らしてというような文言のあるような部分を追加することを検討されたいかかなとも思いますので、その辺につきましては、今後の課題として要望しておきたいと思います。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） 今の質疑を聞いておまして、国の法律に基づいて、これが条例として整備されるということになっておまして、放課後支援員の要件については、国はかなり広く要件を認めているわけでありまして、その中において今の質疑をお聞きしていると、保育士がやけに、保育士の資格を持っているというのが、何か第一条件みたいな雰囲気語られていたかに見えてしまうのですけれども、この資格は平等なはずなのですけれども、いかが考えますか。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） おっしゃるとおりでございまして、これは今現在の皆野学童保育所、国神学童保育所にもかかわってきますけれども、例えば新たに学童保育所を設置したいということがあった場合には、この条例の基準を守っていただくということになるかと思えます。したがって、今現在は両方の学童保育所に保育士さんがおりますけれども、それが第一条件ではないというのは、小杉議員のおっしゃるとおりでございまして。

○議長（四方田 実議員） 1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） そういうことなのでしょうけれども、この資格を国が提示しているのののっついている、(3)あたりを卒業して、2年以上児童福祉事業に従事した方とか、例えば(9)にいけますと、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した方とか、こういう者も当然国は認めているわけでありまして、むしろこういう人は、かなりまた違う方面から、そういう経験を積まれている方と推測されますので、その場面があった場合は、ちゅうちょすることなく、この資格の場合、該当者ということで、現状は十分体制は整っていることなのだと思いますけれども、そういう姿勢で臨んでいただけたらと感じました。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 7 番、新井康夫議員。

○7 番（新井康夫議員） 7 番、新井です。

3 ページ、一番上の設備の基準、第9条、これに関しましては、建築基準法、耐火とか、準耐火、そういったものが全くうたわれておりませんが、先ほどの答弁の中でも、新たに設置する場合というようなことを言っておりましたが、その辺はどのようなことなのでしょう、教えてください。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） この条例の中には、建物としての建築基準法上の規定はございませんが、それは建築基準法の中で対応していただくということになるかと思えます。と申しますのは、皆野町の中でも都市計画区域内であるとか、区域外であるとか、そういった内容もございまして、建築基準法上の教育施設に当たる部分を全部ここに載せることはしないということであろうと思えます。

○議長（四方田 実議員） 7 番、新井康夫議員。

○7 番（新井康夫議員） その前の議案第30号、これに関しましては、皆野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、これには建築基準法第2条第9号、これが規定されているわけですが、それとの関連等どのように捉えればよろしいのでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） おっしゃるとおり、この前議案の中には建築基準法上の定めがされております。この違いとしますと、恐らく考えられるのは、今回の議案第31号につきましては、設備と言っておりますので、建物の中での設備、それから前議案については、いわゆる施設としてございますので、そちらの部分が、建物の部分まで含めて規定をされておるといふふうに考えられます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 両方とも設備の基準ということになっているのですが、それで片や建築基準法、これをしっかりうたってあって、本議案、これに関しましては建築基準法がうたわれていないということですので、そこを教えてくださいということです。

〔何事か言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時05分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 失礼いたしました。

前議案の部分でございますけれども、施設の構造として、例えば屋内階段といった場合に、どういう構造なのかというのが建築基準法の施行令に規定する構造の屋内階段、あるいは屋外階段についても建築基準法の耐火構造の屋外傾斜路、またはこれに準ずる設備というふうな、その必要な施設の引用として建築基準法の定めが持ってきてあるというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員。これで最後にしてください。

○7番（新井康夫議員） よく理解できないのですが、もう一度、その理由、後でも結構ですから、はっきりしたところを文書でご連絡お願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。



◎議案第32号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第9、議案第32号 皆野町歯と口の健康づくり推進条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第32号 皆野町歯と口の健康づくり推進条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、歯と口の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めるため、この案を提案するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第32号 皆野町歯と口の健康づくり推進条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

第1条、目的でございますが、歯科口腔保健の推進に関する法律が制定をされまして、これに基づき、町民の歯と口の健康づくりに関する基本理念、町の施策の基本となる事項を定め、町民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与することを目的とするものでございます。

第2条、基本理念でございますが、施策の基本として、第1号、町民が、生涯にわたり歯と口の健康づくりに取り組み、歯と口の疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。第2号、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯と口及びその機能の状態並びに歯と口の疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口の健康づくりを推進すること。第3号で、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯と口の健康づくりを推進するというものでございます。

第3条は、これらの施策を推進するための町の責務を定めるものでございます。

次に、2ページでございますが、第4条、歯科医療等業務従事者の責務を定めるものでございます。

第5条は、事業者の責務を定めるものでございます。

第6条は、町民の責務を定めるものでございます。

次に、第7条、基本的な施策でございますが、それぞれの対象者ごとに第1号、妊娠期から子育て期、第2号、乳幼児期及び学齢期、第3号、青年期及び成人期、第4号、食育の推進並びに糖尿病、脳卒中、がんその他の生活習慣病対策及び喫煙による影響対策等の推進に必要な施策、第5号、高齢期、第6号、障害者、介護を必要とする高齢者、第7号、かかりつけ歯科医師等の機能を活用することにより、歯の喪失を防止し、生涯にわたり歯と口の機能を保持するために必要な施策、第8号では、これらの施策に関する情報の収集及び普及啓発に必要な施策、第9号でその他必要な施策を行うというものでございます。

第8条、財政上の措置でございますが、町は、これらの施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとするというものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第32号 皆野町歯と口の健康づくり推進条例の説明とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） この歯と口の健康づくり推進条例が制定された折には、健康福祉課内ではどのような体制なり、動きが発生してきて、町民の、例えば歯の検診を促す体制だとか、お手紙だとか、何かが、そういった体制で、また一段と仕事がふえるのかもしれませんが、そのようなところはどのようなところを予定しておられますか。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 本条例に関係する部分としては、既に行っていることもございますけれども、例えば小学校へ、あるいは保育園等へ出向いて、子供たちの歯のブラッシングの指導を保健師さんがするとか、そういったことも行っております。また、郡の歯科医師会等のご協力によりまして、例えば今、訪問での歯科治療とか、あるいは施設に歯科医師が出向いての治療とか、そういったことにも力を入れていただいております。また、新たに町のふれあいまつり等においても、全面的なご協力をいただきまして、歯科検診を行うとか、そういったことを行っておりますが、今後の展開として、そういったものも引き続きお願いしながら、体に例えると、悪くなったから治すという治療ももちろん大事ですけども、いわゆる健診といいますか、歯の健康診断というようなものも普及をしていきながら、この条例に沿った展開をしていきたいと、こんなように考えております。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 何となく今までのとおりではあるけれども、でもこの条例がわざわざできるので、何かもっと大きく見えて、手紙が届くとかしないと、一般の町民の歯は、この条例によって変わっていくかなというところを少し感じるのですけれども、いろいろな対策をぜひ考えていただくというところで期待しておきます。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 7番、新井です。

先ほどの小杉議員の質問の回答になってしまうかもしれませんが、歯と口の健康づくり推進、これは大変よいことだと思います。特に歯がしっかりしていると、よくかむということで、認知症の予防になるとか、そういうことが言われておりますし、歯周病が体に大変悪影響を与えると、そういう中で糖尿病、骨粗鬆症、肺炎、気管支炎、そのほかにももろもろ悪影響を与えるというようなことがあると思いますので、その辺をこの条例の中で組み込んでいただけたら非常によかったのですが、もし組み込んでいるとしたら、どの辺の条項に、歯の健康が全身に与える影響ということであらわれているのか、教えていただければと思います。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 今、新井康夫議員からご質問いただいたとおりでございますけれども、歯を失う原因としては、虫歯と歯周病による2大要因がございますが、これらの年齢層としては、成人期40歳以降歯周病が顕在化すると。それと、例えば糖尿病や、お話にありましたように循環器疾患等の関連性、

そういったものも指摘をされております。また、学齢期における、いわゆる歯肉炎予防は、これはまた重要な課題でありますけれども、これが成人期以降における歯周病対策にもつながる大きな健康課題であるというふうに認識をしております。また、高齢期においては、歯の喪失と寿命との間に関連性があると言われておりますが、健康寿命の延伸にも、こういったことが大きく寄与するものと考えております。

この推進条例の中には、具体的には、そういった文言はございませんけれども、全体として、その年齢期に見合う施策、課題を進めてまいりたい。具体的には、先ほど申し上げました、一つとしては、定期的な歯科検診、それからもう一つは歯科治療の推進と、こういったものを、その年齢期に合わせて推進をしていくという具体策をとっていききたいと、こんなふうに考えております。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 要するに歯は歯だけにあらず、口は口だけにあらずと。それは体全体の健康推進に当たるといことになりますので、この条例の中には、今お聞きしますと、うたわれていないということですが、これを町民の方にも周知徹底して、その辺の全体の健康づくりということに、この条例を生かしていただくと、そういう方向で進めていただきたいと、そのように思います。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） いろいろと答弁された中で、私、財政上の措置をするということになっておりますので、本当に口腔ケアというのが大事だということはわかっているのですが、歯医者というのは痛くならないと行かない、そういう方も多いと思うのですが、定期的な歯科の健康検診、歯科検診ということを行っていききたいということですが、これは具体的には、例えば住民検診の中に、そういう歯科検診も入れて、一緒にセットして取り組まれるのかどうか、お聞きしたい。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 実は、先ほどちょっと申し上げましたが、ふれあいまつりにおいて歯科検診を皆野町は何年か歯科医師会のご協力をいただいて実施しております。それらがちちぶ医療協議会、これは定住自立圏の中の一つの分野でございますが、ちちぶ医療協議会において、今年度は費用をそちらで持つということになりまして、費用を持つといいますのは、例えばお配りするパンフレットであるとか、歯ブラシであるとか、そういったものをちちぶ医療協議会のほうで負担をするということで、ことしから郡市の全ての祭り会場で歯科口腔検診を行いました。そういったことが一つはございます。今までは町の負担で歯ブラシ等用意しておったわけですが、そういった流れになってきております。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 確かにふれあいまつりで歯科検診、そういうのをやっているのはすごいなと思っていたのですが、やはりそこで検診を受ける人というのはわずかなものだと思うのです。ですから、財政上の措置を講じて、住民健診を申し込んだ人は歯科検診もやる、セットにして予算を組んでいただいて、ぜひ進めていただきたいと思います。それを要望しておきます。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 前の議員の方の質問とダブる面があるかと思うのですが、1点は、第3条で町の責務ということで、地域の状況に応じた施策を策定しということなのだけれども、例えば皆野町として特別に取り上げるような施策、そういったことがあるのかどうか。

それとあわせて、先ほどの常山議員の質問とも関連するのですが、財政上の措置を伴う具体的な施策、

どのようなことが考えられるのか。この2点。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 町独自の部分につきましては、特にございません。

それから、費用を伴うという点では、例えば学齢期であるとか、その年齢層に沿って口腔ケアの講演会なり、あるいは歯科衛生士さんが出向いてブラッシングの指導をしたりとかということが考えられるわけですが、そういった面での報償費になりますか、そういった費用面での財政的措置という捉え方をしております。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 児童なり、生徒等を対象にする検診等は、もう既にやられていることだというふうに理解するのですが、それとは別に新たな財政を伴う予算については、特に今のところ考えはないということでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） そういったことを町のほうで進める意味合いも含めて本条例を制定させていただくということでございます。

○12番（内海勝男議員） 了解しました。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。



◎議案第33号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第10、議案第33号 皆野町学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第33号 皆野町学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

学校給食費につきましては、平成3年9月に改正して以来23年間改正をしないで運営してまいりました

が、近年の物価高騰などによりまして、子供たちに喜ばれる学校給食の維持が困難な状況となり、所要栄養摂取基準を満たすことが厳しくなっていました。

平成27年4月分から給食費の月額を改正して、未来ある子供たちに、国内産食材による安全・安心な給食を供給し、食育の推進を図っていくものでございます。

なお、この件につきましては、学校給食センター運営委員会におきましても十分な審議を行い、その結果に基づいて提案したものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 教育次長に議案内容の説明を求めます。

教育次長。

〔教育次長 高橋 修登壇〕

○教育次長（高橋 修） 議案第33号 皆野町学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

学校給食費は、平成3年9月に改正して以来現在に至っておりますが、近年の食材の価格高騰などにより、現行による学校給食の維持が困難な状況のため、給食費の月額を改正したいとすることでございます。

内容でございますが、改正条例の次に新旧対照表を添付してございますので、お開きください。本条例の第4条におきまして、給食費の負担が定められておりますが、第2項で、保護者等からご負担をいただいております学校給食費の月額が定められております。第1号は、園児及び児童の給食費ですが、現在の「3,600円」を「4,100円」に、また第2号につきましては、生徒の給食費でございますが、「4,200円」を「4,800円」にそれぞれ改めたいとすることでございます。

改正条例にお戻りください。附則でございますが、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

次に、添付させていただきました参考資料についてご説明させていただきたいと思っております。一番最後についていますので、よろしく申し上げます。1につきましては、小学校と中学校の学校給食1食当たりの単価に対する主食、米、麺、パンと牛乳、副食費の内訳金額で、平成3年9月時と平成26年度を比較したものでございます。見ていただければわかりますよう、主食と牛乳の金額については増加となっておりますが、その分副食費に使用できる金額が減少となっております。

次に、裏面の2でございますが、秩父郡市内の市町との給食費の比較でございます。給食費の月額は、市町によってさまざまですし、徴収月も12カ月徴収しているところ、11カ月のところもあり、給食の実施回数も市町の事情により異なっております。この中で網かけの長瀬町は4月から、横瀬町は10月からの改定金額であり、括弧内の金額は徴収月を11カ月とした場合の金額でございます。

現在の皆野町の給食費の月額は、小学校で3,600円、中学校で4,200円と、小学校、中学校ともに一番低い金額でございます。また、給食費の高い低いを比較する場合に一番基準となるのが1食当たりの単価と思われませんが、現在の皆野町の1食当たりの単価は、小学校で211円、中学校で241円と、こちらも小学校、中学校ともに一番低い状況です。今回改正していただきますと、給食費の月額は、小学校で4,100円、中学校で4,800円となり、1食当たりの単価は小学校で241円、中学校で276円となりますので、他の市町と同程度の金額になります。

3につきましては、平成25年5月1日現在の全国平均、埼玉県平均との比較で、参考までに載せさせていただきました。

4につきましては、今回の給食費の改正を検討する主な理由などです。

以上で議案第33号の説明とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 23年間値上げせずに据え置いて努力されてきたということについては評価をしたと思うのですが、提案理由の冒頭で、近年の食材の物価高騰などによりということ書かれているのですが、引き上げざるを得ない一番の理由というのは何か。

それと、園児、小学生につきましては月500円の値上げということで13.9%、中学生は月600円の14.3%の値上げということで、大幅な値上げであります。参考資料の中で、小中学校別の1食当たりの単価が出されているのですが、この1食当たりの単価というのは何をベースにして算出した単価なのか、これが2点目。

それと、単純に考えまして、給食費の保護者負担金等賄材料費、これの差額というのを町が負担していると、単純に考えまして。そういうふうに私は理解しているのですが、過去3年間でいいです。平成23年度から平成26年度、まだ途中ですが、過去3年間の町の負担額、それと平成26年度については、まだ途中ですが、この後の議案第38号、賄材料費の追加増額補正がされていると思います。これを加味して、町としては平成26年度、どのくらいの負担をする、これは予想になるかと思うのですが、いずれにしても平成23年度から平成26年度までの町の負担金額。この3点。

○議長（四方田 実議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 12番、内海議員さんの質問にお答えいたします。

1食当たりの単価の算出方法ですが、1人当たりの月額に11カ月を乗じまして、給食費の実施回数で割ったものが1人当たりの1食当たりの単価となります。

それから、給食費の負担金の過去3年間ということなのですが、今ちょっと持ち合わせがございませんので、こちらについては調べさせてもらって、後で提出したいと思いますが、よろしくお願いします。

この後の補正予算で追加で出ておりますが、現在の当初予算に対しまして、今後現在の給食の内容で実施した場合、物価等の単価が高騰しておりますので、それに伴って、その差額を補正予算のほうで計上させていただきます。

それから、値上げの一番の理由は、やはり食材価格の高騰、これに伴うものと思います。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 食材価格の高騰というのですけれども、これはアベノミクスの効果の結果でしょうか。円安になったということが一番の理由なのではないでしょうか。私は、平成26年度に賄材料費を含めて追加補正せざるを得ない、これの一番の要因というのは、消費税が、この4月から3%増税になったと、これが一番の理由だというふうに私は思います。その辺もう一回答弁いただきたいと思います。

それと、1食当たりの単価のベースなのですが、そうなりますと、平成3年から給食費はずっと据え置きわけですよ。そうなりますと、それほど1食当たりの単価というのは変わらないのではないかなと私は理解するのですが、児童数と生徒数が大幅に少なくなっているということもあろうかと思うのですが、賄材料費、これがベースになっているのではないですか、この辺どうなのでしょう。

○議長（四方田 実議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 1食当たりの単価は、小学校211円、中学校241円と先ほど申しましたが、この算出方法は、先ほどお話をしましたように給食費の月額に11カ月、保護者からもらう金額を給食の実施回数で割った、要するに給食1回当たりの単価という形で積算しております。

それと、実施回数等もそれほど変わらないのではないかという話ですが、議員さんおっしゃるとおり、それほどの実施回数の変動はありません。ちなみに本年度が小学校で187回、中学校で191回、それから昨年度、平成25年度が小学校186回、中学校189回、平成24年度についても小学校は186回、中学校は188回でございます。

それから、消費税の増税が主な原因ではないかというお話ですが、確かに5%から8%になりました。その3%についても、確かに要因になっていると思いますが、それにまつわる乳製品だとか、野菜等、その辺も確かに高騰しておりますので、そちらについても要因の一つということでございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 1食当たりの単価の出し方、ということは賄材料費の金額ですね、四千何百万とありますけれども、そういったことは関係ないのかどうか。町負担分、私が質問したのですが、平成23年度は、町負担分は170万円、平成24年度が149万円、平成25年度が150万円、平成26年度、この後の一般会計の補正が可決された場合、467万円、このように町負担がなろうかと思えます。そういったことで、1食当たりの単価の出し方も、給食費がこの23年間据え置かれていの中で、算出方法も私はすごく疑問があります。賄材料費って関係ないのですか。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 給食費のシステムは、給食費と呼んでいるのは、本来は食材費だけです。それで、今まで何とかやってきたというのは、米や小麦粉の値段が安かったから、その分おかげのほうにもかけられていたわけなのです。それが現在米だとか、牛乳だとか、全て上がってきて、それにさらに食材が上がっている上に消費税も上がってきてしまっているのです。今、町から持ち出し分というのですけれども、今まで過去に食材費が足りなくなったということはあったとは思いますが、主にそれ以外のお金のほうで補正を組んでいたのかなという気はするのです。今回は、特に計算してみまして、去年と同じくらいな給食を出すですると、400万円近くの食材費が足りなくなる、そんなふうな計算なのです。

23年間、いろいろ頑張ってきたわけなのですけれども、どうしてもここに来て、もうここ何年か足りない、足りないと、よそから転入してきた先生方に言わせると、皆野の給食、寂しいな、まずいとは言いません。寂しいなという言葉が聞かれます。というのは、やはり食材費のほう金額が少なくなってきたりして、副食費ですか、済みません。副食費のほうの金額が今は少なくなってきたりして、そのほかに町の持ち出し分としては、特に光熱水費が非常に高く値上がりしているということもありますから、その辺の灯油代のときの補正というの、今までさせてもらったことがありました。一番の値上げの理由というのは食材費が上がった、その理由には消費税ということもあるかもしれませんが、また輸送代等いろいろな面で、ここへ来て、どうしても値上げせざるを得ない。

先ほどからお話の中に家庭の生活費を圧迫するというお話が何回か聞こえましたが、それにしても子供たちが、特に国内産、埼玉県産、できれば皆野産の食材を使って、野菜などは全部使っています。外国産の安い食材を使えば、まだゆったりした給食はできるのですけれども、ここへ来て、県産の、国内産の食材ということになると、やはり外国産よりも割高な材料費になっています。皆野産、地場産、埼玉

県内産、それから国内産を使うようになったのは3年前ぐらいから、もう外国産は使わないようにということでやり始めたところなのですけれども、いろいろな条件が重なって、保護者には大変心苦しいのですけれども、子供たちの給食を、今までどおり維持するというのが、ちょっと大変になってきたということで、ここで新年度から揚げさせていただきたい、こんなふうに思うわけです。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 給食費の値上げということになるかと思うのですけれども、2つばかり聞きたいのですが、最後の添付資料の、参考資料の最後、3番のところです。埼玉県平均が、これは若干値上げ後の皆野のものよりも安いのですが、これはまだ値上げしていないところがあるということなのではないかなと思うのですが、その辺お聞きしたいと思います。

それから、もう一つは、現役という言い方をするのもいいのではないかと思うのですが、現状の小学生及び中学生の中に、いわゆる給食費の未納者がどれぐらいいるかということをお教えください。

○議長（四方田 実議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 林議員さんの質問にお答えいたします。

参考資料の3番、全国平均、埼玉県平均の比較でございますが、これについては、県から出ております、平成25年5月現在ですので、まだ皆野町のほうも現行の金額となっております。

未納者の数ですが、平成26年6月10日現在、要するに平成25年度末でまとめたものですが、27人ですか、しかし現在平成25年度も支払っている方もいますので、現在あたりは24名ぐらいになっていると思います。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） その未納者に関しては継続的なものですか。

○議長（四方田 実議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 林議員さんの再質問にお答えいたします。

継続的なものではなく、最近では2カ月ぐらいの滞納者が多いようです。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 7番、新井です。

要するに今回の値上げに関しましては、食材の価格が上がったということもさることながら、食育とか、バランスのよい食事、これを維持していくということが一番大事なことだと思うのです。要するに食材の価格が上がったということで、園児や児童や生徒のカロリーを保持するのであったら、極端な話、米だけでもいいわけですよ。そういうことでは食育にはならないし、成長期の児童生徒のバランスが保持できないということになりますので、そういうことも含めて値上げをしていきたいということに私は理解しているのですが、教育委員会のほうの答弁みたいなのですが、私のほうでは、そういうふうに理解しております。

それだけではいけないので、質問を1つ。中学生は、1食のカロリー、今どのくらい必要とされているのですか。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 今、手元に何カロリーというまではないのですけれども、学校給食設置基準というのが、小学生のカロリーが何カロリー、それからたんぱく質がどのくらい、細かいところまで1食の基準がありますので、学校給食はそれに合わせてやっているの、カロリーまではわからないので、また調べまして提示させていただきます。

○議長（四方田 実議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 7番、新井康夫議員さんの質問にお答えします。

摂取基準ですが、6歳から7歳が530キロカロリー……

〔「中学、まあいいです」と言う人あり〕

○教育次長（高橋 修） 中学ですか、済みません。中学生の場合、12歳から14歳になりますが、820キロカロリーでございます。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） いずれにしても、カロリーのほうも、当然質問は出てくると思いますので、想定の中に入れていただければと、そのように思います。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

2番、宮前司議員。

○2番（宮前 司議員） 2番、宮前です。

物価の高騰とか、消費税3%上がったとかと理解していますけれども、さっき内海議員のほうからちょっと出たのですけれども、現在の生徒数はある程度わかるのですけれども、平成3年度の生徒数、あるいは現在100としたら、その当時130%だったというような人数を知りたいのですけれども、教えてください。

〔何事か言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 2時54分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） この条例が仮に制定されますと、来年度からの実施ということで、そうすると、これを保護者にどういう形でご了解いただく形になりますか、それを1点。

あと、町長にお聞きします。皆野町は、子育てのしやすい町だと伺っているような気がするのですけれども、今までの過去のものを見ると、なるほど医療費に限らず、この辺の給食もそのとおりだったのだなと改めて思うわけですが、これでその部分が剥奪というか、残念ながら、ほかの市町村と同等になってしまうので、その辺の無念さもあるかと思うのですけれども、その無念さを踏まえて、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 心苦しい気持ちは私も持っていますけれども、安全で、しかも栄養バランスもとれ

ておいしいと、こういうこと等を考え合わせてみますと、保護者の方々にご負担をお願いすることも、これもやむを得ないと思うところでございます。

○議長（四方田 実議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 先ほど宮前議員さんから……

○議長（四方田 実議員） ちょっと待ってください。先に小杉議員さんのほうを。

○教育次長（高橋 修） 済みません。小杉議員さんからご質問の、どのように保護者のほうへ説明するかということですが、文書、または学年懇談会等でお話をさせていただいて、ご理解を求めたいと思っております。

それから、先ほど宮前議員さんからご質問のありました平成3年時の児童生徒の人数ですが、中学生が556人、それから小学生が985人でございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 宮前議員、それでよろしいですか。

○2番（宮前 司議員） はい。現在の人数も教えていただければパーセントが出るので助かります。

○議長（四方田 実議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 宮前議員さんの質問にお答えいたします。

12月1日現在でございますが、中学校が270人、それから小学校が484人でございます。

○議長（四方田 実議員） よろしいですか。

○2番（宮前 司議員） ありがとうございます。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） これより討論に入ります。

まず、議案第33号に対する反対討論を許します。

12番、内海勝男議員。

〔12番 内海勝男議員登壇〕

○12番（内海勝男議員） 本議案に反対の討論をしたいと思いますが、ことし4月から消費税率が3%引き上げられて8%になりました。今回の給食費の値上げにつきましては、物価の高騰と言われているのですが、一番の要因というのは、やはり消費税が引き上げられた、このことにあるかと思えます。この関係につきましては、私は3月の定例議会の一般質問で、消費税引き上げに対する町の対応について質問した経過がございます。その中でも申し上げたのですが、消費税引き上げ分について、保護者なり、町民の負担にならないように、そういったことで努力をしていただきたいと、そういったことも含めて、当時の町長からは、今年度については、それは据え置いてやっていきたいと、そういった答弁がされたわけなのですが、私は、その後も引き続いて据え置きといえますか、保護者等に負担を強いらぬで進めていただけるものかなと、そういうふう理解しておりました。

ただ、当時というと、来年の10月から消費税が10%ということが予定されておりましたから、またその時点では何らかの動きがあるのかなという、そういった程度でいたのですが、いずれにしてもこの消

費税3%引き上げの時点で、県内においても保護者に負担を求めないで賄材料費の増額分、これを市町村で負担して対応している自治体も多くあります。また、県内には、給食費無料の自治体といえますか、町もご紹介します。

先ほど小杉議員からも指摘されておりましたが、この間、子育て支援等県内では先進的な取り組みを行っている皆野町であります。今回の給食費の値上げは、こうした子育て支援に逆行する内容であるというふうに思っております。消費税そのものを私は肯定するつもりはございません。ただ、少なくとも消費税が導入されたときからそうなのですが、自治体の口封じをするために地方消費税交付金、これが歳入で入ってきております。今回消費税が3%引き上げられたのに伴って、この地方消費税交付金も恐らく何千万、皆野町においてもふえているかというふうに思います。

そういったことを考えますと、この歳入は地方消費税交付金、これに振り向けるのが筋だというふうに思います。先ほども申し上げたのですが、賄材料費と保護者の負担金の差額、これが町の負担金というふうになるかと思うのですが、平成23年度が170万円、平成24年度が149万円、平成25年度が150万円、それで今回の一般会計の補正が可決された場合、467万円ということでございます。今の質のままでいったとしても、町の負担は約470万円ぐらいということでありますので、いろいろ給食の質の問題も言われておりました。ただ、給食の質の維持向上を図るという立場に立つのであれば、その不足分については町負担を増額すれば解決する問題であろうかというふうに思います。

そういったところで、午前中の一般質問の中でも取り上げさせていただきました。去年の9月時点と比較して実質賃金が3%マイナスになっていると。それが今、保護者の実態であろうかというふうに思います。こういった中で、さらに年間では園児、小学生が5,500円、中学生においては年間6,600円の保護者の負担増になる今回の給食費値上げの議案については反対をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 次に、賛成討論を許します。

6番、新井達男議員。

〔6番 新井達男議員登壇〕

○6番（新井達男議員） 6番、新井達男です。議案第33号 皆野町学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成討論をさせていただきます。

皆野町学校給食費改定資料を参考にさせていただきました。よくここまで値上げをしないでやってきたなど私自身は思ったのですけれども、やはり国産野菜を初めとし、多くの食材が値上がりしているので、安い、国産以外の食材を利用した学校給食は、保護者の方々にとっては、子供たちに食べさせたくないというのが大方の意見ではないでしょうか。安全安心の観点からの値上げは、やはり国産の野菜、食材を利用した給食を求めていると思います。それによって値上げは必要と思います。よって、私は、この議案に対しては賛成です。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（四方田 実議員） 起立多数です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時23分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第34号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第11、議案第34号 皆野町営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第34号 皆野町営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地域住民の一般的共同利用に供するため、旧日野沢小学校運動場の財産区分を普通財産から行政財産に変更し、その所管を移すことにより、運動場を町営体育施設とするものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 教育次長に議案内容の説明を求めます。

教育次長。

〔教育次長 高橋 修登壇〕

○教育次長（高橋 修） 議案第34号 皆野町営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

旧日野沢小学校運動場は、廃校に伴い、その用途を廃止し、現在普通財産として管理しておりますが、当場所は日野沢地域唯一の運動場で、地域活動の拠点の場でもあり、地域の一般利用に供することは適切であることから、財産区分を普通財産から行政財産に変更し、その使用を町営体育施設の規定により管理したいとするものでございます。

内容でございますが、議案2枚目をお開き願います。別表1中、皆野町日野沢運動場及び住所表示を加えるものでございます。

別表3中、皆野町日野沢運動場を加え、運動場1時間の使用料金を町内100円、町外700円とするもので

ございます。料金設定は、金沢運動場1時間の使用料金と同額でございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

3枚目に現行条例と改正後の条例案の新旧対象表がございますので、参考としていただきたいと思ます。

以上で議案第34号の説明とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 施設の内容についてお聞きしたいのですが、この後の議案第38号の一般会計の補正で、旧日野沢小学校のグラウンド照明灯等撤去工事費200万円が増額計上されているわけなのですが、これらも含めて、今ある運動場を整備するのか、縮小するのか、夜間照明は使えないようになるのか、それらも含めて施設の内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 12番、内海議員さんの質問にお答えをいたします。

旧日野沢小学校のグラウンドの前を通過しております県道につきまして、拡幅計画がございます。その拡幅計画に基づきまして、拡幅部分にあります旧日野沢小学校の施設、ネットですとか、照明施設、その移転が生じたので、その移転に伴う補償費を充てて撤去工事等を行うものでございます。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） そうなりますと、照明灯等については、撤去したままで、その後は設置はしないと、夜間の使用についてはできないと、そういう施設であるということでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 撤去したものにつきましては、来年度新たに整備を行い、使用可能なようにしてまいります。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） いいです。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 10番、林です。

関連と、それからこの料金に関して2点お尋ねしたいのですが、まず料金が、金沢と同じ町外700円というのは、ちょっと高いのではないかなという気がしましたので、金沢小学校の部分、校庭ですか、元グラウンドを含めて、この700円という料金設定の根拠というか、これをお聞きしたいと思います。

それから、関連というのは、日野沢小学校の校舎に関してなのですが、前回も質問を入れたのですが、校舎の周りといいますか、雑草等が結構はびこることが多くて、その前を頻繁に通る方からも、実際に人もいないようだし、あの辺はもう少しきれいにしたらもうだというような話を今回もまた聞いております。貸しているものですから、簡単に手出しができないのかなという部分もあるのですが、その辺の周りの清掃というか、そういった扱いについてはどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 金沢運動場については、学校体育施設のほうから町営体育施設のほうへ移った際に今現在の金額で可決いただいています。今回の日野沢運動場についても、金沢運動場と同等の使いとい

う形になりますので、この金沢運動場と同じ金額にさせていただきます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 10番、林議員さんの質問にお答えをいたします。

周辺の草刈り等につきましては、川向こうの校舎部分につきましては、ご承知のとおり貸し付けを行っておりますので、使用者に管理をしていただいております。ですが、若干管理が不行き届きな点もあるように見受けられるところがございます。旧日野沢小学校のグラウンドにつきましては、現在日野沢地域活性協議会、現在と申しましたが、ことしにつきましては、12年に1度のうま年の総開帳でありましたので、訪れる人の駐車場の場として使用していただくために使用は取りやめておりますが、それ以前につきましては、日野沢地域活性協議会の皆様にご利用をいただき、地域のコミュニティーの場、または消防活動の訓練の場として利用していただきましたので、その利用していただく方々に整備等は行っていただいたという状況でございます。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 金沢と旧日野沢小学校の料金については、確かに可決してしまっていますから、それについてということなのですが、日野沢のほうは、町外の方の利用がかなりありそうな感じもしますので、金沢をどうして700円にしたのかなという部分もちょっとお聞きしたいと思ったのですが、大したことではないので結構です。

それで、今の除草等ですが、前回質問した際にも、中に貴重なものかというような話もあったり、今の答弁の中でも、管理がやや甘いというようなことであれば、ある程度協議してもらって、例えば定期的に除草なり、清掃なりをこちらでやるか、またはやってもらうかということを決めておいたほうがいいのではないのでしょうか。特に現在変な言い方ですが、無住といいますか、余り人の出入りがないということは、かなり周知の事実になっておるようですから、そういう意味から考えても、多少出入りがあったほうが、そういう意味での出入りがあったほうが、安全面でもいいのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

確かに安全面から考えれば、定期的に来ていただいて、しっかり清掃なり、管理をしていただくことがよろしいかと思いますが、借りた本人が、今仕事の関係で遠方におります。ただ、遠方におるからといってほったらかしておくわけではなく、代理人の方を置いて、代理人の方を通じて町とのやりとりはしている状況でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） それでは、代理人の方にぜひお願いして、今のような検討を町と協議していただきたいと思います。要望にいたします。ありがとうございました。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。



◎議案第35号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第12、議案第35号 皆野町長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第35号 皆野町長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

平均寿命の延伸により高齢者人口が増加しているため、制度維持を図る目的で長寿祝金の支給対象者から77歳を除外し、80歳からとするため、この案を提案するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第35号 皆野町長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

町長の提案理由のとおりでございますが、第2条の支給対象者から77歳を削除し、同様に第3条第1項第1号の祝金の額、「77歳に達した者1万円」を削除し、第2号以降を1号ずつ繰り上げるものでございます。

以上、簡単ですが、議案第35号のご説明とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 来年、皆野町では77歳になる方はどのくらいいらっしゃるのですか。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） まず、本年度の77歳を申し上げますが、122人でございます。来年も同じく123人が該当になります。

以上です。

○3番（常山知子議員） わかりました。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） 提案理由におきまして、制度維持を図る目的で対象者から77歳を除外したいのとありますが、この制度維持を図るといふところの意味するところをもう少し押しなべて説明していただけないか。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 小杉議員のご質問にお答えいたします。

まず、この長寿祝金条例でございますが、平成18年9月に制定をされました。9年前でございます。これと合わせて9回、慶寿の祝いを行っております。その中で、ご参考までに平成18年の対象者の数を申し上げますが、平成18年は466名、対象の方がおられました。本年平成26年度の対象者は520名でございます。したがって、この9年間、実際には丸8年を過ぎたところですが、プラス54人、対象者がふえております。長寿祝金の額でございますが、当初平成18年度は、事情によりまして、この額の2分の1を支給するというところでございますけれども、わかりやすく対象者の数に、この金額を当てはめて計算いたしますと、平成18年度が787万円です。その787万円に対しまして、今年度520人の方に支給をされた長寿祝金の総額は986万円でございます。プラス199万円の増加をしています。

それから、もう一つの問題といえますか、傾向といたしましては、この提案理由にもございましたが、平均寿命がこの間男女とも約1歳延びている。それと、その中で高齢者の中でも、なお高齢の方が大変お元気に過ごされているということで、平成18年のときの慶寿の祝いのときには、95歳以上の出席者はゼロでございましたけれども、今年度においては95歳の出席者が5名、99歳の出席者が2名といったようなことで、高齢の方が元気に過ごされていることにより、長寿祝金の額もふえておるということでございます。したがって、平均寿命との関係もございまして、77歳はまだお若い方であるというふうに捉えまして、対象から外させていただくという考えでございます。

○議長（四方田 実議員） 1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） 確かに77歳は、今は元気な、皆さん元気なほうがいいのですけれども、通常元気な方が大勢おられて、そこで祝金がぶっちゃけかかると、制度維持を続ける財政上のものも加味してということに何となくなっているのかなと思いますけれども、そのようなことなのでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） この事業は、皆野町単独の事業でございまして、高齢者の方に感謝の意といえますか、そういった意味も込めて比較的手厚い対応をさせていただいております。そういったことから一般財源を充てての事業でございますので、なるべくこの事業を継続するという目的もございまして、

以上です。

○1 番（小杉修一議員） 了解しました。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 改めて平成18年からということ聞きまして、もうそんなにたったのかと、もうすぐもらえるのかなと思ったけれども、大分先に延びて逃げてしまったなと思います。それより以前の話をしますと、私も議員になったばかりのころですけども、たしか70歳から老人年金というのを振り込まれて、毎年全員出席で敬老会というのを文化会館でやっていたと思うのです。それがちょっと厳しくなってきたというか、同じような理由で、75歳まで1年ごとにステップを踏んで上がっていきこうとい

う形でいたわけですが、その最後の年に70歳になった方は、次も次もで75歳まで毎年でよかったのですが、その後の年の方は、もうすぐだと思ったら5年間お預けを食っていた状態で、その後今のような制度に変わりました、今のような制度ですと、それぞれの年にいかないと、いろいろなことに出席もできないというような状況になっているわけですね。そのときの、そのときというのは、いわゆる敬老会をやったときの年金であるとか、それから敬老会の費用の総額等現状ではどれくらい違うわけですか。同じくらいであれば、できれば維持していただきたいなというふうには思うわけなのですが。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） ご質問にお答えをいたします。

慶寿の祝いの始まる前の敬老会、これは今、林議員のご質問にありましたように文化会館の事業もありましたし、長生荘で飲食をというような時期もございました。その辺の費用については、現在定かでございますけれども、この慶寿の祝いになってからは、それほど費用は変わってはおりません。ただ、出席の状況を見ますと、今待っている方ももちろんおられると思いますが、出席の方をご参考までに申し上げますけれども、平成18年のときの第1回の慶寿の祝いですが、このときに77歳の方は出席率は54%ございました。半分以上の方が出席をいただいております。ところが、今年は77歳の方は42%、半分以上の出席でございます。ちなみに80歳の方は、平成18年が48%、今年は50%、余り変わりはございませんが、慶寿の祝いに出たいからという方ももちろんおられますけれども、まだまだそんな年ではないわいという方もおられるのかなという感じを持っております。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 70歳が77歳になり、今度80歳になり、これはいいことか、まあいいことなのだろうけれども、何となく寂しいなという部分もあるように感じる方もいるのではないかなと思うのです。先ほどの給食費ではないのですが、財政的に本当に大きくあれなのであればですけども、約1,000万円型の事業ですから、できれば維持していただきたいなというふうに感じますので、さらなる検討を、この議案が通ってしまえば、これで終わってしまうのですが、今後の景気の動向を見て、復活ということも町長、お考えください。では、終わります。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 7番、新井です。

77歳を削るという考え方もありますし、この制度維持のためと。ただ、77歳を例えば半額にするという考え方もあったかと思うのですが、その辺2つを検討して、77歳を削るというふうになった理由を教えてください。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） おっしゃるような検討の仕方もあったと思います。現実に申し上げますと、例えば秩父市さんでは、この春から対象者はそのまま、金額を下げたというような改定をしております。皆野町においては、先ほど申し上げました慶寿の祝いとの関連づけが大変深いわけでございますけれども、そういった出席率の状況等を検討いたしまして、80歳以上の金額、年齢はそのままにして77歳を削除させていただくと、対象から外させていただくという方向をとりました。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） まず、慶寿の祝いを引きずっているということで、この慶寿という中には、古希

があって、77が喜寿ですか、ということでいくと、慶寿という意味の、非常に意味ある77歳であるというふうに思います。そして、もし考えるのであれば、ことは77歳オーケー、来年は77歳ばっさりというのではなく、緩和するような措置で、例えば来年5,000円とかということで、周知徹底していくということもあるのかなと思います、これはいかがでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） まず、節目の年といいますと、私などももうすぐでございませけれども、一つには還暦ということもあろうかと思えます。ただ、昔の還暦と違って、今は60歳は全く高齢者の概念に入りませけれども、そういったことで、平均寿命が延びているということは、実態としても77歳はまだお若いという捉え方をしております。その辺の説明を町報等で丁寧にしていきたいと思っておりますが、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（四方田 実議員） よろしいですか。

○7番（新井康夫議員） はい。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔議長、3番〕と云う人あり〕

○議長（四方田 実議員） これより討論に入ります。

まず、議案第35号に対する反対討論を許します。

3番、常山知子議員。

〔3番 常山知子議員登壇〕

○3番（常山知子議員） 3番、常山知子です。

今までさまざまな質問の中で、当局のほうで答えられていましたけれども、77歳はまだ若い、そういう概念もあると思えますが、やはり喜寿のお祝い、77歳です。先ほどお聞きしたように来年は123名の方が77歳になります。祝金1人1万円を楽しみにしている方もいると思うのです。元気なうちにお金を使いたい。そして、この祝金は地域で使う商品券です。地域振興のために私は77歳を外すのは絶対に反対です。ぜひ続けていってほしいと思えます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 次に、賛成討論を許します。

6番、新井達男議員。

〔6番 新井達男議員登壇〕

○6番（新井達男議員） 6番、新井達男です。議案第35号 皆野町長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について賛成討論をいたします。

私も前期高齢者の通知が来たとき非常にショックを感じました。ですから、私もこの場合、77歳ということで、これは除外してありますけれども、正直言ってよかったな、80歳まで元気でいようという、そういう気持ちになりました。ですから、日本人の平均寿命は男性80歳、女性86歳と厚生労働省から公表されています。町内においても高齢者人口が増加しているため、制度維持を図る目的で、対象者から77歳を除外することは、私にとってはおめでたいことでもあるので、賛成です。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（四方田 実議員） 起立多数です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。



◎議案第36号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第13、議案第36号 皆野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第36号 皆野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの改正は、健康保険法施行令の一部改正により出産育児一時金の金額が見直され、またあわせて産科医療補償制度も見直されたため、この案を提案するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 四方田勝吉登壇〕

○町民生活課長（四方田勝吉） 議案第36号 皆野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、内容をご説明申し上げます。

国民健康保険の被保険者の方が出産されたときには、出産育児一時金として42万円を支給しておりますが、健康保険法施行令の一部が改正されるとともに、産科医療補償制度の見直しと、あわせて出産育児一時金の金額が見直されますので、出産育児一時金の支給額の内訳を改正するとともに、皆野町国民健康保険条例を国民健康保険条例参考例に準じて改正するものでございます。

改正条例の次に参考資料を添付してございます。参考2をお開きください。参考2は、国民健康保険条例参考例の新旧対照表でございます。現行では出産育児一時金39万円にただし書き以降規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算し、合計42万円を支給することとしております。この加算する3万円は、産科医療補償制度の掛金相当分でございます。産科医療補償制度とは、この制度に加入する

医療機関等で出産され、万一分娩時に何らかの理由により重度の脳性麻痺となった場合に、生まれてきた子供さんとご家族の経済的負担を保障するものでございます。

このたび産科医療補償制度の掛金が3万円から1万6,000円に引き下げられますので、現行の出産育児一時金の総額を42万円に維持することとする方針が決定されましたので、出産育児一時金を40万4,000円に引き上げ、加算金の3万円を産科医療補償制度の掛金と同額の1万6,000円に引き下げることにしました。ただし、参考例では、ただし書きの3万円を上限として加算することとする規定自体は見直さないこと、また産科医療補償制度における掛金が3万円から1万6,000円に引き下げられることとなったため、保険者が定める加算額は1万6,000円を基準とすること等が国より示されております。

参考1をお開きください。参考1は、皆野町国民健康保険条例の新旧対照表でございます。現行条例では出産育児一時金として42万円を支給する等支給する合計額を規定しておりますが、このたび健康保険法施行令の一部改正に伴い、町条例を国民健康保険条例参考例に準ずるよう一部改正を行うものでございます。改正内容は、「42万円」を「40万4,000円」に改め、ただし書き以降を加えるものでございます。

なお、加算する金額は参考例で、規則で定めるところにより、3万円を上限として加算するとなっておりますので、改正後の町国保条例も同様に3万円を上限として加算するとし、規則で1万6,000円と規定する予定でございます。したがって、条例を一部改正いたしますが、出産育児一時金の支給総額は現行どおり42万円に変更はございません。

改正条例をお開きください。附則でございますが、この条例は、平成27年1月1日から施行します。

以上で皆野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 説明でやっと理解できたのですが、いずれにしても条例で1万6,000円引き下げますけれども、ただし書き以降で引き下げた分を保障するというので、現行と同じ出産育児一時金の42万円ということで理解していいのかどうか、そういう説明だったと思うのですが、それをもう一度確認させていただきたいと思います。

それと、参考資料で、本当に紛らわしいのですが、参考2です。出産育児一時金、第8条というふうになっているのだけれども、参考1の出産育児一時金、第7条と、この第8条というのは、これは葬祭費だと思ってしまうのですが、この説明はどういうふうに参考2は理解したらよろしいのか。

○議長（四方田 実議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（四方田勝吉） 12番、内海議員さんの質問にお答え申し上げます。

出産育児一時金を一部改正しましても、支給する総額は42万円に変更はございません。出産育児一時金を39万円から40万4,000円に引き上げまして、ただし書き以降の加算する金額を3万円から1万6,000円に減ずるといふ、これが参考例の改正でございます。ただ、皆野町の今までの国保条例は、支給する総額を42万円と規定しておりましたので、ちょっと引き上げたり、引き下げたりでわかりづらいかと思うのですが、結果的には出産育児一時金は42万円に変更はございません。

それと、条の関係ですが、参考例は第8条でございます。町条例は第7条でございます。これは参考例と条ずれがございまして、第7条に間違いございません。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） では、参考2の第8条というのは、これは第7条の間違いというふうに理解して

よろしいのかどうか。国保条例の第8条ということになりますと、葬祭費ですよね。

〔何事か言う人あり〕

○12番（内海勝男議員） 申しわけありません。もう一度お願いします。

○議長（四方田 実議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（四方田勝吉） お答え申し上げます。

参考2の国民健康保険参考例では、出産育児一時金は第8条に規定してございます。町国民健康保険条例では出産育児一時金は第7条で規定しています。

以上です。

○12番（内海勝男議員） 了解しました。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。



◎議案第37号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第14、議案第37号 皆野町遺児手当給付条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第37号 皆野町遺児手当給付条例を廃止する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

国の制度としての現金給付手当が充実しているため、町単独の現金給付である遺児手当を廃止したいので、この案を提案するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第37号 皆野町遺児手当給付条例を廃止する条例の制定について、内容

をご説明申し上げます。

遺児手当給付条例は、昭和47年に制定をされたものでございます。制定当時は、年額1万2,000円、月額1,000円でございますが、その後昭和52年に年額2万4,000円、月額では2,000円に改正をされ、現在に至っております。年額を2回に分けて半年ごとに1万2,000円ずつ現金給付をしておりますが、提案理由のとおり、国の制度としての現金給付手当が充実しているため、この条例を廃止するというものでございます。

以上、簡単ですが、議案第37号の説明とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

9番、大澤径子議員。

○9番（大澤径子議員） この遺児手当というのは、余りなじみのなかった内容なものですから、幾つか質問させていただきます。

まず、遺児手当という、この手当の給付対象になる方々はどのような方々なのか。あと、人数もあわせて教えてください。

それから、この提案理由の中に国の制度としての現金給付手当が充実しているということですが、その内容を簡単にご説明してください。

あと、きょうもいろいろな議員の方からお話があったように、皆野町というのは子育てに優しい町として若い世代の人たちに浸透してきているところなのですが、この時期に手当を廃止するということになった、この経緯、なぜかということを考えております。子育て支援に対する考え方をお答えください。

あと最後は、これはわかる範囲で結構ですが、この遺児手当の近隣の自治体の支給状況をお願いいたします。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 9番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

まず、給付対象とその人数でございますが、給付の対象は、いわゆるひとり親、あるいは両親ともいないという方でございます。

それから、人数でございますが、平成26年度の前半分、9月末の支給が90人の児童数でございます。金額にいたしますと107万2,000円でございます。

それから、国の制度が充実してきたという、この提案理由にございますけれども、国の制度をご説明申し上げますが、まず同じ対象者として児童扶養手当がございます。この児童扶養手当は、いわゆるひとり親の方の子供に対する支給でございますが、金額が児童扶養手当につきましては、1人目の児童、月額でございますが、4万1,020円、それから2人目はプラス5,000円、3人目以降はプラス3,000円という桁の違う手当、これは国の手当でございます。

それから、ひとり親ではございませんけれども、児童手当、これは平成24年度から子ども手当が恒久法としての児童手当になりまして、3歳まで1人当たり月額1万5,000円、小学校修了前1万円、第3子1万5,000円、中学生1万円という形で児童手当が支給されております。それから、そのほかにも該当する方は、特別児童扶養手当であるとか、あるいはこのひとり親の対象の方が中学校へ進む際に支援金として1万円支給されるとかといった、そういった制度もございます。

それと、一番大きいのは、平成24年9月に成立いたしました母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支

援に関する特別措置法、これが就業支援が恒久化され、また父子家庭も対象となるといったようなこともございます。したがって、次の子育て支援の考え方にも通じる部分でございますけれども、町としては、町単独の施策でございます遺児手当のような現金給付を、ご質問にもございましたが、現物給付での子育て支援に振りかえてまいりたいと。例えば子供の医療費の無料化であるとか、保育料の第3子の無料化の拡大であるとか、あるいは子育て応援の粉ミルク、紙おむつの支給事業であるとか、そういった現物での子育て支援を進めてまいりたいという考えでございます。

それから、近隣の市町の状況でございますが、先ほど申し上げましたように遺児手当は町単独の事業でございます。秩父郡下の市町では、この制度そのものがございません。皆野町だけでございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 9番、大澤径子議員。

○9番（大澤径子議員） 9番、大澤です。

今の説明で、おおむね理解はできてきました。何年か前に民主党が月2万6,000円の子ども手当という話が出たときに、現金で給付しても、それが本当に子供のために使われるかということで、そういう意見が出たことがありますけれども、私もそんなふうに思っていた一人でした。今の皆野町の子育ての支援策というもののほうが、要するに確実に親の負担を減らすという内容になっているのは事実ですので、私はこれからも皆野独自の子育て支援策をさらに充実していただくとことを要望して、私の質問は終わります。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） これより討論に入ります。

まず、議案第37号に対する反対討論を許します。

3番、常山知子議員。

〔3番 常山知子議員登壇〕

○3番（常山知子議員） 3番、常山知子です。議案第37号に反対の立場で討論します。

今回、まず町が提出している議案は、町が今まで独自に進めてきた福祉をばっさりと切り捨てるようなものが多くありませんか。そういう中で、この議案第37号も、ひとり親または両親ともいないということですが、特に片親で子供を育てていくのは本当に大変なことです。どんな理由にせよ、子供を抱え、なかなか正社員で働く職場もなく、パートを何件もかけ持ちしたりして頑張っている親もいます。国の制度が充実しているためということですが、今まで続けてきた町独自、現金給付手当を、わずかかかもしれません、廃止することは福祉を後退させることとなります。他の市町村にはない、いいものを町は続けてきたわけです。ここでばっさりと福祉を削ってしまうということに、これからの石木戸町政に危機感を持ちます。

以上、反対討論です。

○議長（四方田 実議員） 次に、賛成討論を許します。

6 番、新井達男議員。

〔6 番 新井達男議員登壇〕

○6 番（新井達男議員） 議案第37号 皆野町遺児手当給付条例を廃止する条例の制定について賛成討論を述べさせていただきます。

当町の子育て支援に逆行するようですが、提案理由のとおり、国の施策が充実しているための廃止であるので、私は賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（四方田 実議員） 起立多数です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。



◎日程の追加

○議長（四方田 実議員） お諮りいたします。

この際、議案第38号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号以下を順次日程に追加して審議することに決定しました。



◎議案第38号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 追加日程第1、議案第38号 平成26年度皆野町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第38号 平成26年度皆野町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の

説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,502万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8,090万5,000円とするものです。

歳入では、主なものとして、家屋、償却資産に係る固定資産税の増、がんばる地域交付金の追加、緊急雇用創出基金県補助金の追加、土地売払収入の追加を計上いたしました。

歳出では、主なものとして、障害者自立支援に係る国・県負担金等の過年度返還金の追加、緊急雇用創出基金事業費の追加、道の駅みなの・トイレ新築工事費補助金の追加を計上いたしました。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第38号 平成26年度皆野町一般会計補正予算（第4号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

2ページから4ページまでが第1表、歳入歳出予算補正でございます。水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明です。

予算に関する説明書3ページをお開きください。款1町税、項2固定資産税、目1固定資産税1,146万4,000円の増は、家屋及び償却資産の増によるものでございます。

次の款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金202万5,000円の増は、障害者自立支援医療費負担金の増に伴う国庫負担分の増でございます。

その下、項2国庫補助金、目7総務費国庫補助金740万6,000円の増は、交付額の決定による社会保障・税番号制度システム整備費補助金64万4,000円の減とアベノミクス効果の波及していない財政力の弱い自治体への支援として創設されたがんばる地域交付金805万円の追加によるものでございます。

最下段、款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金23万円の増は、障害者自立支援医療費の増に伴う県負担分の増でございます。

その下、目4県分権推進交付金15万8,000円の増は、交付額の決定による増でございます。

4ページに移り、項2県補助金、目2民生費県補助金195万3,000円の増は、対象者の増に伴う共同生活援助等事業県補助金3万9,000円の増と、例年、国庫負担基準額の決定を待って計上しております重度障害者に係る市町村特別支援事業県補助金191万4,000円の追加によるものでございます。

その下、目4農林水産業費県補助金12万円の減は、林道奈良尾線舗装新設工事に係る森林管理道整備事業県補助金の交付額の決定による減でございます。

その下、目6労働費県補助金331万5,000円の追加は、林業従事者育成事業に係る緊急雇用創出基金県補助金の追加によるものでございます。

次の款16財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金12万1,000円の増は、昨年度末に減債基金を積み増したことによる利子の増でございます。

その下、項2財産売払収入、目1不動産売払収入360万3,000円の追加は、県道改良工事に伴う町有地の売却や赤道の払い下げ等によるものでございます。

次の款17寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金190万4,000円の追加は、一般寄附金として3名、ふるさと納税として6名の方からご寄附いただきましたものをありがたく頂戴するものでございます。

最下段、款18繰入金、項1基金繰入金、目4財政調整基金繰入金57万1,000円の減は、歳入歳出差引額の調整によるものでございます。

5ページに移り、款20諸収入、項5雑入、目1雑入353万5,000円の増は、文化会館で上映されました映画「じんじん」の上映協力金4万8,000円の追加、秩父鉄道秩父地域開通100周年記念事業を兼ねて実施しました文化芸術体験事業に対する秩父鉄道株式会社様の分担金100万円の追加、県道改良工事に伴う物件移転等補償金248万7,000円の追加によるものでございます。

次の6ページからが歳出でございしますが、主なものについてご説明を申し上げます。6ページをござんください。各費目の中で共済費の補正がございしますが、給与改定及び異動に基づくものでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目2文書広報費、節13委託料127万5,000円の増は、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の施行に伴う関係条例の整備業務委託料32万4,000円の追加と、マイナンバー制度において実施する特定個人情報保護評価の前提となる個人情報取扱事務台帳の整備に係る委託料95万1,000円の追加によるものでございます。

7ページに移り、最上段、節15工事請負費250万円の増は、庁舎等の電話回線を光回線に切りかえるための工事費50万円の追加と県道下日野沢東門平吉田線の改良に伴う旧日野沢小学校グラウンド照明灯などの撤去工事費200万円の追加によるものでございます。

中段に移りまして、目8電子計算費、節13電算システム改修委託料227万8,000円の減は、マイナンバー制度施行に伴うシステム改修費の一部を業務執行上の都合上、他の費目に振りかえたことなどによる減でございします。

その下、項2徴税費、目2賦課徴収費、節13委託料268万5,000円の減は、総務管理費から振りかえたマイナンバー制度に係るシステム改修費105万9,000円の増、事業費の確定による固定資産現況調査業務委託料426万6,000円の減などによるものでございます。

最下段、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節13委託料63万8,000円の増は、マイナンバー制度に係るシステム改修費の総務管理費からの振りかえでございします。

8ページに移り、中段、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節19負担金、補助及び交付金412万6,000円の増は、障害児等を対象とする育成医療費の増に伴う障害者自立支援医療費負担金405万円の増などによるものでございます。

その下、節23償還金、利子及び割引料、返還金563万円の追加は、障害者自立支援給付費等国・県負担金過年度返還金等の追加によるものでございます。

9ページに移り、下段、款5労働費、項1労働諸費、目1労働諸費、節13委託料331万5,000円の増は、林業従事者育成を目的とした緊急雇用創出基金事業委託料の追加によるものでございます。

10ページに移り、中段下、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費、節19負担金、補助及び交付金164万1,000円の増は、皆野町商工会が国の補助を受けて実施する地域商店街活性化事業への補助金100万円の追加、秩父地場産センターのアーケード修繕費の補助である秩父地域産業振興補助金20万円の追加、ことし2月の雪害により資金を借り入れた中小企業者を支援する雪害対策利子補給金44万1,000円の追加によるものでございます。

その下、目3観光費、節14使用料及び賃借料17万3,000円の追加は、道の駅みなのに設置をします充電スタンドの利用状況等を把握するためのネットワークサービス使用料の追加でございします。

その下、節19負担金、補助及び交付金2,000万円の追加は、JAちちぶが行う道の駅みなのトイレ新築

工事に対し事業費の2分の1に当たる2,000万円を上限に補助を行うものでございます。

11ページに移り、款8土木費、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費、節22補償、補填及び賠償金584万円の減は、町道皆野39号線、138号線、三沢66号線改良工事の補償金額の確定に伴う減でございます。

ページが飛んで14ページをお開きください。14ページ中段、款10教育費、項6保健体育費、目2学校給食費、節11需用費、賄材料費311万6,000円の増は、野菜、バター等の食材の価格が高騰したことによるものでございます。

最下段、款12公債費、項1公債費、目1元金328万9,000円の増、目2利子227万2,000円の減は、一部の借り入れについて、利率見直しによる利率低下で、元金の返済割合が大きくなったことによるものでございます。

15ページに移りまして、款13諸支出金、項2基金費、目2減災基金費12万1,000円の増は、昨年度末の積み増し分の利子を増額するものでございます。

その下、目4図書購入基金費、節25積立金4万9,000円の追加は、映画「じんじん」の映画上映協力金を映画の舞台である北海道剣淵町の絵本の里づくりに倣い、図書購入基金に繰り入れ、小中学校の図書購入の財源として活用するものでございます。

16ページから20ページが給与費明細書でございます。

以上、簡単ではございますが、平成26年度一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。



◎会議時間の延長

○議長（四方田 実議員） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

○議長（四方田 実議員） これより議案第38号に対する質疑を行います。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 何点か質問をいたしますが、4ページの款15県支出金、目6労働費県補助金の関係です。緊急雇用創出基金県補助金ということで、歳入のほうで331万円、歳出のほうで9ページ、労働諸費の関係なのですが、午前中の常山議員に対する産業観光課長からの答弁で大まかには理解したのですが、細かい内容といたしますか、歳出のほうの関係で、先ほども総務課長のほうから林業従事者の育成事業というようなことで言われております。具体的にもう一度詳しい内容を説明いただきたいというふうに思います。

それと、10ページの項1商工費、目2商工振興費、節19、地域商店街活性化事業補助金100万円ということなのですが、具体的な補助金の補助団体といたしますか、どこに補助するのか含めて、事業内容等もできましたら、お聞きしたいと思います。

それと、同じく10ページなのですが、目3観光費の節19ですが、道の駅のトイレの新築工事に関係する補助金ということで、2,000万円ということであります。JAちちぶに対する補助ということに理解しますが、この総事業費、どのくらいなのか。また、施設の概要につきましては、午前中の私の一般質問に対

して産業観光課長のほうから答弁をいただいております。ただ、完成予想図といえますか、設計図面等もあるということなので、後ほどこの図面についていただけるかどうか、ぜひいただきたいと思うのですが、その点についてです。

それと、17ページなのですが、毎回同じような質問になって大変申しわけないのですが、なかなか理解できないところもございます。一般職の職員数の関係です。補正後84人、補正前84人ということです。これは補正後の職員数、いつの時点での職員数なのか、この点についてお聞きしたいと思います。

それと、関連しますが、11月30日付で入所3年目の若い職員が退職されたということを聞いております。この件も含めまして説明をいただきたいと思います。

それと、関連してなのですが、20ページの級別の職員数、ここでは現在といえますか、平成26年12月1日現在、職員数、これは一般会計分だけだと思いますが、82人、前回の補正時点で、9月1日現在で83と。職員数の関係で非常にわかりづらいのです。行ったり来たりして申しわけないのですが、17ページのほうの職員数については、予算計上の給与費、そういった関係で、ここに職員数を載せていると、人数を載せているということを前回の答弁の中で理解しました。例えば休職している職員については、職員数に入っていないということでもございました。それらも含めてわかりやすく説明をいただきたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（大塚 宏） 12番、内海議員より質問のありました、初めに緊急雇用創出基金事業について説明をさせていただきます。

4ページの県支出金、目6労働費県補助金の説明のところ、緊急雇用創出基金県補助金331万5,000円、同額で9ページ、歳出になりますが、款5労働費、労働諸費、その一番右の説明欄、緊急雇用創出基金事業委託料331万5,000円、同額の歳出でございます。この内容につきましては、県の補助金ということでございますが、中身は全て国庫補助金でございます。国から県、そして県から町という手順でございます。この内容でございますが、皆野町では、この緊急雇用事業の中で、人づくり事業という名目で取り組んでおります。

この中身につきましては、減少傾向にある林業従事者の継続的な雇用確保を図るために失業者を雇用して、この林業従事者としての教育をすることにより、即戦力となる林業従事者を育成して、失業者が、この事業を完了した後に、ちゃんとした職につけるような教育を受けさせるというものでございます。チェーンソーや刈り払い機の取り扱い講習、玉掛け機の講習とか、あるいは現実に指導者のもと、木を切りながら、伐採、下刈り、集積、片づけ等を行うものでございます。これにつきましては、今のところ指導者1名に対して失業者4名、5名を1チームという見方で、この講習を行う予定でございます。

本年度、平成26年度の事業につきましては、2月から3月でございますが、これは引き続き平成27年度も計画しておりまして、4月から9月まで合計8カ月間で講習を行うものでございます。一つには、緊急雇用ということでございますが、先ほど一般質問の中でありました、山間部における、木が倒れるときの対策ということでございますが、これと裏表というか、裏表と言うと、悪い言い方になりますが、同じ事業でございます。

町のほうから見ますと、こうした道路に木が倒れないように、それから電線を切って、停電等が起きないようにということで、道路の左右10メートルから15メートル、これは木の高さによって変わりますけれども、これを土地の所有者に承諾をいただきまして、同意をいただきまして、今回2月の大雪で藤原、重木、奈良尾が大きな被害を受けましたが、ここが、こういう危険を先に除去するというので、この事業

を行うものでございます。全額補助金で実施するものでございます。

続きまして、10ページ、款7商工費、目2商工振興費の一番右側の説明欄のうち地域商店街活性化事業補助金100万円の内容でございます。皆野町商工会では、国の地域商店街活性化事業、補助事業でございますが、この補助を受けて商工会が実施するみんなの商店街まるごと見本市に対する町の補助金でございます。内容は、集客イベントを実施して町民への積極的なPRと商店と事業者の意識改革を図るもので、これまでに商店街においていただけなかった方も来ていただけるように、町内商店の内需拡大が大きな目標となっていると聞いております。

具体的には、2月22日を開催日として、本町商店街を歩行者天国にして県道、空き地、路地を会場に、町内各所にある商店を1カ所といいますか、商店を一堂に集めて、商店、飲食店が1店1品、1品につきましては、それぞれ自慢のできる商品という1品でございますが、を持ち寄ってフードコート形式の見本市を開催するものでございます。そのほか、子供の竹馬競争や夜の酔っぱらい川柳大会など、参加型イベントや大道芸などの公演、仕掛け花火やイルミネーションの設置、福引き、抽せん会などについても検討中の事業でございます。地域商店街活性化事業補助金については以上でございます。

続きまして、JAちちぶが設置をします観光トイレのことについてご説明いたします。事業費につきましては、本年年末に入札を行うという話を聞いております。このため、金額については、今の時点では控えさせていただきたいと思いますが、図面については、図面を受け取った時点で、まだ若干の変更があるという話も聞いております。農協さんのほうに、JAちちぶのほうに変更があったかどうかを確認した上で、もしこのまま渡していいかどうか、確認をした後、お渡しできるようにさせていただければというふうに考えております。

以上のとおりでございます。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 12番、内海議員さんの質問にお答えをいたします。

17ページ、20ページにございます、職員数の数がわかりづらいというご指摘ですが、担当していても、確かに内海議員さんのおっしゃるとおり、わかりづらい面がございます。ただ、これは17ページ、20ページ、捉える目的が異なることから、数字が合ったり、合わなかったりしておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

17ページの職員数の捉え方につきましては、一般会計に人件費を計上している予算上の職員数でございます。さらに、これを細かく申し上げますと、当初予算に計上され、新しい年度になって給与が支払いされた職員については、その年度の途中で退職しても職員数からは除きません。それとは逆に、当初予算に計上されているが、何らかの理由で3月末までに退職した職員については職員数から除いております。

平成26年度につきまして申し上げますと、予算編成が終了した時点で退職者が確定しておった定年退職者ですとか、依願退職者はわかっておりました。それ以後、年が明けて急に退職したいという、自分都合で退職した者が2名おりますので、当初は86を計上しておりましたが、9月の2号補正の段階で、その2名を給与が年度内……

〔「暫時休憩したほうがいいよ」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時40分

再開 午後 4時40分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（川田稔久） 続けさせていただきます。

給料を支払っておりませんので、先ほど申し上げましたとおり、この2名を当初予算の86から引いて84としております。

次に、20ページの説明ですが、この20ページに載ります職員数は、役場職員のうち一般会計に属する実人員でございまして、調査日現在に在職している、一般会計に属する職員の実数であります。当初予算では、この表は82と計上しておりますが、年度が始まりまして、育児休業から復帰した職員が1名おりますので、9月の段階で1人ふやし、83としております。

それから、今回補正4号で82になっておりますが、11月30日で1名退職しておりますので、このもとの83から1を引いて82という数字を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。

道の駅の関係、ちょっと議会だよりの報告等で図面を使いたいと思います。後ほどで結構ですので、いただきたいと思います。

それと、非常にわかりづらいのですが、補正後の職員数ということで、これは84ということになっているのですが、これはいつの時点、余りしつこく聞いてもあれですが、おかしいですね。だから、級別の職員数については、退職者とか、そういうのは関係なく、在籍の職員数だと、そういうことで今説明がされたと思うのです。12月1日現在の職員数、一般会計分では82人ということですね。ということは、特別会計も含めて、今正規の職員は何人になるのですか。間違いなく級別の職員数というのは、これは退職とかなんかは関係なく、あくまで在籍の職員数というふうに説明をされましたよね。それで間違いないですか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

在籍といいましても、育児休業等で退職している職員については数えておりません。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） まあいいです。給与とか、そういった関係するところは人数を減らしても、級別の職員数、これは在籍の職員数で表示すると、何か問題があるのですか。少なくとも退職していても、ちゃんと格付があるわけですよ、1級とか、2級とか。何ら問題ないのではないですか。そうではないと、正規の職員数というのは、どこにも出てこないのです、はっきり。今、総務課長が言ったように、最初は在籍の職員数だといいながら、退職者は除いていますなんて。その前の職員数では退職者が復帰したと言いましたよね、1名復帰した。もう一度、補正後の現在、要するに平成26年12月1日の職員数が84なのか。それで、級別の職員数、これは12月1日現在、退職者を除いているということなのですが、退職者がいるのかどうか、あわせて。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

全職員数が89名、それで特別会計に属する職員が4名、この内訳につきましては、介護特会3名、国保特会が1名でございます。それから、育児休業が2名おありまして、83が平成26年9月1日現在の数字でございます。それに12月1日現在の数字につきましては、この83名から11月末に退職者1名を引いた82名でございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「ちょっといいですか、議長」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） その件については、他に移ってください。もう同じだから。

〔「では、訂正するということですか、これは。人数合わないではないですか」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） では、これでおしまいにしてください、同じですから。

総務課長。

〔「級別職員数のところは、では81に訂正するということですか」と言う人あり〕

○総務課長（川田稔久） 81といたしますと。

〔「今そう言いませんでしたか。ちょっと議長、休憩」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） では、この件はおしまいにしてください。納得いくように、これは後でやってください。

〔「ちょっと休憩とってください」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 休憩とってやったって同じことだがね。

議事を進行します。

他に質疑はございませんか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） では、それだけ答えてください。

総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

答えになっていないかもしれませんが、この表については、ルールに基づいてやってきておりますので、私の自分勝手な考えで計上しているものではありません。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 3番、常山です。

5ページの款20諸収入、項5雑入の映画「じんじん」上映協力金4万8,000円とありますが、今回の取り組みは町総動員ということで、物すごいものがあったように感じます。町の人からも聞いています。あっちからこっちから券を販売する人が来て、実は私などは個人的には、もうほかの人から買ったのです、2枚、家族の分等含めて。そしたら、議員も5枚の協力が必要だということで、大変苦労しました。その

割に映画を見たところ、はあん、何なのですかというようなところもありました。この町挙げての力を入れようでやったのは何かわけがあるのかどうかということと、この販売枚数と入場者数を教えてください。そして、これは会計報告というのはい出るのですか。協力金ということで、この4万8,000円というのは収益と捉えていいのですか。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 3番、常山議員さんの質問にお答えをいたします。

映画「じんじん」の上映をごらんいただきまして、ありがとうございます。この映画「じんじん」の上映につきましては、町が執行しているように思われますが、実は、これは上映委員会が実行委員会を組織いたしまして、映画「じんじん」上映皆野町実行委員会を組織し、その中に実行委員長、副実行委員長等を選任いたしまして、各コミュニティー団体の会長、それからシルバー人材センターですとか、社会福祉協議会、赤十字奉仕団、朗読ボランティア「ねむの木」の代表の方々も加わっていただきまして、上映をすることができました。

この映画上映の目的は、映画を上映する前の、皆様とのつながり、きずな、これをつくることが目的でありまして、今、常山議員さんが、あっちからもこっちからも券を売りに来た、それが実は目的なのです。皆さんに券を売ってもらって、新しいコミュニケーションができたりですとか、新しいつながりができたりですとか、それが目的なのです。そして、その目的で話題が一つになって、映画を見て、またそこで話題をつくって、きずなをつなげていこうということが目的でしたので、ご理解をいただきたいと思います。

それで、券が、チケットですね、販売ができましたのは、総勢で971枚、入場者、ごらんいただきました方は692人、販売金額が971枚、これは一般が930枚、小中学生が41枚、合計96万2,800円の売り上げがございました。この売り上げの5%が実行委員会に上映協力金として4万8,140円入ってまいりましたので、これを先ほど申し上げましたように、この映画「じんじん」の生まれた町であります、北海道の剣淵町で行っております、本の読み聞かせですが、これに関係する事業に充てるということで、町の図書購入基金に充当し、小学校、中学校の図書の購入に充てさせていただくものです。

会計報告につきましては、この実行委員になってご協力をいただいた方々に報告をしてございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 町がやったのではなくて、実行委員会をつくったということですが、やはり実行委員会の一番の長は石木戸町長、そして各面々、議長も入っていたし、それから町のあらゆる全ての組織というか、あれが実行委員に入っておりました。つながり、コミュニケーションをつくるということですが、けれども、その後のつながりというか、よかったね、あんなふうなまちづくりができたらいいいねという話も聞いていないわけで、ただ見て、1,000円は高かったね、それだけで、本当に申しわけない、そういう声しか聞こえてこなかったのです。町は、本当にただでいい映画を見せてくれるわけですよ、今度の13日にもあるそうですが、やはりそういう形で、いい映画を見てもらう。そこにもコミュニケーションというのはつくれると思うのです。この映画というのは、ちょっと町の人からは、余り評価はされていなかったような気がしますので、以上です。答弁はいいです。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 今の件を先にお聞きしたいと思います。要するに売り上げのうちの5%がバックされて、九十何万がどこかに行ったということなのですが、その行き先についても一度教えていただきたい。

それから、今最後の常山議員さんの意見の中であったように、町として教育委員会等で無料でいい映画をやっているものですから、この辺趣旨が、映画を見るのではなく、その前のということであれば、これはまた違った方法があるのではないかなというふうに思います。現実にお金が伴うことですから、つながりというか、本当にあっちこっちで、もう買った、逆に買ってほしいぐらいだとか、むしろ関係を悪くしかねないような部分もありますので、同様のことがあったら、お断りするか、または町で一括購入していただきまして、無償でやっていただきたいというふうに考えるぐらいです。90万円というお金が、どういう形だったのか、教えてください。

それから、先ほど同じところの5ページになりますか、済みません。失礼しました。5ページではないです。ちょっと順番はずれるかもしれませんが、9ページの緊急雇用創出基金事業委託料なのですが、先ほど産業観光課長が丁寧にいろいろ説明していただいていたのですが、講習をやった人の雇用をある程度保障するものであるのか。また、その際、雇用した後の作業は以前のLED電球の交換等は、かなり危険を伴う場合もあるので、その辺の保障といいますか、保険とか、そういった労働条件についての保障というのはどのように考えているのか、教えてください。

10ページ、これも先ほど言われました、商工費の目2商工振興費、ここの部分の地域商店街活性化事業補助金、この関係なのですが、もう一度簡単に説明というか、冊子を出す予定があるかどうかをお答えいただきたいと思います。つまり、ガイドブックみたいなものを出す予定があるかどうか。

以上になります。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 10番、林議員さんの質問にお答えをいたします。

上映いたしました「じんじん」の映画、これをどういうふうに評価するかにつきましては、芸術作品ですので、それぞれの感覚によって違うと思います。収支の報告ですが、先ほど申しあげましたチケットの売上代金96万2,800円、このうち支出につきましては売上金の5%が実行委員会へ入ってまいりました。4万8,140円、これは図書購入積立基金に充当させていただきます。それから、文化会館を2日間使っておりますので、この文化会館の使用料10万5,360円を支払っております。残りの80万9,300円については、株式会社埼玉映画文化協会事業部へ支払っております。この事業部では、この「じんじん」上映に当たりまして、ポスターの作成、チケットの作成、これを全部この費用の中から賄っていただいております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（大塚 宏） 10番、林議員さんより質問のありましたことについてご回答申し上げます。

初めに、9ページ、款5労働費の労働諸費の緊急雇用創出基金事業委託料331万5,000円で、非常に危険な事業なので、保障はどうなっているかという質問でございますが、町が直接労働者を雇って実施するというわけではございません。これを委託として事業者が実施するものでございますが、その実施者が、これから保障とか、保険とかについて取り決めることとなります。町のほうで、まだ県のほうに申請していない時点で、どういう保障をするかということについては考えておりません。わかっておりません。ただ、労働者は失業者でございまして、この中でチェーンソーを扱ったり、刈り払い機を扱ったりということで、

これは推定でございますが、全くそういうことを扱っていない人が、こういう仕事の募集を受けて入ってくるのだらうなということは十分考えられますけれども、今のところ、この秩父の中で、緊急雇用事業を実施する上で、森林組合さんが、この事業を幾つかやっております。それから、もう一点、木の伐採とか考えますと、森林組合さんが一番その能力もありますし、実際の実務、それから人を育てるという実績もございまして、現時点で秩父広域森林組合さんに随意契約ができれば一番ベストではないかなというふうには考えております。

それから、もう一点、同じ緊急雇用の中で、卒業者というか、それを修了した後の雇用についてでございますが、この事業の実施に当たりまして、埼玉県の方から、この事業が終わった後、秩父広域森林組合ですが、雇用する可能性があるかということで、聞かれております。森林組合のほうに、その点確認しましたところ、雇用する可能性はあると、そういう話は聞いております。この緊急雇用については以上でございます。

次に、10ページ、款7 商工費の商工振興費のうち説明の地域商店街活性化事業補助金でございますが、この事業を行うに当たりましては、当然のことながら、チラシ等については計画しておりますが、今のところ、ガイドブックをつくるかどうかについては、事業の実施者でございます商工会のほうからは聞いておりません。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） まず、「じんじん」の件ですけれども、八十何万かけて、広告を打って、要するに一般企業だと思いますけれども、そのためにあれだけの騒ぎをして有料で映画を見せたということが、果たしてどうだったのかなということを考えると、町民からいただいたチケット代というのは、同じ額でもいろいろな形で使えることだったのではないのかなというふうに思います。ですから、こういう事業がありましたら、次回といいますか、次にあったときには、どうなのかなというふうに疑問を投げて、実施については少し考えていただきたい。特に皆野の場合は、先ほど来出ているように映画に関しては無料で見せる、それもかなり優良な映画を見せている実績がありますので、町民のほうも逆になんかという感じになる人が多かったものですし、また聞くところによると、中学生や、小学生はどうだか知りませんが、学校のほうでは無料で見せてしまったということですから、これもチケットを売る側からすると大変なハンディになってしまったなということも現実ですので、こういう事業については、もう少し一考をお願いしたいなということを要望しておきたいと思います。答弁は結構です。

続いてすぐいきますけれども、緊急雇用のほうなのですが、今名前が一応挙がったように森林組合のほうで雇用を考えていると、随意契約で雇用を考えているということで、ある程度先が見えていいのかなという部分もありますが、もちろん保障されるものではないのかなという気もします。それで、課長が言われるように扱うものが非常に危険なものもありますし、またその後の就業の業態そのものも危険等がありますので、その辺は講習を受ける以前に、こういう内容の説明はしっかりとしておく必要があるのかなと思います。現時点では、それ以上のことは、実際には動いていないということですので、しっかりやっていただきたいと要望を入れたいと思います。

最後に、10ページの地域商店街活性化事業補助金、大変ありがたく思っているところですが、総事業費が500万円を使う予定でいる中の町のほうからは100万円の事業補助をいただくということなのですが、実際ガイドブック的なものを、町内のお店ガイドというものをつくる予定がございまして、なぜそんなことを

聞いたかという、同種のもので、午前中にも、例えば電話帳であるとか、それから例のガイドブックです。ね、総務課のほうで官民協働事業という形でやったものにも、ある意味似通ったようなもので、無料で全戸配布するというような予定も考えているようですから、4,400部つくと。5,000部ぐらいですか、当日も使うということからしますと、そのぐらいつくるということなので、それらを考えたときに、予算が大体60万円ぐらいかかるように見ております。そういったことから見て、いわゆる何とかガイドというのはどうなのかなという部分もありますし、総務課でそういうことをやっていて、産業観光課でも関連して商工会ですけれども、同じようなことをやっている。また、そうでなくてもいろいろなものがあるということで、その辺の統合、整理をしっかりとやっていただきたいなということがありますので、わさわさこの件について産業観光課長のほうへ取り上げていただきましたが……

○議長（四方田 実議員） 質問してください、早く。

○10番（林 豊議員） 質問はありません。しっかりやってということです。

○議長（四方田 実議員） 質問がなければ終わりにしてください。

○10番（林 豊議員） 終わりにします。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。



◎議案第39号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 追加日程第2、議案第39号 平成26年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第39号 平成26年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、介護給付費等に係る支給見込みによる補正及び国・県支出金などの交付決定によるものが主なものでございまして、歳入歳出予算の総額に1,079万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,699万5,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第39号 平成26年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、内容のご説明を申し上げます。

3枚目の水色の仕切りの後、予算の説明書であります事項別明細書に沿ってご説明を申し上げます。事項別明細書の3ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございますが、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金876万3,000円の減額及び次の項2国庫補助金、主なものは目1調整交付金650万2,000円の減額と、目3地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）259万1,000円の減額でございますが、それぞれ26年度の交付決定額によりまして補正をするものでございます。

次の款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金1,215万7,000円の追加、目2地域支援事業支援交付金215万1,000円の減額、これも平成26年度の交付決定額によりまして補正をするものでございます。

同じく款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金703万3,000円の減額、1枚おめくりをいただきまして、項2県補助金、目1及び目2地域支援事業交付金の減額も同様にそれぞれ平成26年度の交付決定額によりまして補正をするものでございます。

続きまして、款8繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金2,700万円の追加計上は、この後、歳出でご説明いたしますが、介護給付費に財源充当するため準備基金から繰り入れをするものでございます。

5ページ、歳出でございますが、主なものをご説明申し上げます。中段の款2保険給付費、項1介護サービス等諸費でございますが、年間の見込額により、それぞれ補正をするものでございます。目1居宅介護サービス給付費1,323万9,000円の追加補正でございますが、4月から10月までの在宅での居宅介護サービスの給付実績に基づき追加補正をするものでございます。

目3地域密着型介護サービス給付費169万7,000円の減額は、同様に給付実績に基づき減額をするものでございます。

目5施設介護サービス費、補正額はありませんが、充当財源の振りかえをするものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、6ページ、款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費1,032万6,000円の追加計上は、要支援の方に対するサービスの給付費でございますが、同じく年間の給付見込みによりまして追加をするものでございます。

次の欄の目1特定入所者介護サービス費460万1,000円の減額補正も見込みによりまして減額をするものでございます。

次の款3地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1二次予防事業費の補正は、補正額はございませんが、歳入との関係で財源の内訳が変わりますので、記載をしたものでございます。

款4基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金でございますが、さきの9月議会における補正第1号において500万円の積み立てを計上させていただきましたが、今回の補正によりまして、基金からの取り崩しを計上いたしましたので、これを減額するものでございます。

下のページ、款7予備費でございますが、これらを調整いたしまして391万7,000円減額するものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第39号の説明とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。



◎請願の審査報告

○議長（四方田 実議員） 追加日程第3、総務教育厚生常任委員会付託の請願審査報告を行います。

委員長から、本定例会に提出された請願審査報告は1件で、お手元にご配付のとおりです。



◎平成26年請願第4号の報告、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 平成26年請願第4号 所得税法第56条の廃止を求める請願を議題といたします。

請願第4号については、平成26年9月議会定例会において総務教育厚生常任委員会に付託され、閉会中の継続審査とされておりますので、総務教育厚生常任委員会の委員長報告を求めます。

総務教育厚生常任委員長、10番、林豊議員。

〔10番 林 豊議員登壇〕

○10番（林 豊議員） 請願審査報告をいたします。お手元の報告書をごらんください。

まず、結論から先に言いますと、この所得税法第56条の廃止を求める請願は不採択と審査いたしました。内容につきましては、そこに記載されているとおりであります。

この委員会の審査の過程で私、各委員さんにおわびをしなければいけないのですが、私自身が、この所得税法第56条についてよくわからないことが多かったものですから、委員全員の同意なしに説明を求める、参考人を呼んでしまいまして、実際にいろいろ意見を聞いてみようと思ったわけですが、その辺につきましても、委員さんをご存じのとおり、意見というよりも、デモンストレーションに近いような形であったのが残念なところであります。これは逆に、各議員さんをお願いしたいのですが、請願の紹介者になる場合には、そういったことのないように説明をされる方があれば、本当に説明だけをできる方1名ということで、お願いしたいなと感じたところがございます。もう一度改めて言いますが、この請願審査に関しましては、審査の結果は不採択でございます。

結果、意見書の提出はございません。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 以上で質疑を終結し、委員長報告を終わりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

以上で総務教育厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

本件は討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議がありますので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論を許します。

3番、常山知子議員。

〔3番 常山知子議員登壇〕

○3番（常山知子議員） 3番、常山知子です。

私は、反対討論として、所得税法第56条の廃止を求める請願について、紹介議員として総務教育厚生常任委員会の不採択という審査結果に反対し、ぜひこの議会で、この請願を採択していただきますよう、まず初めをお願いいたします。

所得税法第56条は、ご存じのとおり配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に歳入しないと定めています。これは事業主とその家族の労働の対価と事業の利益を一括して事業所得とする制度であるため、賃金が必要経費として認められていません。家父長制度であった明治時代の法律がそのまま残されています。控除が受けられるのは年間で配偶者86万円、家族50万円です。これは控除金額を設定した当時、この金額があればひとり立ちできる金額で、現在の経済状況に合った金額でもありません。

家族従業者がどんなに働いても自家労賃、自分の働き分が社会的に認められず、ただ働きを強いられ、損害保険の保障金額も保障日額も主婦の5,700円に対し、業者の婦人は2,356円、家族従業者、子供たちは所得証明がとれず、車のローンも組めない。賃貸住宅の入居の審査に通らず契約ができないなど多大な不利益を受けています。青色申告にすればという方もいますが、青色申告は特例として給与を必要経費にできますが、第56条の例外としてつくられており、特典の一つとして家族の人件費を認めるという差別的制度で、働き分を認めたわけではありません。家族であれ、他人であれ、働いたことに給料を支払うのは当然のことです。また、どの申告制度を選ぶかは納税者の自由だと思います。ぜひ採択していただきますようお願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 次に、賛成討論を許します。

6番、新井達男議員。

〔6番 新井達男議員登壇〕

○6番（新井達男議員） この請願審査報告書に関しては、私も総務教育厚生常任委員の一員として、これに対しては不採択ということでやってありますので、この請願審査報告書に関しては賛成です。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより平成26年請願第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。この請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（四方田 実議員） 起立多数です。

よって、平成26年請願第4号 所得税法第56条の廃止を求める請願は不採択することに決定いたしました。



◎総務教育厚生常任委員会継続調査の委員長報告

○議長（四方田 実議員） 追加日程第4、総務教育厚生常任委員会委員長報告を行います。

総務教育厚生常任委員会の継続調査について、会議規則第76条の規定により、その報告書が議長に提出されました。

写しをお手元に配付いたしました。

委員長に補足説明がありましたら、お願いいたします。

総務教育厚生常任委員長、10番、林豊議員。

〔10番 林 豊議員登壇〕

○10番（林 豊議員） 10番、林豊です。総務教育厚生常任委員会の調査報告をいたします。

今回の報告書は、ことしの一連の町内の教育及び学童保育所の視察に関する報告書です。今回は11月19日に、皆野町内にあります明星保育園及び国神保育園、それから学童保育所としまして、皆野学童保育所、明星とあります。国神学童保育所へ出向き、その状況を見学したところであります。

詳細につきましては、書面のとおりですが、3ページの4、国神学童保育所の部分にちょっと大きな誤字がありますので、訂正をいただきたいと思っております。一番最初ですが、「句」となっていますが、「木」です。「木を積極的に使った新しい施設、落ちついた感じがする。そのせいか、皆野に比べ児童も落ちついた感じで」、次に「最も」という漢字、正しい漢字では、これではないので、平仮名にしておけばよかったのかなと思っておりますが、「もっとも人数も少ないが」ということであります。

4ページ以降に、現場の支援員の先生方等の意見が幅広く載っておりますので、現場の声を聞いていただきたいのですが、特に学童保育所につきましては、恐らく議会は初めての視察ということで、非常にある意味対照的で、皆野の場合は、とにかく人数が多くて、わさわさやっていたというか、それこそ昔の小学校といたしますか、そんな感じがするような、元気がいいといえば元気がいいのですが、果たして大丈夫かなと、ちょっと心配な部分もあるようなところもありますし、逆に国神のほうは、これがまた逆に非常に統制がとれていてというか、逆にとれ過ぎていて気味が悪いなというようなことで、学童保育という事

業そのものが非常に難しい事業であるなというところを、いろいろな現場の声等からも感じました。ですから、今回たまたまその施設等に関する条例が出てきたのですが、もう一度いろいろな形で見直していかなければいけないなということを強く感じるところであります。特に学校のそばにあることもありまして、教育現場とのもう少しつながりというのがあればよいかなどというふうに感じましたので、この後ろの部分、現場の声というのを各議員さんには読んでいただきたいと思いますので、お願いいたしまして、報告いたします。

終わります。

○議長（四方田 実議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 以上で質疑を終結し、総務教育厚生常任委員会委員長報告を終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

以上で総務教育厚生常任委員会継続調査の委員長報告を終わります。



◎産業建設常任委員会継続調査の委員長報告

○議長（四方田 実議員） 追加日程第5、産業建設常任委員会委員長報告を行います。

産業建設常任委員会の継続調査について、会議規則第76条の規定により、その報告書が議長に提出されました。

写しをお手元に配付いたしました。

委員長に補足説明がありましたら、お願いいたします。

産業建設常任委員長、5番、大澤金作議員。

〔5番 大澤金作議員登壇〕

○5番（大澤金作議員） 産業建設常任委員会から報告をいたします。

去る11月26日、27日と2日間にわたり福島県会津若松市のほうへ視察研修に伺いました。26日におきましては、間伐材の未利用材を主とするバイオマス発電、早く言えば木材チップを燃料として発電を起こすシステムでございました。そこで、立派な機能なのですけれども、入り口というのか、そこへ木材チップを搬入するに当たり、放射能の検査が自動的にできるという立派なシステムでございました。森林組合さんとか、そういった方が数々視察に訪れるということをお聞きしましたが、この町でやろうというようなわけにはいかないわけでございます。

また、27日には、道の駅の視察を行いまして、建物自体は会津、湯川村というところにあるのですけれども、名前が道の駅「あいづ・湯川・会津坂下」、会津坂下町と湯川村との合同の事業だということ聞いております。道の駅、3つの機能を持つのですけれども、人との交流があるようにと人の駅、またすぐ脇が大きな川が流れておるのですけれども、川もレジャーだけでなく、雨季には氾濫するということで、水防団という、早く言えば、こちらの消防団も同じ仕事はしているのですけれども、名前が水防団ということで、消防団を兼ねてやっておるようにお聞きしております。そういったことから川の駅、そして農産

物、レストラン等を行っております道の駅、この3つの機能を一つの場所に備えてある。また、防災の基地でもあるようになっておる、かなり面積の広いところでございました。詳しいことは、お手元に配付してある資料をお目通しいただきたいと、こんなふうにあります。

常任委員会委員6名、それから執行部側から町長、担当課長、それに随行でいろいろお世話になりました事務局長の合計9名で視察を行ったわけでございますが、皆様方に説明することは、この配付の資料のとおりでございますので、どうかよろしく願いいたします。

終わります。

○議長（四方田 実議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 以上で質疑を終結し、産業建設常任委員会委員長報告を終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

以上で産業建設常任委員会継続調査の委員長報告を終わります。



◎議会運営委員会継続調査の委員長報告

○議長（四方田 実議員） 追加日程第6、議会運営委員会委員長報告を行います。

議会運営委員会の継続調査について、会議規則第76条の規定により、その報告書が議長に提出されました。

写しをお手元に配付いたしました。

委員長に補足説明がありましたら、お願いいたします。

議会運営委員長、12番、内海勝男議員。

〔12番 内海勝男議員登壇〕

○12番（内海勝男議員） 議会運営委員会としまして、平成26年10月28日から29日にかけて山形県の川西町に視察に行きました。

研修の事項なのですが、議会活性化の取り組みについてであります。研修に先立ちまして、事前に質問項目5点について川西町議会のほうにお願いをしておきました。その関係のページでは3ページの（1）から4ページの（5）まで、その件が載っていますので、後ほど参考にさせていただきたいというふうにあります。

視察結果の所感なのですが、川西町議会を研修地に選んだきっかけというのは、議会広報の全国コンクールで毎年優秀な成績をおさめていることにありました。そうしたことから、議会の活性化や地域の活性化等についても先進的な取り組みがされているのではないか、このようなことが想定されたからであります。

議会運営につきましては、皆野町みたいな本会議中心主義ではなくて、委員会中心主義をとっているようです。定例会の会期日数も平均して15日間ぐらいとっているということでございます。また、議案をどうするかという、実質的な審議につきましては、委員会で行っているということで、その委員会の審議も

保障されている中で、委員会での質問回数等については、特に制限がない、このようなことでございました。

参考資料として川西町議会の議会だよりを3部ほどいただいていたのですが、A4判構成で、3月の当初予算の議会報告では32ページ立てと、6月の定例会におきましては16ページ立て、9月の決算認定等の議会だよりについては24ページ立てということで、報告といたしますが、議会だよりの内容も大変豊富で、町民への説明責任を果たしている充実した内容であったかと思えます。

そして、川西町議会におきましては、昨年5月2日に議会基本条例を制定しまして、町民からの直接の意見を聞く場として、意見交換会等を実施してきていると。そういった点からも、常に町民との接点を大切に、開かれた議会運営に努められているようでした。

最後に、議会運営委員会の副委員長の言葉だったのですが、「マンネリ化をしないように常に工夫を重ねている」という、そういった言葉が大変印象的でありました。

以上です。

○議長（四方田 実議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 以上で質疑を終結し、議会運営委員会委員長報告を終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

以上で議会運営委員会継続調査の委員長報告を終わります。



◎総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（四方田 実議員） 追加日程第7、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました総務教育厚生常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査については、総務教育厚生常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（四方田 実議員） 追加日程第8、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会運営委員長の申出書のとおり、閉会中の継

続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（四方田 実議員） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会について

○議長（四方田 実議員） お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（四方田 実議員） これで本日の会議を閉じます。

平成26年第4回皆野町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 5時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年 月 日

議 長 四 方 田 実

署 名 議 員 大 澤 径 子

署 名 議 員 林 豊